



(号)外
内閣府
発行
(原稿作成)

目 次

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所
破産、免責関係
特殊法人等

独立行政法人国際協力機構有償資金
協力勘定令和7事業年度上半期決
算、日本弁護士連合会懲戒処分関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、
無縁墓等改葬関係

会社その他

会社清算公告

公 告

諸 事 項

破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第325号

岡山県井原市上出部町四季が丘2番地9

債務者 岡田彰太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片岡 靖隆
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前11
時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第3175号

名古屋市名東区梅森坂4丁目101番地 市営
梅森荘4棟510号、従前の住所名古屋市瑞穂
区彌富町字紅葉園39番地の2 ユーフォリア
紅葉園202号

債務者 川西 康弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野中 光夫
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前11
時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第476号

札幌市西区町北3丁目1番22-301号

債務者 中根 拓也

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横川 裕宣

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1
時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

函館地方裁判所

令和7年(フ)第2457号

札幌市南区真駒内南町3丁目1番15-504号

債務者 金子 雄治

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本井 孝史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年3月26日午後2
時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第3064号

名古屋市東区筒井3丁目29番12号 第3貞和
ビル3C号

債務者 伊藤 由広

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒岩 将史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後2
時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月1日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第319号

奈良県北葛城郡広陵町馬見南3丁目14番17号

債務者 堀田 和彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和島美枝子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前10
時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第320号

奈良県香芝市五位堂4丁目424番地1

債務者 堀田 通久

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和島美枝子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前10
時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで

令和7年(フ)第3375号

横浜市港南区港南台7丁目41番9-4号

債務者 松田 浩佳

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 智
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月
4日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで

令和7年(フ)第3067号

横浜市泉区新橋町1382番地1 グランベール
ヨシミ303

債務者 栗原 英幸

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 俊春
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月
16日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

令和7年(フ)第804号

静岡県焼津市中里502番地の3

債務者 久保山貴浩

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷川 樹史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月
11日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

令和7年(フ)第2568号
横浜市南区永田南2-12-47-202、住民票
上の住所横浜市鶴見区下末吉4丁目25番7号
常世様方
債務者 山村 和行(旧姓金親)
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 濱田 崇
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月
19日前11時30分
6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第160号
岩手県花巻市大迫町外川目第30地割39番地
5、旧住所岩手県盛岡市黒川22地割43番地3
債務者 佐々木彩人
1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 亮
4 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月
10日前10時
6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(フ)第2317号
東京都八王子市石川町1920番地石川団地7-
108
債務者 田中 美和
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 真野 祥一
4 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月
13日前10時45分
6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第881号
川崎市幸区河原町1番地 河原町団地 14-
207
債務者 ディン クアン チュン(DINH
QUANG TRUNG)

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林 俊介
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月17日前10時20分
6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第911号
川崎市川崎区小田6丁目15番6号 コスマシャーメゾンD 201
債務者 越智 誠
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 諭
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月17日前10時10分
6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第2314号
東京都調布市西つつじヶ丘4丁目23番地25-102
債務者 渡辺 浩二
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井上 健太
4 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第122号
長野県上田市上野14番地4 レオパレスSUMIYOSHINO202号
債務者 谷井 博
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大島 忍
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月25日前10時
6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで
長野地方裁判所上田支部

令和7年(フ)第1086号
千葉県柏市名戸ケ谷1丁目7番43-7号 ブリムヴェール207号、前住所長野県長野市大字小島416番地10
債務者 清水 勇佑
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 島野由夏里
4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月23日前10時50分
6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第218号
千葉県山武郡横芝光町栗山4267番地46 コート栗山102
債務者 山岸 美雪
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大久保佳織
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月9日前10時
6 免責意見申述期間 令和8年4月2日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第336号
川崎市川崎区元木2丁目3番13号
債務者 石渡 千駒
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鶴井 迪子
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月15日前10時50分
6 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第219号
千葉県東金市家徳444番地232
債務者 渡辺 成生
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐久間貴幸

4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日午前11時
6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第1052号
千葉県野田市木野崎1758番地の30
債務者 鈴木 勇人
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯鳴 孝明
4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月13日午後1時10分
6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1101号
千葉県松戸市三矢小台5丁目26番地の1 マルハチビル701号
債務者 長島 裕之
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高品 恵子
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月13日午前10時40分
6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第467号
静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見4158番地の4、前住所静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見4037番地の3
債務者 加藤 誠之
1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 祐尚
4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月14日午後2時
6 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和 7 年(フ)第 1090 号

千葉県柏市若柴 1 番地 12 田中ハイツ 202 号
債務者 田中美登里

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 7 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 博雄
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 9 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 20 日午後 1 時 20 分
- 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 17 日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和 7 年(フ)第 906 号

川崎市多摩区登戸 1664 番地 河興マンション
616

債務者 小松 隆

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 寛一
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 9 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 22 日午後 2 時 10 分
- 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 21 日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和 7 年(フ)第 908 号

川崎市宮前区神木本町 1 丁目 2 番 4 号 プラザ神木 C 102

債務者 吉田 安孝

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大橋 賢也
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 9 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 22 日午前 11 時 30 分
- 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 21 日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和 7 年(フ)第 760 号

神奈川県座間市ひばりが丘 1 丁目 6 番 24 号
債務者 本田 亮

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内野 裕介
- 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 2 月 5 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 8 年 4 月 22 日午後 1 時 30 分
- 6 免責意見申述期間 令和 8 年 4 月 21 日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和 7 年(フ)第 1206 号

仙台市泉区向陽台 1 丁目 20 番 9 号 セジュール・パーク 202

債務者 細谷 明成

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 庄司 拓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 14 日午後 2 時
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
仙台地方裁判所第 4 民事部破産係

令和 7 年(フ)第 1530 号

仙台市青葉区旭ヶ丘 1 丁目 25 番 5 号 コンフィールド 203

債務者 伊勢 春基

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 1 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大泉 光央
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 10 日午前 10 時 45 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
仙台地方裁判所第 4 民事部破産係

令和 7 年(フ)第 43 号

秋田県由利本荘市東鮎川字蒲田前 113 番地 8
債務者 進藤 新悦

債務者 Lead 設備こと 定常 恒典

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺沢 修平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 16 日午前 11 時
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
秋田地方裁判所本荘支部

令和 7 年(フ)第 3106 号

横浜市鶴見区上の宮 1 丁目 14 番 9 号 アップルホーム 菊名 203

債務者 佐藤 晃司

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤川 祐美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 16 日午後 1 時 40 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年(フ)第 3350 号

大阪府寝屋川市萱島東 3 丁目 21 番 1-209 号
債務者 松永 優子

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本行 克哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 23 日午後 2 時 30 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年(フ)第 6582 号

大阪府吹田市新芦屋上 27 番 G-102 号

債務者 井川 和憲

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田 英倫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 23 日午後 2 時 50 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年(フ)第 162 号

鳥取県米子市新開 6 丁目 2 番 30 号 105 号、
旧住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字 法万 870 番地 7

債務者 Lead 設備こと 定常 恒典

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 9 日午後 1 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 足立 珠希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 16 日午前 11 時 10 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和 7 年(フ)第 558 号

代替住所 A、旧住所 岡山市南区藤田 417 番地 73

債務者 隅田 愛梨

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午前 11 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原由季子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 7 日午後 1 時 30 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
岡山地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年(フ)第 691 号

岡山市北区辛川市場 248 番地 25 フルール 102 号室
債務者 園田 康訓

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午前 11 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小寺 立名
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 7 日午後 1 時 50 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
岡山地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年(フ)第 52 号

愛媛県伊予郡松前町大字筒井 1320 番地 8 松前サンハイツ 302 号
債務者 栗原 百合

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午前 11 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 正人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 16 日午後 2 時 15 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
松山地方裁判所民事部

令和 7 年(フ)第 387 号

愛媛県伊予市三島町 91 番地 10 三島ハイツ A 棟 1 号
債務者 田中 東

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午前 11 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三好 崇文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 16 日午後 2 時 30 分
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
松山地方裁判所民事部

令和 7 年(フ)第 655 号

福岡県みやま市瀬高町大草 1119 番地 1
債務者 内田 恵美

- 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 4 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 25 日午後 2 時
- 5 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 9 日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和7年(フ)第92号

福岡県田川郡福智町赤池335番地17、前住所
福岡県飯塚市花瀬102番地120 ラ・シャルマ
ンヴィ1-2号室
債務者 田上 誠也

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 明石美紗子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

福岡地方裁判所田川支部

令和7年(フ)第761号

熊本市中央区保田窪1丁目9番1-503号
シャトーノボル
債務者 樋口 隆盛

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 潤史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第778号

熊本市東区戸島7丁目4番40号 クレストリ
ヴィエール102
債務者 角田 将隆

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 賢一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第430号

大分県臼杵市大字市浜1008番地の3 市営市
浜住宅83-2 A-1棟30号、申立時の住所大
分県臼杵市大字諏訪1773番地の1 ジュネス
201
債務者 江良 秀典

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 能美 知子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時

5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第472号

滋賀県甲賀市土山町北土山2161番地
債務者 林善一こと 林 錫春

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田幸太朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第128号

愛媛県新居浜市東雲町2丁目13番23号
債務者 高橋 章

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤田 浩晃
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

松山地方裁判所西条支部

令和7年(フ)第566号

大分市賀來西1丁目12番39-201号 G L A
N Z K y o e i VI

- 債務者 芳村 圭太
- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 遠矢 洋平
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第268号

北海道釧路郡釧路町北都1丁目5番地7
ノースリバー1-2号室

- 債務者 宝力 一実
- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 高畑 哲也

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時30分

5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2252号

埼玉県川口市西青木3丁目8番8号 ガーデ
ンパレスVII 202号

- 債務者 小野 司
- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 山川 心
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2253号

埼玉県北足立郡伊奈町中央2丁目218番地
シャトレ伊奈701

- 債務者 加増利慶一
- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 斎藤 伸一
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後2時
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第3034号

愛知県愛知郡東郷町大字春木字野瀬2357番地
9

- 債務者 奥田 康介
- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 松井 朋美
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時40分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第338号

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦160番地2
アモーレ・グランデ基山 602号

- 債務者 脇 健樹
- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 下津浦 公

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後2時50分

5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第144号

熊本県上天草市大矢野町中479番地5
債務者 坂田 勝三

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下雅裕美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第2521号

札幌市白石区平和通3丁目北5番8-602号
債務者 藤崎 晃光

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 豪
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第286号

兵庫県宝塚市逆瀬台6丁目5番20号
債務者 森田 幸代

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大田 健司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第294号

兵庫県川西市久代3丁目22番7号 203
債務者 山村 裕嗣

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井健一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第303号 福島県郡山市久留米1丁目41番地の18 レオパレスヴィラシャルマン105号、前住所宮城県仙台市泉区小角字塙西9番地 債務者 佐々木友麻 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平間 裕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係 令和7年(フ)第96号 佐賀県東松浦郡玄海町大字仮屋550番地、前住所佐賀県伊万里市脇田町1231番地2 メゾン・ドリーム203号 債務者 江頭 恵介 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 佐賀地方裁判所唐津支部 令和7年(フ)第737号 熊本市中央区新町3丁目7番20-1102号 コアルクス新町 債務者 佐藤つるみ 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 陽介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第1944号 横浜市青葉区柿の木台23番地68 パールテラスB101 債務者 平野 優也 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田鍋 智之	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第3032号 神奈川県藤沢市用田914番地 シェアハウス用田 債務者 加藤 邦幸 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤本 創吉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第791号 熊本市西区上代8丁目6番24号 ルミエール上代A-202 債務者 前野 公勝 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野村 壽一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(フ)第146号 鹿児島県鹿屋市吾平町麓3552番地6 債務者 橋口 孝志 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下之菌優貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係 令和7年(フ)第805号 静岡県榛原郡吉田町住吉367番地の5 グランドパレス303 債務者 井上 智詞 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市川 裕香	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第115号 青森県五所川原市大字飯詰字福泉208番地、旧住所東京都日野市旭が丘2丁目33番地の12共立リライアンス豊田B-208 債務者 江良 和孝 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木花乃子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係 令和7年(フ)第147号 佐賀県武雄市武雄町大字永島15365番地1 グリーンルーフC101号 債務者 古田 満代 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 佐賀地方裁判所武雄支部 令和7年(フ)第151号 佐賀県嬉野市塩田町大字大草野丙1436番地2 債務者 久保 剛 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中尾 中 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 佐賀地方裁判所武雄支部 令和7年(フ)第152号 佐賀県嬉野市塩田町大字大草野丙1436番地2 債務者 久保 忍 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中尾 中	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月24日まで 佐賀地方裁判所武雄支部 令和7年(フ)第1539号 京都市山科区西野山射庭ノ上町186番地12 債務者 中村 高志 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石黒 大地 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第2601号 愛知県弥富市鯉浦町気開200番地2 ウッドベル 102 債務者 久保 達士 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 祐太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第42号 京都府福知山市字厚246番地 債務者 足立 一馬 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏原 崇志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 京都地方裁判所福知山支部破産係 令和7年(フ)第43号 京都府福知山市字厚246番地 債務者 足立 澄子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏原 崇志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 京都地方裁判所福知山支部破産係
--	---	--	---

令和7年(フ)第1148号	堺市堺区旭ヶ丘南町4丁3番10号 債務者 西島 俊裕 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蟻川 敦之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第781号	埼玉県三郷市戸ヶ崎3162番地3 グリーンコープ戸ヶ崎105 債務者 白倉 拓真 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須賀 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第2113号	さいたま市緑区大字大門1370番地2 レインボーグローブⅡ101号室、旧住所青森市けやき1丁目21番7号 債務者 星野 孝宏 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守重 典子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2209号	福井県福井市日之出1丁目11番12号 コーポ塚谷101 債務者 大久保 蕊 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 出井 宏幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第326号	愛知県豊橋市大脇町字大脇20番地3 カワイハイツⅠ203、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字沢渡11番地11 債務者 田形ディエゴ バルマレスこと P A L M A R E S T A G A T A D I E G O 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第6436号	大阪市福島区福島4丁目3番23-2106号 債務者 大西 夏輝 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 早川 優太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第411号	奈良県生駒郡平群町春日丘2丁目13番22号 債務者 丸尾 繁樹 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 祐輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第278号	奈良県葛城市長尾445番地2 債務者 芦高 英行 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝守 令彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第339号	福井市大宮1丁目11番44号 債務者 森本高男こと 李 高男 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 陽子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前10時25分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第1198号	大阪府南河内郡太子町大字太子37番地の10 債務者 城 聖一 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第2198号	さいたま市岩槻区宮町1丁目9番26-7号 債務者 松崎 洋和 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 智宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2362号	札幌市北区北22条西8丁目2番15-107号 債務者 都鳥 雄治 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大蔵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2900号	名古屋市千種区春里町2丁目48番地 本山セントユリーマンション13号 債務者 金森 泰生 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第671号	愛知県碧南市神有町6丁目104番地 債務者 山田 鏡二 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第1246号 堺市堺区中之町東2丁1番9-203号、前住所大阪市東淀川区菅原2丁目3番4-16号 債務者 尾崎 雄一 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩路 陽香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 孝司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 達男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで 岐阜地方裁判所	1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奈良崎真士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第2860号 横浜市青葉区奈良3丁目6番地31 債務者 石川 和秀 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高世 和洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 侑樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後3時10分 5 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 牧田 豊彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで 長野地方裁判所伊那支部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上川 清 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第79号 長野県伊那市西町5907番地1 クローバーリーフ杜一 債務者 武村 知征 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒田 信 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 長野地方裁判所伊那支部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅沼 博文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田久美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 力武 伸一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第1248号 愛知県春日井市牛山町1988番地41 債務者 森保 亮大 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田 浩子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安部 朋子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月13日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松尾 潤 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 美和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第390号 和歌山県海草郡紀美野町動木312番地7 債務者 リトルヤンキースこと 田尻ひとみ(旧姓岡本・山下)	岐阜市北一色7丁目26番8号(タウニー東進A棟 202号室)、前住所岐阜県関市住吉町37番地 債務者 山田 公平	佐賀県小城市三日月町長神田752番地1 グリーンハイツ三日月 102号、前住所佐賀市兵庫北6丁目16番20-1号 シャトーフレイズA103 債務者 福岡 純二	鹿児島県志布志市志布志町志布志2丁目28番3号、前住所鹿児島県志布志市志布志町志布志1183番地2 債務者 山田 陽一

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第1438号

仙台市宮城野区出花3丁目25番地の1 シルクハイツ出花東205、従前の住所仙台市宮城野区出花2丁目8番地の7 サンハイツⅢ-202

債務者 金澤 誠

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1440号

仙台市若林区上飯田1丁目5番32号 ハピネス上飯田102

債務者 相澤 直美

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1460号

宮城県多賀城市新田字南関合35番地の2 ヴィラージュ冠I-102号

債務者 永根 希林(旧姓岩渕)

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1472号

宮城県塩竈市清水沢2丁目34番6号、従前の住所仙台市青葉区角五郎2丁目11番6号 ボンヌメゾン105

債務者 遠藤 有華(旧姓甲斐・沼田・千葉)

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1480号

仙台市太白区四郎丸字落合23番地の1 四郎丸東市営住宅2号棟504

債務者 河野 達也

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1483号

仙台市青葉区旭ヶ丘3丁目26番33号 アペールしいな303

債務者 伊藤 慶子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1502号

仙台市太白区東中田5丁目2番29号 トウインクル東中田302

債務者 渡邊幸太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1525号

仙台市宮城野区東仙台2丁目3番15-303号

債務者 小沼かづき

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第149号

宮城県石巻市桃生町太田字閑谷地1番地

債務者 佐々木由美

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和7年(フ)第158号

宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯29番地 浦宿第二住宅24号

債務者 木藤 愛(旧姓勝又)

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和7年(フ)第82号

秋田県能代市元町15番33号 メゾン・ド・菅原三八 B-106号

債務者 工藤 利彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

秋田地方裁判所能代支部
令和7年(フ)第229号

福島市北沢又字上稻荷川原1番地の1

債務者 矢作 豊子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

福島地方裁判所
令和7年(フ)第321号

茨城県つくばみらい市豊体562番地3

債務者 鈴木 和洋

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第497号

茨城県那珂市菅谷4754番地2 石川憲男住宅 A棟

債務者 横村 和久(旧姓持田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

水戸地方裁判所
令和7年(フ)第502号

茨城県常陸大宮市野上1607番地の305

債務者 小野瀬 萌

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

水戸地方裁判所
令和7年(フ)第302号

長野県下伊那郡阿智村駒場751番地1、申立時の住所茨城県つくば市島名1386番地1

(香取A12街区8) P r e m i a s 102号

債務者 山崎 碧都

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第321号

茨城県つくばみらい市豊体562番地3

債務者 鈴木 和洋

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第497号

令和7年（フ）第112号 茨城県神栖市神栖3丁目9番29号 グラン パ・シノハラB201 債務者 大久保 稔 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年（フ）第826号 栃木県宇都宮市戸祭3丁目8番21号 債務者 大出 恵梨 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第106号 千葉県茂原市高師163番地1（バルテール市川205） 債務者 入江あゆみ 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係	令和7年（フ）第341号 金沢市野田2丁目86番地4 債務者 水清田奈緒子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 金沢地方裁判所民事部
令和7年（フ）第139号 茨城県筑西市岡苅873番地4 ポスール103 債務者 市村 美絵（旧姓森高） 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年（フ）第833号 栃木県宇都宮市御幸町3番地4 ラマシア御幸町210、前住所栃木県宇都宮市平出町3775番地2 グランドウールⅡ206 債務者 川瀬 仁 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第204号 千葉県木更津市真里谷192番地6 債務者 田邊 広行 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年（フ）第268号 静岡県富士市大淵1番地の1 アプローズ広見305号 債務者 水澤 実（旧姓増田・上打田内） 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年（フ）第788号 栃木県宇都宮市材木町4番21号 中村マンション2号室 債務者 中山 貴博 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第374号 千葉県印西市内野2丁目6番地1棟403号 債務者 荒木 智子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年（フ）第918号 川崎市中原区下小田中6丁目9番24号 ニューライフ中原 302 債務者 久保田くるみ（旧姓飯野） 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年（フ）第245号 三重県津市八町3丁目14番12号 コリーヌ津新町202 債務者 三鬼 索 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 津地方裁判所破産係
令和7年（フ）第817号 栃木県宇都宮市本丸町11番7号 Kシティーハイツ102、前住所栃木県宇都宮市上御田町501番地7 カーサK B101号室 債務者 久保裕美子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第375号 千葉県印西市内野2丁目6番地1棟403号 債務者 荒木 博文 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年（フ）第932号 川崎市宮前区平2丁目23番23-401号 高山住宅 債務者 明戸 希 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年（フ）第369号 和歌山市西小二里1丁目4番5号 西浜第一マンション205号、前住所和歌山市西浜3丁目8番19号 債務者 山下 学 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

<p>令和7年(フ)第376号 和歌山県海南市下津町下津1566番地4 竹原アパート1号 債務者 内田 智哉 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第730号 岡山市北区富田町2丁目11番16号 TOUE N BLDG 601、旧住所兵庫県神戸市西区竹の台6丁目6番地 3-905号 債務者 和田 悠希 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p>	1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
<p>令和7年(フ)第379号 和歌山県有田郡有田川町大字吉原343番地1 吉原団地1号棟4階16号 債務者 中小野瑞恵 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第767号 岡山県倉敷市下津井4丁目7番40号 若松A 114号室 債務者 尋木 瑞介 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p>	1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
<p>令和7年(フ)第380号 和歌山市園部303番地1 債務者 熊本 圭汰 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第780号 岡山市北区尾上1141番地 ビレッジハウス一宮2号棟106 債務者 山崎 貴弘 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p>	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
<p>令和7年(フ)第386号 和歌山県海南市鳥居58番地2 LIVEうつみB 103号 債務者 出口 佳子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第136号 広島県三原市明神1丁目16番9号 債務者 平川 祐二(旧姓増田) 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p>	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
	<p>令和7年(フ)第255号 広島県福山市奈良津町1丁目3番13-107号 債務者 藤本 陸代</p>	1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 熊本地方裁判所玉名支部		
<p>令和7年(フ)第560号 大分市萩原4丁目11番24号 ジョイ85-103 債務者 秋好 雅美 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>		
<p>令和7年(フ)第565号 大分県別府市石垣東7丁目7番24-204号 サムティ別府 債務者 玉井 美紀 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>		
<p>令和7年(フ)第577号 大分市中鶴崎1丁目3番10号 日光ハイツ 402 債務者 橋本 忠行 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>		
<p>令和7年(フ)第583号 大分県別府市大字鶴見1945番地の19 債務者 中道かおる 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>		

<p>令和7年(フ)第528号 宮崎市祇園4丁目97番地 ラフィーナサイト 406号、前住所北九州市八幡西区香月中央5 丁目3番10号 債務者 竹山 美幸(旧姓徳永) 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所破産係 令和7年(フ)第570号 宮崎市大字新名爪147番地 栄信ビル401号 債務者 吉村キクミ 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所破産係 令和7年(フ)第137号 宮崎県都城市高城町大井手2117番地9、前住所宮崎県都城市蓑原町8071番地7 債務者 馬場 直美 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所都城支部 令和7年(フ)第142号 宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2978番地9 東1号 債務者 原田 真弓 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 宮崎地方裁判所都城支部</p>	<p>令和7年(フ)第607号 鹿児島市田上2丁目11番21号 大久保アパート202号 債務者 指宿 節子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 令和7年(フ)第612号 鹿児島市桜ヶ丘4丁目2番地14 コーポ吉元 201号、前住所鹿児島市広木2丁目35番12号 コーポD&T201号 傾債務者 前原 哉太 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 令和7年(フ)第618号 鹿児島市吉野町9350番地11 傾債務者 原 ひろみ 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 令和7年(フ)第624号 鹿児島市桜ヶ丘6丁目22番地2 コーポトキ 16号 傾債務者 東 保志 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第629号 鹿児島市西田3丁目24番23号 Landmark Nishiada 204号、前住所鹿児島市武2丁目44番43号 レオパレスルシヨン 112号 傾債務者 崎山 夏蓮 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係 令和7年(フ)第104号 北海道小樽市桜1丁目22番22号 傾債務者 橋 莉乃 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 札幌地方裁判所小樽支部 令和7年(フ)第120号 宮城県柴田郡柴田町大字船岡字新生町34番地 12 サンリバーガーデン202号、前住所宮城县岩沼市玉浦西四丁目3番地 3-1号 傾債務者 菊地 敏行 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 仙台地方裁判所大河原支部 令和7年(フ)第45号 山形県新庄市大字鳥越999番地 玉の木団地 341 傾債務者 佐藤美枝子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 山形地方裁判所新庄支部</p>
--	---	--

令和7年(フ)第303号

千葉県八街市榎戸407番地59

債務者 佐藤 冬美

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第346号

千葉県佐倉市王子台5丁目15番地19 マリーナA205

債務者 高桑ありさ

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第363号

千葉県八街市富山1344番地23

債務者 久保ひとみ(旧姓阿部)

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第2009号

東京都東久留米市中央町5丁目1番11号

債務者 水梨 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2136号

東京都国分寺市泉町2丁目7番2-907号泉町二丁目アパート

債務者 仙庭 和子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2186号

東京都三鷹市新川5丁目6番6-104号

債務者 塩原 政子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2235号

東京都八王子市犬目町466番地2トリフォリオ201号

債務者 中島 純人

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2244号

東京都八王子市犬目町466番地2トリフォリオ201号

債務者 中島 有加

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2252号

東京都あきる野市草花1372番地5

債務者 天野 紋佳(旧姓島田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2298号

神奈川県藤沢市高倉590番地の2 ドミールイザワ203

債務者 大熊 啓介

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2586号

神奈川県茅ヶ崎市菱沼3丁目16番25号 クロノス茅ヶ崎105号室

債務者 内海 和美

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2974号

神奈川県大和市福田6丁目9番地26 トップ桜ヶ丘第2-407号

債務者 船山 数人

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3075号

神奈川県藤沢市善行坂1丁目7番9-304号

債務者 亀井沙也香

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3193号

横浜市南区中村町1丁目55番地 ユナイト伊勢佐木町ブルースター103

債務者 飯田瑛美香

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3434号

横浜市戸塚区柏尾町440番地1 尾崎台ビル401号

債務者 小俣 剛

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第267号

長野県塩尻市大門四番町4番3号

債務者 吉野 拓実

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第600号
兵庫県西宮市小曾根町4丁目6番14号ハイモニー
債務者 岩崎 実
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第662号
兵庫県西宮市松下町4番31号松下町テラスハウスkita2
債務者 藤田こと 金 由可
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第666号
兵庫県西宮市山口町上山口3丁目12番22号
202号
債務者 茂木 春菜(旧姓松浦)
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第693号
兵庫県西宮市高畑町2番35-914号
債務者 薮田登紀子
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第766号
兵庫県尼崎市武庫之荘8丁目30番1-601号
債務者 川田 美保(旧姓木下)

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第1218号
広島市佐伯区八幡1丁目13番1-606号 金田方
債務者 高藤 健次
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1236号
広島市中区鶴見町8番7-404号
債務者 山手 裕介
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1243号
広島市西区己斐上3丁目3番25号
債務者 末廣めぐみ
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1257号
広島市佐伯区石内南1丁目7番28号
債務者 沖野 雪美
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第128号
福岡県築上郡上毛町大字上唐原1950番地1
債務者 田中 慎右

1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
　　福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第311号
沖縄県宜野湾市普天間1丁目13番15号 リバ
ティーI 2F
債務者 亀川 春香(旧姓東江)
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
　　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第332号
沖縄県うるま市宇上江洲364番地2
債務者 上江洲辰也

1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
　　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第102号
岩手県一関市花泉町涌津字松子沢1番地6
債務者 山口 広美

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
　　盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(フ)第103号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字小泊161番地
6
債務者 西村 佳樹

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
 盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(フ)第2311号
東京都府中市分梅町4丁目4番地分梅町四丁目アパート1-408
債務者 金井 福枝
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第209号
富山市大泉200番地8
債務者 五十嵐真一
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
 富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第68号
福井県敦賀市松葉町27番110号
債務者 木村 美鈴
1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
 福井地方裁判所敦賀支部

令和7年(フ)第704号
兵庫県西宮市名塩茶園町5番14号
債務者 斎藤 洋之
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第749号

兵庫県尼崎市口田中1丁目17番1—901号、
前住所兵庫県尼崎市猪名寺1丁目36番6—
405号
債務者 筒井 好美
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第755号

兵庫県西宮市上田中町6番5—302号
債務者 尾崎 真一
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第761号

兵庫県西宮市浜町10番2—101号
債務者 瀧本 美貴
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第778号

兵庫県西宮市松籜荘4番12—102号
債務者 高橋 佳代
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第283号

兵庫県明石市松が丘4丁目3番13—302号
債務者 梶澤 尚子
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第307号

神戸市西区池上1丁目12番地の1 F—909
号
債務者 高木 左京
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第317号

兵庫県明石市大久保町江井島161番地の1
カーサ・K II 101号
債務者 西本 拓磨
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第1249号

広島県東広島市八本松西2丁目18番6号
債務者 川野 啓太
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1275号

広島市中区大手町5丁目5番10—202号
債務者 中野 浩之
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1292号

広島市中区光南3丁目2番26—301号
債務者 吉村 政恭
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第31号

愛媛県八幡浜市大谷口2丁目1番31号 市営
大谷口第2団地2棟2階4号
債務者 新堂 雅弘
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和7年(フ)第368号

千葉県富里市七栄646番地738(アーバンメロ
ン101)、前住所千葉県山武市美杉野1丁目1
番地8
債務者 綱中 裕政
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第373号

千葉県四街道市和良比950番地70(第一わら
びハイツ202号)
債務者 定方 尚美
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第1714号

千葉県習志野市花咲1丁目21番26—201号
債務者 大原一剛こと JEONG I L G A
NG 丁 一剛(ジョン イルガン)
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1987号

千葉県船橋市薬園台町1丁目24番地1 ルー
ツ式番館302号
債務者 原田亞瑚こと 趙 亞瑚(チョウア
コ)
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2073号

千葉県船橋市南三咲2丁目30番5号
債務者 乗本 満恵
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第2168号	千葉市緑区鎌取町2808番地41 債務者 立花 佳子 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第2198号	千葉市中央区松波3丁目6番6号 ハイムオイタ101号 債務者 斎藤ともみ 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第94号	岐阜県可児市虹ヶ丘6丁目4番地 ガーデンパレス106 債務者 谷口 真一 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(フ)第834号	神戸市兵庫区上沢通5丁目1番6-701号 債務者 張本勲こと 張 鐘春 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1069号	神戸市兵庫区夢野町2丁目4番地の1 シャトー第9神戸307、従前の住所神戸市長田区長楽町3丁目5番12-203号 債務者 福岡 直弥

令和7年(フ)第1437号	京都市北区上賀茂ケシ山1 京都博愛会病院、住民票上の住所京都市左京区大原勝林院町438番地 債務者 下林ひろみ 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1151号	神戸市灘区森後町1丁目5番11-203号 債務者 加藤 公輝 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1156号	神戸市東灘区深江浜町67番地 深江67番館803号 債務者 井口 正昭 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第62号	大分県速見郡日出町大字大神3369番地3 債務者 倉富 英一 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 大分地方裁判所杵築支部破産係
令和7年(フ)第1420号	京都府久世郡久御山町大橋辺北島5番地40 債務者 佐藤 量子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1493号	京都市下京区梅小路石橋町88番地 債務者 山道喜代子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1511号	京都市山科区東野舞台町97番地2 サンライズハイツ307 債務者 速水 龍生 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第612号	神奈川県秦野市尾尻511番地の6 ピット秦野201号 債務者 櫻井 純代(旧姓竹之内) 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

<p>令和7年(フ)第642号 神奈川県小田原市浜町2丁目13番22-101号 リリーハイツ 債務者 笹川 敦子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 　　横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1039号 北九州市小倉南区沼南町1丁目3番7号、前 住所北九州市小倉南区高野3丁目16番11号 (105) 債務者 畑本喜代和 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年(フ)第2852号 名古屋市千種区橋本町1丁目42番地の2 債務者 合戸 龍志 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 　　名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第3166号 名古屋市中川区戸田西1丁目1913番地 コー ポセントラルビルレッジⅢ102号 債務者 梅野 麻美 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 　　名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和7年(フ)第661号 神奈川県厚木市愛名364番地2 サンシャイン39 105 債務者 奥崎 仁心 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 　　横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1047号 北九州市小倉北区東篠崎1丁目13番29号、前 住所北九州市小倉北区東篠崎1丁目13番1号 債務者 森永 瞳 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年(フ)第2964号 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諫訪118 番地1 カーサ・ドマーニ 203 債務者 渡邊 悠司 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 　　名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第3201号 愛知県瀬戸市原山台7丁目10番201号 債務者 内園 勇 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 　　名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和7年(フ)第662号 神奈川県厚木市山際1054番地11 債務者 遠藤亜希子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 　　横浜地方裁判所小田原支部民事部</p>	<p>令和7年(フ)第1006号 北九州市門司区大里戸ノ上1丁目8番13号 (101) 傾債務者 滝 栄介 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年(フ)第2979号 名古屋市千種区田代本通3丁目2番地 プレ ズ名古屋田代1 306号 傾債務者 集賢舎こと 小泉 佳範 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 　　名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第3221号 名古屋市守山区小幡5丁目14番22号 メゾン ニックウ502号 傾債務者 畠地 聰 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 　　名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和7年(フ)第997号 北九州市八幡西区幸神2丁目10番46-705号 傾債務者 太田 湧登 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年(フ)第275号 山形市南松原1丁目9番地1 (4-106号) 県営アパート4号 傾債務者 高橋由美子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 　　山形地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第3007号 名古屋市北区山田1丁目10番22号 大曾根ブ レイス605号 傾債務者 宮脇かおり 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 　　名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和7年(フ)第425号 岡山県倉敷市笹沖1132番地12 フローリッ シュタウンE-201、軒居前の住所岡山県倉 敷市福島504番地1 星の郷D-202号 傾債務者 池田未沙希 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p>

令和7年(フ)第639号	埼玉県春日部市西宝珠花496番地13 債務者 國分 明 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第640号	埼玉県春日部市西宝珠花496番地13 債務者 國分美代子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第698号	埼玉県草加市青柳6丁目50番12号 債務者 光永 直貴 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第806号	埼玉県吉川市保1丁目8番地5 エンゼルビル36号 債務者 児玉 幸子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第816号	埼玉県八潮市大字二丁目1181番地3 ウィンディアKB202 債務者 菊地 晴美

令和7年(フ)第744号	神奈川県座間市相模が丘4丁目24番19号 リバーハイツカワダ201号 債務者 葉梨賢太郎 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第868号	埼玉県草加市栄町2丁目5番23-309号 債務者 小林 文子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第222号	千葉県東金市押堀1167番地6 債務者 太田 愛 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第223号	千葉県山武郡九十九里町不動堂607-86、住民票上の住所千葉県八街市八街へ215番地279 債務者 手塚 幸和 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第726号	神奈川県座間市相模が丘1丁目36番56-507号 債務者 矢ヶ崎健一 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第722号	大坂府岸和田市北町10番9号 債務者 阪上 晃樹(旧姓坂本) 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第634号	愛知県西尾市中畑町宮西29番地1 サン・グレイスⅢ 105号室 債務者 川角 脩斗 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 横浜地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第679号	愛知県刈谷市新栄町6丁目401番地4 債務者 松下えり佳 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第479号	大阪府和泉市黒鳥町3丁目11番4号 ヴィラシトラスB-21、前住所大阪府和泉市山荘町2丁目6番22号 債務者 副島 良子(旧姓遠藤) 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第636号	大阪府和泉市黒鳥町3丁目10番18-201号 債務者 権山 実優 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第637号	大阪府貝塚市福田10番地2-205号、前住所大阪府泉大津市春日町3番13-212号 債務者 廣永 佐織(旧姓小澤) 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第655号
大阪府泉南市信達市場116-61、住民票上の
住所大阪府泉南市信達市場237番地の1-103
号
債務者 mafuhacと 小林 恒平
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
　　を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第660号
大阪府泉佐野市泉ヶ丘2丁目1番15-204号
債務者 福録 唯
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
　　を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第661号
大阪府泉大津市昭和町5番46号
債務者 佐藤 和子
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
　　を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第667号
大阪府泉南市馬場2丁目26番24号
債務者 上原 純也
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
　　を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
　　大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第669号
大阪府岸和田市岡山町43番地の6、前住所大
阪府泉佐野市日根野3450番地 B-102
債務者 池田 海羽

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第673号

大阪府和泉市池上町1丁目4番1-702号
債務者 渕之上凱己

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第677号

大阪府岸和田市磯上町1丁目22番22-306号
債務者 北村 楓(旧姓西田)

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第680号

大阪府泉大津市池浦町1丁目22番21号
債務者 星野 順子(旧姓眞鍋)

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第2288号

札幌市清田区美しが丘4条5丁目7番34-202号
債務者 伊藤 瞳(旧姓中嶋)

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第2298号
札幌市白石区菊水3条2丁目3番4-305号
債務者 中村 龍太

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第2339号
札幌市西区西野4条7丁目15番11号
債務者 高見 京子

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第2390号
札幌市東区北23条東5丁目4番20-201号
債務者 高木 裕貴

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第2391号
札幌市東区北23条東5丁目4番20-201号
債務者 高木 奈美(旧姓濱谷)

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2436号
北海道北広島市希望ヶ丘5丁目3番地15
債務者 大沼めぐみ
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2442号
札幌市東区北12条東13丁目2番11号 プラザ
N12-103号
債務者 葛西 麻子(旧姓藤原)
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2469号
札幌市白石区菊水1条3丁目3番46号 メゾ
ンドプラン102号
債務者 岡野 隆洋
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第25号
北海道岩内郡岩内町字万代30番地5 篠崎ア
パート202
債務者 北見 光
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
　　札幌地方裁判所岩内支部

令和7年(フ)第26号

北海道磯谷郡蘭越町蘭越町421番地1 白樺莊3号室
債務者 小松 永嗣

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

札幌地方裁判所岩内支部

令和7年(フ)第17号

北海道稚内市緑5丁目9番10号
債務者 古川 靖浩

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

旭川地方裁判所稚内支部

令和7年(フ)第297号

群馬県前橋市青柳町836番地3
債務者 阿部 匡紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第873号

千葉県柏市増尾台3丁目8番58号 コーポ万里202号
債務者 高木 都

- 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第229号

千葉県旭市二の170番地 旭県営住宅203号
債務者 大月 京子(旧姓藤井)

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

令和7年(フ)第785号

相模原市中央区水郷田名3丁目12番5号
債務者 岡本 忠泰

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第16号

相模原市中央区相生1丁目13番18号 ロッセル相生2号棟203号室
債務者 藤井 慶次

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第406号

静岡県沼津市東原145番地の1 エルディム堤下B201
債務者 工藤 亜希

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第788号

大阪府河内長野市南花台3丁目2番14-206号
債務者 丸田利津子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

令和7年(フ)第852号

大阪府富田林市小金台1丁目9番12号(102)
債務者 木下 真理

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1046号

堺市西区上野芝向ヶ丘町6丁3番7-3号
債務者 板木 繁来(旧姓結城)

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1069号

堺市西区草部38番地3
債務者 藤原 良明

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1070号

大阪府柏原市国分市場1丁目8番20号
債務者 荒木 光(旧姓中田)

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1101号

堺市北区金岡町1620番地 大阪府営堺白鷺東住宅2棟212号、前住所堺市堺区少林寺町西1丁1番9-1003号
債務者 小野瀬瑞樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1103号 堺市堺区南旅籠町東1丁1番23号 コートダルジャン205号、前住所堺市堺区南旅籠町東2丁1番22-502号 債務者 島津 輝和 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第1138号 大阪府松原市高見の里6丁目7番16号、前住所兵庫県加古郡播磨町古田3丁目21番6号 債務者 川添 詩歩 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第1141号 堺市堺区戎島町1丁55番地3 戎島団地2棟601号 債務者 濱上千萬子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第1146号 堺市堺区中長尾町2丁4番22号 グリーンハウス西棟302号 債務者 福田美志世 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第1159号 大阪府河内長野市北青葉台50番9号、前住所大阪府富田林市西板持町2丁目2番11号 債務者 山本 夏海 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第1161号 大阪府松原市高見の里1-7-21-401、住民票上の住所大阪府松原市田井城3丁目2番32号 債務者 犬谷 詩穂	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第1217号 堺市北区金岡町2024番地1 ジエンティルM 101号 債務者 上野 雅貴 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 大阪地方裁判所室蘭支部破産係	令和7年(フ)第1254号 堺市堺区大浜南町3丁1番13-930号 債務者 野崎 謙二 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第42号 兵庫県丹波篠山市辻660番地 債務者 西田 雅彦 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 大阪地方裁判所柏原支部	令和7年(フ)第658号 (旧住所) 愛媛県西予市宇和町永長895番地 債務者 兵頭 百合 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 大阪地方裁判所第2民事部	令和7年(フ)第106号 北海道登別市幌別町6丁目23番地3 T R E E V I L L A G E 幌別 201 債務者 加藤 和敏 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
---	---	---	---	--	---	--	--	--	---	--	--	--	--

令和7年(フ)第232号

群馬県邑楽郡明和町大佐貫279番地
債務者 吉武 美紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第105号

群馬県みどり市笠懸町鹿113番地2、前住所
群馬県前橋市下小出町1丁目13番地30 ネクストハイツ下小出 103号
債務者 小林 ゆま

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第2177号

東京都武蔵野市緑町2丁目4番12-325号
債務者 竹中 純子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第477号

静岡県磐田市神増134番地5
債務者 中野 貢

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第478号

静岡県磐田市神増134番地5
債務者 中野 昌子

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第427号

香川県高松市楠上町1丁目3番22号 サンフルーツ栗林203

- 債務者 植田美津子
- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前9時30分
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第88号

福岡県大牟田市船津町2丁目5番地17 グリーンハイツ2-2

- 債務者 白澤 忍
- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第89号

福岡県大牟田市船津町2丁目5番地17 グリーンハイツ2-2

- 債務者 白澤リツ子
- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第93号

福岡県大牟田市大字久福木774番地1 県営住宅久福木団地4棟104号、前住所福岡県大牟田市久保田町2丁目2番地3 SBCビル

- 3-A
- 債務者 河津 由宏

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第326号

長崎県長崎市風頭町22番43号、前住所長崎県長崎市青山町20番2-503号 山口方

- 債務者 田崎七菜美
- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1444号

仙台市太白区長町7丁目19番23号 KNハウ

- ス102、従前の住所青森県八戸市亮市1丁目7番16号 シャーマンK101
- 債務者 工藤はるな
- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1503号

仙台市太白区東中田5丁目2番29号 トワイ

- ンクル東中田302
- 債務者 渡邊めぐみ
- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第256号

秋田市牛島東4丁目7番16号
債務者 斎藤 愛

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第299号

茨城県土浦市蓮河原新町11番11号 コーポクレスト203

債務者 莖谷 琴音(旧姓林)

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第152号

茨城県筑西市関本上中413番地2

債務者 植野 広

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第160号

茨城県古河市古河697番地3 木村コーポ101号

債務者 鈴木 聰

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年（フ）第632号 川崎市多摩区南生田2丁目21番10-202号 債務者 岡元 泰治 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（フ）第736号 川崎市宮前区菅生2丁目5番48-208号 債務者 八巻 裕子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（フ）第868号 川崎市川崎区浜町4丁目6番9号 債務者 藤井 清香 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（フ）第894号 川崎市高津区諷訪2丁目14番10号 リバーサイドハイツ 208 債務者 鈴木 宏和 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（フ）第919号 川崎市麻生区王禅寺西4丁目14番21号 メゾン吹込105 債務者 重石 和子	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（フ）第922号 川崎市麻生区白鳥1丁目19番1号 コーポさつき 101号 債務者 長谷川 洋 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（フ）第931号 川崎市多摩区菅城下6番10-101号 ソレイユ稻田堤 債務者 横田 昇 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（フ）第473号 岐阜県羽島市上中町長間1628番地（コーポハシマD号室） 債務者 稲垣 純子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岐阜地方裁判所 令和7年（フ）第487号 岐阜県各務原市那加前野町3丁目133番地 (ユニシスまえの 303)、前住所岐阜県各務原市蘇原青雲町4丁目7番地1 債務者 五島 實芳
--	--

令和7年（フ）第51号 鳥取県東伯郡琴浦町大字太一垣10番地3 町住11号 債務者 前田 裕樹 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部	令和7年（フ）第389号 愛媛県松山市和泉北1丁目16番10号 みかわビル202号 債務者 和田 満代 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年（フ）第816号 熊本市東区佐土原1丁目4番11号 田上ハイツ106 債務者 志水 昌子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（フ）第539号 沖縄県那覇市長田2丁目24番6—5—706号 b1oom長田 債務者 新垣優一郎 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年（フ）第54号 鳥取県倉吉市東巖城町36番地1 アバンツアートI・203号 債務者 森本 博 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部	令和7年（フ）第93号 福岡県田川郡糸田町1185番地6 債務者 片山 芳江 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 福岡地方裁判所田川支部	令和7年（フ）第89号 熊本県荒尾市川登1208番地17 債務者 本田 淳子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 熊本地方裁判所玉名支部	令和7年（フ）第77号 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字屋布7番地 債務者 高橋 達也 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 秋田地方裁判所大館支部
令和7年（フ）第776号 岡山県玉野市田井1丁目21番18号 債務者 半田 幸由 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第792号 熊本市南区良町2丁目4番27—205号 良町ハイツ 債務者 黒木 康行 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（フ）第90号 熊本県荒尾市川登1208番地17 債務者 本田 稔晴 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 熊本地方裁判所玉名支部	令和7年（フ）第80号 秋田県鹿角郡小坂町小坂字下前田18番地1 小坂ハイツ8号 債務者 堀内 陸 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 秋田地方裁判所大館支部
令和7年（フ）第358号 愛媛県松山市吉藤3丁目7番19号 債務者 中上 久美 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年（フ）第807号 熊本市中央区九品寺5丁目14番34—306号 九品寺第2団地 債務者 村山 由美 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（フ）第143号 鹿児島県曾於市末吉町二之方6314番地 前原貸家7号棟 債務者 鮫島智加子（旧姓鶴山） 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係	令和7年（フ）第67号 秋田県大仙市小貫高畑字曾四川5番地21 債務者 高橋 一馬 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(フ)第316号 茨城県稲敷郡阿見町うずら野3丁目33番地12 プリメールA棟101号 債務者 桂 梨絵 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 令和7年(フ)第2823号 横浜市旭区本村町3番地1 モナーク二俣川リバーサイドマンション304号室 債務者 岩田 弘 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第3347号 神奈川県高座郡寒川町倉見2477番地1 ウエルカムコートⅢ203号 債務者 小澤五都子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第361号 山梨県中巨摩郡昭和町押越2457番地 エスペランサ昭和207号、前住所山梨県富士吉田市下吉田7丁目2番21号 債務者 渡邊 麻紀(旧姓大森) 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第372号 山梨県甲府市城東5丁目5番5号 シエモア城東107 債務者 青柳 智彦 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 甲府地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第374号 山梨県甲府市音羽町2番28号 山河ハイツ102号室、前住所山梨県甲府市塩部2丁目3番13号 債務者 朝倉 悅子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 甲府地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第276号 長野県塩尻市大字片丘9536番地25 債務者 倉澤 卓男 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 長野地方裁判所松本支部 令和7年(フ)第348号 三重県四日市市日永5丁目5番32号 日永ハイツD-102号 債務者 井田 秀明 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 津地方裁判所四日市支部破産係	令和7年(フ)第259号 滋賀県高島市マキノ町下86番地、前住所滋賀県高島市新旭町饗庭2449番地 債務者 澄之上久志 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 大津地方裁判所民事部 令和7年(フ)第420号 大津市馬場1丁目6番26号 債務者 田中誠太郎 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 大津地方裁判所民事部 令和7年(フ)第424号 大津市千町1丁目3番26号 フォレスタ千丈102 債務者 樋口慎太郎 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 大津地方裁判所民事部 令和7年(フ)第449号 大津市枝4丁目2番26号 債務者 柚木 和真 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 大津地方裁判所民事部 令和7年(フ)第453号 大津市本堅田1丁目1番23-103号、前住所大津市長等2丁目8番39号 203 債務者 白子のり子ことスナックまるごこと 兎 のり子 法定代理人成年後見人 田邊 拓也 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 大津地方裁判所民事部
---	--	---

令和7年(フ)第456号	大津市横木1丁目4番15号 花やしきB棟 202号 債務者 細井 雄司 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第464号	大津市関津4丁目3番24号 サンクチュアリⅢⅡⅢ305号室 債務者 岩田 全弘 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第466号	大津市一里山4丁目27番2号 M's 1-C 債務者 森本 雄二 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第467号	大津市唐崎3丁目17番21-A 401号 市営穴太団地A棟 債務者 三橋 秀鶴 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第469号	滋賀県甲賀市土山町北土山2262番地5 債務者 白野 純奈

1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第156号
鳥取県米子市日野町43番地1 カーサブリマヴェーラ106号 債務者 大森 尚史 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1274号
京都府城陽市寺田今堀79番地の56 債務者 西村塗装こと 西村 英樹 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第610号
兵庫県姫路市飾磨区若宮町23番地2 若宮ハイツ101号室、従前の住所兵庫県明石市大久保町江井島962番地の3 レオパレスMヴィアージュ103号 債務者 中村 鉄範 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第611号
鳥取県境港市上道町180番地 債務者 田中 聖 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第161号
鳥取県米子市新開3丁目7番5号 105号 債務者 野口 悅子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第165号
鳥取県米子市新開3丁目7番5号 105号 債務者 野口 悅子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第625号
兵庫県姫路市香寺町香呂312番地 債務者 木村 愛 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第627号
兵庫県姫路市香寺町香呂312番地 債務者 木村 愛 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第637号
兵庫県姫路市緑台1丁目27番22号 債務者 廣岡 正哉 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第1254号
広島市南区北大河町6番12-101号 債務者 上原 熱 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第156号
鳥取県米子市日野町43番地1 カーサブリマヴェーラ106号 債務者 大森 尚史 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1305号
広島県東広島市西条大坪町9番59号アリーガ10 202号 債務者 箱田 秀樹 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第161号
鳥取県境港市上道町180番地 債務者 田中 聖 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第268号
広島県福山市松永町4丁目23番50号 サンルーム松永201 債務者 佐藤 麻衣 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第68号
愛媛県今治市東鳥生町1丁目10番10号光マンション5号、前住所愛媛県今治市地堀5丁目3番12号、(前々住所)愛媛県今治市地堀2丁目2番28号波止浜興産三番町マンション202号 債務者 中村 幸治 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第98号

福岡県田川郡糸田町3134番地1、前住所福岡県田川郡福智町金田276番地22
債務者 藤原 恒太
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和7年(フ)第806号

熊本市東区月出4丁目4番103-413号 カト
レアヒルズ
債務者 合志 肇
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第448号

大分市寿町10番19号 プリオール鳥羽202
債務者 多田 隆太
1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第490号

大分県別府市北浜1丁目4番13号 八坂ビル
307号
債務者 岩下奈芽妃
1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第559号

大分市大字羽田191番地の10 IコーポA1
債務者 濱崎一二美
1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第571号

大分市大字片島432番地の1 メゾン下津留
203
債務者 植木 康利
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第580号

大分市花津留1丁目13番29号 ディアスグロ
ウ201
債務者 大久保志帆
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第582号

大分市大在浜1丁目4番25号 プロッサムズ
浜C103
債務者 後藤 祥枝
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第4号

大分市大在浜2丁目12番9号 サンキスト
フォームB101
債務者 村松 美穂
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第595号

宮崎市田野町甲2975番地2 朝日コーポ202
号
債務者 東馬場杏奈
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第328号

沖縄県中頭郡北谷町字美浜14番地1 県営美
浜高層住宅1-712
債務者 名城そよか
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和8年(フ)第1号

栃木県那須塩原市西幸町2番16号
債務者 松本 高雄
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第333号

福井市光陽2丁目14番5号 プレジール光陽
202、旧住所岐阜県可児郡御嵩町上恵土790番
地7
債務者 花井 康希
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第336号

福井県あわら市二面第43号6番地1 ふじや
アパート
債務者 吉川 善人
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第337号

福井市和田中1丁目1915番地3
債務者 明石 正雄
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第262号

長野県松本市鎌田1丁目2番2号 鎌田マン
ション303号室
債務者 渡邊 奈々
1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第5988号	大阪府吹田市広芝町18番25号 (1001) 債務者 山下敬一郎 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6242号	大阪市西成区天下茶屋北1丁目3番19号 ひきふね、前住所大阪府吹田市佐竹台5丁目3番11-304号 債務者 中村 勇造 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6299号	大阪市淀川区西三国4丁目6番20-215号 債務者 中島 圭治 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6303号	大阪市住吉区清水丘1丁目28番17-116号 債務者 小川 啓子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6330号	大阪市住吉区遠里小野5丁目14番14号 遠里小野パンション 102号 債務者 居内 正人

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6348号
大阪市天王寺区上汐3丁目5番16-401号 債務者 井上 翔誠 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6351号
大阪府枚方市牧野北町8番10-102号 債務者 鶴目 佳子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6364号
大阪府門真市垣内町4番17号 レュシール垣内102号 債務者 榎 豊 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6383号
大阪府高槻市東和町11番4号 債務者 竹内野里子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第6401号	大阪市東成区大今里南3丁目2番18-408号 債務者 清水 雅子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6410号	大阪府守口市藤田町3丁目15番2号 債務者 濱田 順子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6423号	大阪市平野区流町1丁目2番11号 メゾン・ド・オール 303 債務者 前盛 由希 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6462号	大阪市淀川区新北野3丁目6番14号 債務者 西本 浩幸 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第226号	兵庫県宝塚市中山五月台5丁目2番21-401号、前住所兵庫県丹波篠山市宇土561番地1 債務者 小前 海渡 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第1289号 広島市安佐北区真亀4丁目1番51-506号 債務者 江川禎英こと 李 禎英 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第73号 兵庫県豊岡市日高町鶴岡430番地の10 債務者 関本 玲子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 神戸地方裁判所豊岡支部破産係	令和7年(フ)第542号 熊本市中央区黒髪7丁目733番地 プライマリー黒髪II301、転入前住所熊本市西区八島2丁目8番5-302号 県営八島団地 債務者 山崎 義幸 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第321号 福島県須賀川市松塚字小屋5番地18 債務者 水口 恵 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第166号 広島県吳市阿賀北5丁目17番5号 債務者 三浦 実 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 広島地方裁判所吳支部	令和7年(フ)第324号 徳島県小松島市小松島町字新港43番地の25、 旧住所徳島県徳島市北田宮4丁目8番17号 (岡田アパートE号) 債務者 東 真之介 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第756号 熊本市北区武藏ヶ丘7丁目5番1-205号 上の窓団地2C-1 債務者 田中 幸一 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第330号 福島県郡山市赤木町20番13号 ロイヤルパレス駅西603号 債務者 遠藤 佑記 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第151号 岩手県花巻市松園町1番地24 ピレッジハウ ス松園1号棟204号 債務者 及川 弘江 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年(フ)第368号 佐賀市昭栄町9番18号 債務者 古野 雅子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第306号 福島県郡山市富田東4丁目59番地 ビューパレスA201号 債務者 三瓶 寿美 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年(フ)第120号 佐賀県伊万里市立花町4081番地24 債務者 山田久美子 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第72号 兵庫県豊岡市日高町鶴岡430番地の10 債務者 関本 純 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 神戸地方裁判所豊岡支部破産係	令和7年(フ)第415号 佐賀市蓮池町大字見島539番地1 スクオーラサイドA棟 債務者 満武 由佳 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第316号 福島県郡山市八山田3丁目68番地ウエスタンシティ2号棟105、住民票上の住所福島県田村郡小野町大字飯豊字中田99番地 債務者 吉田 和哉 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年(フ)第155号 佐賀県西松浦郡有田町大木宿乙806番地1 債務者 天ヶ瀬真由美 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第758号

熊本市北区楠5丁目7番8-270号 市営楠
団地2C-9、転入前住所熊本中央区帯山
1丁目28番3-206号 県営保田窪第1団地
3棟

債務者 林田 雅子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第779号

熊本市西区島崎5丁目22番11号

債務者 渡邊 結花

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第787号

熊本市西区池田4丁目11番12号 307号、異動前住所熊本西区上熊本3丁目3番5号

債務者 田邊 俊宏

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第797号

熊本県上益城郡御船町大字滝川1925番地5

債務者 西山 文菜

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第981号

千葉県鎌ヶ谷市西佐津間1丁目28番16-307
号

債務者 郡山 恵一

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第984号

千葉県松戸市上本郷3223番地 ヴェルドミー
ル202号

債務者 小西美和子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1010号

千葉県野田市次木188番地16

債務者 根本 歩美

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1020号

千葉県鎌ヶ谷市丸山1丁目16番40号

債務者 佐藤金治郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1022号

千葉県松戸市常盤平双葉町6番地の8 アピ
ア106号

債務者 酒井 孝子(旧姓三枝)

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1036号

千葉県柏市柏279番地11 木崎台マンション
103号

債務者 奥平 利枝

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1044号

千葉県松戸市新松戸7丁目232番地の3、前
住所千葉県松戸市五香6丁目13番地の4 木
戸ハイツ201号

債務者 高橋 悟

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1067号

千葉県松戸市栗山121番地の24 カーサ・ベ
ルデ201号

債務者 田中陽向子

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1075号

千葉県松戸市西馬橋1丁目1番地の23 メゾ
ンドウソレイユ102号

債務者 原田 葉那

- 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1076号

千葉県松戸市五香6丁目18番地の5 Kポー
ト五香106号

債務者 渡具知直樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1083号

千葉県流山市東初石2丁目109-7 ヴィラサ
ツキ201、住民票上の住所千葉県松戸市松戸
新田22番地の12 直希マンション202号

債務者 根岸 弥生

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1084号

青森県弘前市大字春日町55番地1 春日野ア
パートF-522号

債務者 河越 隆彦

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和 7 年 (フ) 第 307 号

神奈川県愛甲郡愛川町中津2128番地の5 2
号棟、住民票上の住所神奈川県愛甲郡愛川町
中津80番地の4 山崎コーポ1-101
債務者 横濱裕太朗
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和 7 年 (フ) 第 724 号

神奈川県秦野市戸川903番地の20
債務者 浦井 真澄
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和 7 年 (フ) 第 754 号

熊本市東区江津1丁目29番1号
債務者 城戸 里美
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 740 号

熊本市東区桜木2丁目8番21号
債務者 佐々木千菜
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 803 号

熊本市東区健軍3丁目11番3号 ヨケノハイ
ツ305
債務者 酒井亜由美
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後2時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 92 号

山口県周南市大字小松原2267番地、前住所岡
山県備前市伊部267番地9 ルーチェソラ
レA-201
債務者 山根 司
1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
山口地方裁判所周南支部

令和 7 年 (フ) 第 93 号

山口県周南市大字小松原2267番地、前住所岡
山県備前市伊部267番地9 ルーチェソラ
レA-201
債務者 山根 唯衣
1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
山口地方裁判所周南支部

令和 7 年 (フ) 第 9458 号

東京都北区滝野川4丁目12-6-110
債務者 吉岡 勇人
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年 (フ) 第 9464 号

東京都荒川区東日暮里6丁目7-12-306
債務者 宮本美和こと 朴 美和
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年 (フ) 第 9468 号

東京都板橋区大山金井町51-10-202
債務者 久保田勝治

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年 (フ) 第 9471 号

東京都目黒区碑文谷1丁目12-19-202
債務者 斎藤由香里

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30

分 東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年 (フ) 第 9496 号

東京都足立区島根4丁目30-3-104
債務者 濱崎さち子

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年 (フ) 第 9499 号

東京都足立区中川1丁目21-15-101
債務者 高江洲乃亜

1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年 (フ) 第 9500 号

東京都杉並区西荻北4丁目18-3-105
債務者 吉池 直樹

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30

分 東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年 (フ) 第 9507 号

東京都江戸川区西一之江1丁目6-12
債務者 中村龍之介

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年 (フ) 第 9508 号

東京都練馬区土支田1丁目12-16 フエア
フォレスト540 206

債務者 能代谷佳澄
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9511号
東京都練馬区北町2丁目34-2-205
債務者 藤中 真己
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9538号
東京都練馬区西大泉2丁目5-6
債務者 住吉 昌久
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9543号
東京都板橋区常盤台4丁目30-7 Lude ns KAMI-ITABASHI E-st I 302
債務者 小田嶋久美子
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9551号
東京都新宿区富久町2-27-207
債務者 千 仙浩
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9553号
東京都江戸川区大杉3丁目7-4 オイコス 京葉B101
債務者 藤田 文子
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第15号
東京都大田区仲池上2丁目23-4-402
債務者 宮崎 義浩
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9554号
東京都江戸川区大杉3丁目7-4 オイコス 京葉B101
債務者 藤田 賢一
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第16号
東京都足立区扇1丁目41-4-401
債務者 國井 陽平
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第5号
東京都世田谷区給田3丁目17-20-203
債務者 小沼緋奈乃
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第6号
東京都世田谷区下馬3丁目2-5-102
債務者 渋佐 公治
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第17号
東京都足立区花畑2丁目11-4-303
債務者 渡邊 榮
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第94号
東京都北区滝野川1丁目71-9-301
債務者 山本 真美
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第112号
東京都板橋区赤塚3丁目31-10-205
債務者 酒井 裕介
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6125号
大阪市東淀川区大道南1丁目7番10号 淀川 パークビレッジ 102号
債務者 田中 桂史
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6338号
大阪市浪速区桜川4丁目1番5-605号、前住所滋賀県栗東市安養寺1丁目11番10-102号シャーメゾン 坪井
債務者 宮野 勇太
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6371号 大阪府東大阪市旭町9番5号 債務者 岡崎 恵子(旧姓河野) 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後1時30分	4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第34号 愛媛県大洲市徳森1317番地5 債務者 西里 公作 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月12日午前11時 松山地方裁判所大洲支部 令和7年(フ)第9549号 東京都中野区中央2丁目19-4 トップ中野 第5 404 債務者 佐藤 雄作 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月18日午前10時20分	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 令和8年(フ)第11号 東京都新宿区大久保3丁目9-5-515 債務者 中村 法之 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第361号 北海道旭川市永山13条2丁目4番4号 債務者 岩戸 芳則 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月25日午後1時20分		
大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第681号 静岡市駿河区八幡3丁目13番3号 コンフォルム八幡503 債務者 杉山 初子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月18日午前10時20分	静岡地方裁判所民事第2部 令和8年(フ)第3号 東京都墨田区菊川3丁目9-10-501 債務者 鈴木 綾月 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 令和8年(フ)第9号 東京都板橋区西台2丁目14-1-220 債務者 竹下 園絵 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 令和8年(フ)第9号 東京都板橋区西台2丁目14-1-220 債務者 竹下 園絵 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第9550号 東京都文京区本駒込4丁目10-11-204 債務者 田中 和裕 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分	東京地方裁判所民事第20部 令和8年(フ)第9550号 東京都文京区本駒込4丁目10-11-204 債務者 田中 和裕 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分	東京地方裁判所民事第20部 令和8年(フ)第14号 東京都板橋区坂下2丁目26-19-1001 債務者 濱口さゆり 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分	東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第5810号 大阪市北区豊崎3丁目8番5-903号 債務者 高橋 里紗 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午前10時30分
33	33	東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第9552号 東京都練馬区中村北3丁目16-21-103 債務者 大島 健吾 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	東京地方裁判所民事第20部 令和8年(フ)第115号 東京都足立区大谷田3丁目1-15-106 債務者 栗田 政敏	東京地方裁判所民事第20部 令和8年(フ)第115号 東京都足立区大谷田3丁目1-15-106 債務者 栗田 政敏	
				大阪地方裁判所第6民事部	

34 令和7年(フ)第5850号
大阪府豊中市原田元町1丁目4番3-306号
債務者 宮本 康平

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

5 免責審尋期日 令和8年4月10日午後1時30分
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6096号
大阪府高槻市牧田町2番4-206号
債務者 三好 佳貴

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後1時30分
　　大阪地方裁判所第6民事部

官報 令和7年(フ)第6329号
大阪市西成区岸里東2丁目8番11号、前住所大阪市西成区玉出中2丁目14-19 玉出工キ
　　スポーツマンション 505号室
債務者 川崎 澄

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後1時30分
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6336号
大阪市淀川区宮原2丁目12番13-306号
債務者 神山ななみ

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

5 免責審尋期日 令和8年4月21日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6373号

大阪市生野区新今里5丁目1番19号502号室、
住民票上の住所大阪市生野区新今里3丁目11
番11号 グランパシフィック今里L ux e
803号

債務者 黄瀬飛勇我

1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで

5 免責審尋期日 令和8年3月17日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部
免責許可決定

令和7年(フ)第90号

兵庫県多可郡多可町中区中村町450番地8
破産者 岡本 博美

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第96号

兵庫県西脇市西脇141番地
破産者 笹倉 正則

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第134号

鳥取県鳥取市河原町長瀬45番地19 ハイツリ
バー3F、旧住所鳥取市桜谷619番地1
破産者 松川 浩士

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第138号

鳥取県鳥取市宮長15番地4
破産者 中井 実佑

1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第141号
鳥取県鳥取市吉成1055番地 34号、旧住所鳥取県鳥取市吉成1055番地 5
破産者 前田 兼治
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第550号
岡山市南区当新田207番地 グランメゾン101
破産者 浪速 都
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第556号
岡山市北区菅野4291番地3 ケアハウス
ヴィラマスカット225号室
破産者 來山 美晴
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第560号
岡山市北区下伊福上町13番25号
破産者 秋山 貞美
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第563号
岡山市南区郡1391番地6 ヴィラハーティ
202、旧住所岡山市北区十日市東町5番41号
ヴィラ・フォレスターⅡ 101
破産者 薮谷 愛（旧姓小笠原）
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第568号
岡山市南区藤田676番地77
破産者 畑 秀朗
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第573号
岡山市北区青江3丁目14番8号 フェリカア
オエ201号室
破産者 木村 安徳
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第578号
岡山市北区神田町2丁目1番24号 マリン・
タックII 302、旧住所岡山市北区青江5丁
目17番11号 シティコーポ青江101号室
破産者 山本 晋也
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第115号
広島県吳市広白石1丁目4番40-210号
破産者 米山 華澄
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所吳支部

令和7年(フ)第132号
(旧住所) 広島県三次市十日市西2丁目10-
6-102
破産者 大野 渚沙
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所吳支部

令和7年(フ)第182号
広島県福山市能島3丁目2番7-401号、旧
住所広島県福山市曙町3丁目6番23-204号
破産者 武内 京子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第200号
広島県福山市春日町3丁目1番2-101号
破産者 金輪 広美
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第128号
山口県下関市長府豊城町7番28号
破産者 小田 千里
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第135号
山口県下関市富任町6丁目18番18号 下関病院内、住民票上の住所山口県下関市梶栗町4丁目6番7号 喜志永ハイツ 101号
破産者 松田 人美
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第136号
山口県下関市武久町1丁目6番3-318号 ウエルス武久I
破産者 島 美咲
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第137号
山口県下関市大学町5丁目8番9-205号 まさハイツ
破産者 山田 桂子(旧姓小西)
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第140号
山口県下関市豊田町大字浮石1528番地3
破産者 金子ひとみ
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第296号
香川県高松市田村町1179番地 市住13-305
破産者 田尻 榮子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第351号
香川県木田郡三木町大字下高岡1252番地3
破産者 河合百合子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第365号
香川県高松市香川町大野2371番地4
破産者 三秋 仁
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第48号
香川県三豊市詫間町詫間3500番地20嶋田アパート2号
破産者 大西 彩花
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所觀音寺支部

令和7年(フ)第224号
愛媛県松山市祝谷6丁目1088番地 永田祝谷ビル301号 佐竹方
破産者 西内 元城
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第272号
愛媛県松山市新石手甲246番地7 ヌーベル石手101号
破産者 池原美津子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第298号
愛媛県松山市富久町515番地 富久団地1棟12号
破産者 大石 七
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第326号
愛媛県松山市小坂3丁目5番21号 コーポ辰巳206号
破産者 武智 道子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第335号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地 県営住宅砥部団地5棟5065号
破産者 門田 育子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第39号
愛媛県宇和島市保手2丁目10番15号 ベルジュ保手105号
破産者 岡本 郁美

1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。

令和7年(フ)第874号
北九州市小倉北区東篠崎1丁目17番4-201号
破産者 守田 唯
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第881号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀657番地の3 シティハイツ加藤B202号
破産者 松岡 宏甲
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第882号
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀657番地の3 シティハイツ加藤B202号
破産者 松岡ゆりな
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第122号
佐賀県伊万里市立花町3459番地3 メゾンド釘島201、前住所佐賀県伊万里市山代町立岩2639番地1 立岩市営住宅208号
破産者 磯本 鈴子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第124号
佐賀県武雄市北方町大字志久3235番地2 つくしんぼ、前住所佐賀県武雄市北方町大字大崎4538番地
破産者 中島 信之
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第466号
宮崎市大字恒久4942番地1 クレール宮崎301号、前住所鹿児島県鹿屋市串良町下小原2889番地14
破産者 中西 夏美
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第93号

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4175番地1、
前住所東京都中央区八丁堀3丁目2番3—
502号

破産者 山口麻理子

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第120号

宮崎県都城市大王町34号5番地 大王マン
ション301号

破産者 木村 憲幸

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第157号

宮崎県日向市大字富高6436番地3 市営後無
田住宅5棟6号

破産者 黒木 絵美

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第160号

宮崎県延岡市大貫町4丁目2557番地1
ファーストヒルズB 103

破産者 甲斐 幹栄(旧姓持原)

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第165号

宮崎県日向市大字日知屋11987番地10 ヒダ
カハイツ203号

破産者 橋口 政敏

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第171号

宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目10番地2 二見
アパート 104

破産者 海汐 範光

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第32号

鹿児島県指宿市東方10738番地1 市営沖原
団地 3—43、従前の住所鹿児島県枕崎市寿
町91番地

破産者 城森 春那

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和7年(フ)第254号

福岡県うきは市吉井町新治356番地1 谷川
アパート1F西、前住所福岡県うきは市吉井
町清瀬58番地6 リバーサイド清瀬8号

破産者 本園 博(旧姓古賀)

1 決定年月日 令和7年12月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第284号

福岡県久留米市津福今町237番地3 サクセ
スピル203号

破産者 福田 法子

1 決定年月日 令和7年12月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第228号

奈良県橿原市曾我町910番地の1 堀内マン
ション2号館224号

破産者 安田 操

1 決定年月日 令和8年1月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第246号

奈良県御所市大字東松本49番地の1

破産者 山中亥久子

1 決定年月日 令和8年1月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第256号

奈良県橿原市久米町715番地の3 メゾン白
鳥208

破産者 栄元 秀悟

1 決定年月日 令和8年1月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第258号

奈良県大和高田市東中1丁目6番34号

破産者 松元富佐子

1 決定年月日 令和8年1月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第262号

奈良県香芝市磯壁4丁目121番地2 サンラ
イズウエダ403号、住民票上の住所奈良県北
葛城郡上牧町大字上牧3713番地1 高池1—
3号

破産者 川田恵里可

1 決定年月日 令和8年1月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第269号

奈良県橿原市石川町448番地の12 ヨーロピ
アン石川 202号、前住所大阪府泉佐野市日
根野5905番地の2 (105)

破産者 亀井真知子

1 決定年月日 令和8年1月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第283号

福岡県久留米市合川町18番地16 クリーンハ
イツ602号

破産者 上田 真次

1 決定年月日 令和8年1月5日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第137号

青森県弘前市大字鷹匠町77番地31 コーポす
ずらん102号、旧住所秋田県鹿角市花輪字後
谷地111番地

破産者 成田 岳史

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第141号

青森県弘前市大字銅屋町16番地4

破産者 小野 華子(旧姓保坂)

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第143号

青森県弘前市大字樋木字牧野49番地

破産者 高橋 美加

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第1005号

仙台市宮城野区岩切字大前135—1、住民票
上の住所福島県いわき市平字倉前109番地の
2ボーラ化粧品平営業所内

破産者 加賀 将

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1055号

宮城県黒川郡大和町杜の丘2丁目23番地の3
破産者 阿部 麗奈

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1128号

宮城県黒川郡大和町吉岡字西原9番地の39
コンフォール西原C—I

破産者 安田 健介

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1131号

仙台市宮城野区東仙台5丁目14番5号 コー
ポ・ツル102、従前の住所仙台市青葉区川平
3丁目38番16号

破産者 星 正臣

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1156号

仙台市泉区旭丘堤1丁目16番13号

破産者 小國 貴彦

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1173号
 仙台市太白区松が丘29番31号 ハウスセンチュリー206、従前の住所仙台市若林区舟丁54番地
 破産者 中澤 英一
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1188号
 仙台市青葉区小松島4丁目25番11号 コーポ加藤100
 破産者 佐々木 哲
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1190号
 仙台市泉区南光台5丁目13番6号 コーポ梅森101
 破産者 高橋亜由美
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1211号
 仙台市太白区松が丘37番18号 ティアラハウス松が丘II102
 破産者 佐藤 貴子
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1215号
 仙台市青葉区柏木3丁目7番23号 コーポユキ105
 破産者 平野 紗子
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1240号
 仙台市若林区荒井5丁目12番地の23
 破産者 芳賀 卓
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1245号
 仙台市宮城野区銀杏町24番21号 第2石森アパート303
 破産者 平間 秀一

1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第97号
 山形県米沢市成島町1丁目7番62号、前住所山形県米沢市大字口田沢2436番地の4
 破産者 後藤 祥子
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第103号
 山形県米沢市東2丁目3番15号 セジュール・ソレーユA-102号室
 破産者 海藤 裕美
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第104号
 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲981番地、前住所山形県長井市九野本715番地の3
 破産者 鈴木 千里
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第42号
 青森県八戸市大字新井田字塩入6番地64、申立時の住所山形県酒田市字山田11番地の10
 破産者 國井奈美子(旧姓大平)
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 山形地方裁判所酒田支部
令和7年(フ)第56号
 山形県酒田市若原町4番17号
 破産者 矢作 美佐
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 山形地方裁判所酒田支部
令和7年(フ)第119号
 茨城県日立市東大沼町2丁目12番4号
 破産者 鈴木 理紗
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第122号
 茨城県北茨城市中郷町石岡105番地78
 破産者 飯塚 勉
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第113号
 栃木県栃木市湊町2番5号 プレタメゾン101
 破産者 オフィス三室こと 鎌田 智明(旧姓三室)
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第117号
 栃木県小山市扶桑3丁目14番7号 県営扶桑住宅3号棟332号室、前住所栃木県小山市駿南町4丁目18番17号 クレストール山崎102号
 破産者 芝宮 恵美
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第122号
 栃木県小山市西城南6丁目22番地12
 破産者 沼部富美子
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第23号
 栃木県真岡市長田1丁目6番地2
 破産者 三浦 道男
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 宇都宮地方裁判所真岡支部
令和7年(フ)第542号
 相模原市南区松が枝町23番1号 コスモ相模原401
 破産者 黒須由紀子
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第596号
 神奈川県座間市相模が丘3丁目54番14号
 K-h o u s e 相模が丘201号
 破産者 吉田 早織
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第614号
 相模原市中央区相生3丁目5番18号
 破産者 大橋 涼央
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第618号
 神奈川県大和市西鶴間2丁目26番4-413号
 破産者 本宮 美香
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第622号
 相模原市南区相模台1丁目15番3号 コーポカルミア201号
 破産者 片野 稔宏
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第258号
 福井県越前市入谷町第12号14番地
 破産者 橋本 和樹
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第262号
 福井県あわら市花乃杜4丁目15番22号 s i n p r i s a 202号
 破産者 高溝千尋こと 湯 春梅
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第392号
 岐阜市鏡島1634番地6、前住所岐阜県郡上市白鳥町白鳥359番地2 白鳥公務員宿舎104
 破産者 曾我 美波
 1 決定年月日 令和8年1月6日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第404号

岐阜県本巣市三橋1101番地20 (K・Hous
e 302号)

破産者 森 恵

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第1986号

愛知県小牧市大字大草5972番地2 K・J館
1010号

破産者 仁田 晋也

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2218号

名古屋市北区柳原3丁目6番35号 柳原荘2
棟104号

破産者 川上 雄司

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2327号

名古屋市熱田区千代田町13番16号 千代田館
501号

破産者 野口 優一

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2355号

名古屋市西区市場木町50番地 ウエストスク
エア101号

破産者 瑞慶山好行

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2656号

愛知県東海市荒尾町金山135番地
破産者 竹内 幹雄

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第256号

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字南東川156番
地1 カーサ・ルワンジュ206号

破産者 野場 晴華

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第259号

愛知県一宮市木曾川町玉ノ井字蒲池232番地
コーポ高畑B202号

破産者 加藤 晴美

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第267号

愛知県一宮市森本4丁目19番9号 エーデル
メゾン403号、破産申立時の住所愛知県一宮
市桜2丁目9番9号

破産者 杉山 緑

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第268号

愛知県一宮市富田字石宮94番地1 ビレッジ
ハウス石宮4棟307号

破産者 大久保則行

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第269号

愛知県一宮市苅安賀1丁目16番3-510号
県営苅安賀住宅

破産者 鈴木 広伸

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第275号

愛知県岩倉市下本町下寺廻56番地11 シャン
ポール松本102号

破産者 大谷 吉

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第280号

愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入48番地1
レオパレス舟入104号

破産者 細貝 恭一

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第292号

愛知県江南市布袋下山町東1216番地 サニー
コート布袋B棟102号

破産者 千田 博子

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第66号

三重県名張市東田原1082番地、前住所三重県
名張市つじが丘南6番町237番地

破産者 白澤 大樹（旧姓中村）

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和7年(フ)第76号

三重県伊賀市菖蒲池1629番地の3、前住所三
重県伊賀市三田1808番地の9

破産者 鳥居 真優（旧姓構江）

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和7年(フ)第23号

三重県伊賀市菖蒲池1629番地の3、前住所三
重県伊賀市三田1808番地の9

破産者 山脇 停也

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第195号

神戸市西区枝吉1丁目78番地 コーポエバー
グリーン207号、前住所兵庫県明石市魚住町
清水139番地の5 ウエストマンション魚住
1-C

破産者 山脇 停也

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第206号

兵庫県明石市大久保町大窪2041番地の80 レ
リヤンファミリオⅢスミノ302号

破産者 KIM I L KWON 金 一權

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第81号

島根県出雲市高岡町1191番地 タカオカハイ
ツイ-212

破産者 橋本 邦彦

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第83号

島根県出雲市塩冶町1513番地1 コーポいい
ぐに-2-202

破産者 阿部 愛

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第97号

広島県尾道市山波町1448番地4

破産者 吉田 寛

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第100号

広島県三原市須波ハイツ2丁目23番17号、申
立時の住所広島県三原市沼田東町片島546番
地9 グランドメゾン片島E201号

破産者 亀井 裕樹

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第101号

広島県三原市宮浦4丁目12番47号

破産者 笹原 政子

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第102号

広島県尾道市山波町3087番地58 メゾンさと
う103号、前住所広島県豊田郡大崎上島町木
江146番地6 ホテル清風館きのえ寮 504号

破産者 上川 英治

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第108号	広島県尾道市因島重井町1472番地2 破産者 桑原 由香 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和7年(フ)第116号	広島県尾道市瀬戸田町中野1330番地 破産者 香川 和則 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和7年(フ)第117号	広島県尾道市原田町小原1654番地1 破産者 山田 真嗣 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和7年(フ)第119号	広島県尾道市吉浦町8番24号 破産者 石鶴 弘信 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和7年(フ)第121号	広島県三原市宮沖1丁目18番1-205号 市 営宮沖住宅、前住所広島県三原市宮沖1丁目 18番5-304号 破産者 安國 敬子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部
令和7年(フ)第54号	愛媛県今治市桜井1丁目7番37号、前住所愛 媛県今治市拝志2番11号、前々住所愛媛県今 治市拝志12番23号 破産者 廣川 拓夫 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所今治支部
令和7年(フ)第280号	福岡県小郡市小板井329番地1 ルボ小郡駅 前905号 破産者 江藤 康陽 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第287号	福岡県久留米市津福本町1683番地2 津福団 地8棟15号 破産者 吉本 太三 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第289号	福岡県久留米市合川町347番地11 破産者 原口 蓮 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第293号	福岡県久留米市安武町住吉380番地 破産者 石橋とり恵 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第47号	福岡県柳川市筑紫町106番地1 若宮ハイツ 102号 破産者 寺園 拓海 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所柳川支部破産係
令和7年(フ)第77号	福岡県大牟田市樋口町8番地9 グループ ホーム エール、前住所熊本県荒尾市一部 2157番地49 破産者 大崎綾希人 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年(フ)第54号	福岡県筑後市大字長浜2381番地 ベル・アン ジュ102号 破産者 中尾 拓美 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所八女支部破産係
令和7年(フ)第58号	福岡県八女郡広川町大字新代2439番地1 ルート3&M・YVI 102 破産者 内田 廣香(旧姓木田)
1 決定年月日 令和8年1月6日	1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。	2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係	福岡地方裁判所八女支部破産係
令和7年(フ)第55号	鹿児島県大島郡龍郷町中勝1329番地 破産者 堯 陽子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
令和7年(フ)第56号	鹿児島県奄美市名瀬大字西仲勝1213番地5 破産者 大川やよい 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
令和7年(フ)第57号	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名2216番地 3(県営阿木名団地1号棟204号室)、前住所 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字大湊11 番地13 破産者 白戸 耐子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係
令和7年(フ)第349号	沖縄県那覇市東町23番8-901号 ル・サン ク旭橋 破産者 知念 聖也 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第385号	沖縄県那覇市樋川2丁目6番7号 樋川第一 ビル203 破産者 大城 保揮 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第148号	北海道苦小牧市光洋町2丁目6番2号共同住 宅ほかほかハウス光洋、前住所北海道苦小牧 市字糸井117番地の2イートンスクエア202号 破産者 藤村 智晴
1 決定年月日 令和8年1月6日	1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。	2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所	札幌地方裁判所苦小牧支部
令和7年(フ)第150号	北海道苦小牧市三光町2丁目23番21号 沖ア パート103号 破産者 木村 美幸 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所苦小牧支部
令和7年(フ)第327号	函館市高松町339番地10 破産者 久保田早苗 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第373号	北海道北斗市飯生1丁目11番25号 破産者 櫛引 梨恵 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第404号	北海道茅部郡森町字常盤町149番地5 破産者 船木 龍一 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第405号	北海道茅部郡森町字常盤町149番地5 破産者 船木さやか 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第411号	函館市宇賀浦町1番7-201号 メゾンヴィ マーラ 破産者 小野寺涼太 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所

令和7年(フ)第414号

函館市大川町1番83-306号

破産者 澤谷 耕治

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

令和7年(フ)第272号

青森市大字浅虫字螢谷65番地

破産者 古沢由紀子

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第281号

青森市大字筒井字八ツ橋1379番地18

破産者 木村 恵美

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第287号

青森市沖館4丁目16番8号 マイハウス沖館5号

破産者 山平 勝

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第288号

青森市沖館4丁目16番8号 マイハウス沖館5号

破産者 山平あゆみ

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第309号

青森市里見1丁目1番29号

破産者 篠原 伸幸

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第140号

青森県黒石市泉町71番地 千葉アパート7号
破産者 工藤 美津

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第174号

青森県八戸市青葉1丁目5番6号 シャーメゾンイシファインC201号

破産者 国本 未来

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第316号

岩手県滝沢市穴口265番地3 グレースフルD202号、前住所盛岡市みたけ4丁目40番13号コープしふた5号

破産者 坂本 洋子

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第333号

盛岡市南青山町12番12号

破産者 中軽米 翼

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第338号

盛岡市東仙北2丁目17番46号

破産者 白岩 妙子

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第345号

盛岡市みたけ4丁目13番40号、前住所盛岡市本宮宇大宮48番地5

破産者 北田 忍

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第49号

岩手県宮古市鴨崎町41番地2 市営住宅406号室

破産者 小松 拓矢

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年(フ)第1150号

仙台市若林区上飯田3丁目23番13号 ユートピア幸館III-102

破産者 高橋 祐子

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1178号

仙台市太白区富沢南2丁目24番地の4 シャルムハウス1-303

破産者 佐々木麻納美

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1185号

宮城県塩竈市北浜2丁目5番12号

破産者 佐藤つなみ

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1192号

仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の1 四郎丸市営住宅9棟604、従前の住所横浜市金沢区並木1丁目23番3-202号

破産者 高橋 美和

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1252号

宮城県多賀城市新田字後6番地の2 新田ハイツA-201号

破産者 伊藤 光浩

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1288号

宮城県亘理郡山元町つばめの杜4丁目13番地1 町営つばめの杜住宅 A3-2

破産者 日野 深月

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1304号

仙台市青葉区上杉4丁目6番11-202号

破産者 森川 直子

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第89号

宮城県柴田郡川崎町大字川内字北川原山228番地4 北川原山住宅B-1

破産者 相原 叶

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第153号

宮城県栗原市一迫真坂字清水玉屋40番地1 介護いくしみの家 清水館、従前の住所宮城県栗原市一迫真坂字南町24番地 一迫ウエックガーデンよしざわ1-A

破産者 菅原 敏晴

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第119号

宮城県東松島市矢本字鹿石前135番地3 ビレッジハウス矢本2 203、前住所宮城県東松島市赤井字有明15番地2

破産者 阿部 友美

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第34号

福島県南相馬市原町区栄町2丁目24番地 破産者 緑川 広行

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所相馬支部

令和7年(フ)第205号

福島県郡山市富田町字北向80番地の30 中山ハイツ202号

破産者 二杉可根実

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第213号

福島県郡山市字下龜田28番地 ビレッジハウスク田1号棟404号、前住所福島県郡山市並木5丁目3番地の36 プレセラヌス郡山105号

破産者 鈴木 勝之

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第254号

福島県郡山市大槻町字天正坦11番地、前住所
福島県郡山市富久山町久保田字田池24番地
いざみハイツ201号

破産者 横田 好三

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第165号

福島県いわき市小名浜字中原9番地の24

シェアハウス小名浜中原110

破産者 伊藤 黎

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第177号

福島県いわき市小名浜大原字下小滝135番地
の2 C棟

破産者 菅野さおり（旧姓馬上・佐久間）

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第251号

茨城県つくば市花畑2丁目2番地3 ロイヤルガーデン花畑C201

破産者 佐藤えりか（旧姓飯村）

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第258号

茨城県土浦市文京町7番9号 マルキコーポ
201、前住所茨城県つくば市栗原3462番地17

破産者 竹内 一浩

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第260号

茨城県石岡市柿岡3451番地36

破産者 仁平まどか

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第265号

茨城県土浦市中187番地78

破産者 氏家 浩子

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第268号

茨城県つくば市高野台2丁目4番地3 グラ
ンドパレスNS77 305号

破産者 大山 真弓

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第163号

茨城県取手市井野台4丁目17番24号、前住所

茨城県取手市戸頭7丁目6番17号

破産者 星 智剛

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第167号

茨城県取手市井野台1丁目22番14-303号

破産者 巖城 晃太

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第171号

茨城県取手市野々井1101番地1 ハーモニー
タウン2-301

破産者 佐藤 早苗

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第162号

千葉県鎌ケ谷市未広町5番地の4

破産者 岩瀬 亮輔（旧姓堀井）

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第164号

千葉県旭市八の260番地1 グローヴ4 102

破産者 向後 夢

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第168号

千葉県大網白里市池田40番地1 コーポ山田
101号室

破産者 大野 澄樹

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第1503号

東京都福生市大字熊川1494番地2 ツインズ
B-103号室

破産者 小島 智美

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1618号

東京都国立市富士見台4丁目21番地の21

破産者 安元 一郎

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1664号

東京都調布市染地2丁目8番地3C-311

破産者 柳 真太郎

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1770号

東京都八王子市横川町860番地ハイム福友B
101号

破産者 久保寺裕次

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第424号

神奈川県小田原市小八幡3丁目11番10号

コーポ光C棟102

破産者 澤田美奈子

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第453号

神奈川県平塚市浅間町11番1-901号 コン
フォール平塚

破産者 小宮 正臣

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第454号

神奈川県平塚市浅間町11番1-901号 コン
フォール平塚

破産者 小宮 由香

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第495号

神奈川県伊勢原市岡崎6901番地の1 エクセ
ルM I T A K E II 201号

破産者 前川 絵莉

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第499号

神奈川県中郡大磯町大磯449番地6

破産者 戸井田由美

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第526号

神奈川県平塚市袖ヶ浜18番12号 コート平塚
B-203

破産者 下久保 茂

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第532号

神奈川県秦野市南矢名2122番地の5 アカデ
ミアハウス 105号

破産者 杉本 瑞（旧姓磯山）

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第542号

神奈川県南足柄市和田河原290番地 若宮ハ
イツA-202

破産者 岡田ひろみ

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第485号

相模原市緑区東橋本3丁目5番32号 エクセ
ル飯田203

破産者 上岡 久美

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第500号	相模原市南区相南2丁目13番9号 アミーハグチ202号 破産者 内堀 将平 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第529号	相模原市南区東林間1丁目6番9号 協和開発ビル401 破産者 松本 美紀(旧姓崎村) 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第546号	相模原市南区麻溝台5丁目12番8号 破産者 金 徹 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第556号	相模原市中央区南橋本1丁目8番4号 ルミネンスビル202KMN南橋本1号室 破産者 神藏 結佳 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第419号	新潟市西区大学南1丁目6699番地22 破産者 村山 康裕 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第78号	新潟県三条市尾崎3487番地 破産者 坂田真裕美 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所三条支部
令和7年(フ)第87号	新潟県燕市牧ヶ花26番地1、住民票上の住所 東京都北区浮間3丁目2番1-502号プリモハイツ 破産者 丸山寿美子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第135号	新潟県阿賀野市勝屋918番地123 破産者 川口 元 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第149号	新潟県長岡市水道町3丁目6番24号、前住所 新潟県長岡市水道町4丁目1番2号 破産者 唐澤潤一郎 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第169号	新潟県長岡市堤町6番21号 エミグラント103号室、前住所新潟県柏崎市大字久米1513番地 破産者 真島 夏江(旧姓宮崎) 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第184号	新潟県柏崎市緑町1番12-104号 県営緑ヶ丘住宅2号棟 破産者 石塚 吉秋 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第199号	新潟県柏崎市希望が丘2番7-103号 市営半田住宅C号棟 破産者 今井 廣栄 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第129号	富山県氷見市栄町4番4号 破産者 浅野 修 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第244号	金沢市押野3丁目567番地 グラシアス017202号、従前の住所金沢市高畠2丁目13番地リバーサイド201号 破産者 田代 秀人 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第269号	石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘1丁目263番地コープ南陽103号 破産者 どうもとトソーこと 堂本 秀夫 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第272号	石川県かほく市浜北16番地1 ブリムローズJ O Y 204号 破産者 是澤 宏樹 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第278号	金沢市湯涌町イ52番地、住民票上の住所石川県能美市寺井町ち79番地 破産者 古田 裕 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第279号	山梨県甲府市幸町16番24号 メイリリー幸町412 破産者 村川 未来 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第190号	長野県下水内郡栄村大字北信2765番地、旧住所神奈川県相模原市緑区名倉251番地2 破産者 杉浦 未来 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第126号	岐阜県大垣市禾森町5丁目37番地1 レヂデンス土屋 101、前住所岐阜県大垣市禾森町5丁目97番地 NKK花道 101号室 破産者 栗田 将伍 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第140号
 岐阜県大垣市星飯町908番地1 シャーメゾン長澤 E棟101
 破産者 小谷 輝政
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第359号
 静岡県沼津市三園町12番34号 オーシャンコート405
 破産者 港 巍
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第72号
 三重県名張市すずらん台東3番町74番地、前住所三重県伊賀市希望ヶ丘東3丁目7番9号
 破産者 バルボザ アンヘルソンこと DOS SANTOS BARBOSA ANDERSON CARLOS
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所伊賀支部
令和7年(フ)第73号
 三重県名張市鴻之台4番町16番地 テイスティ一鴻之台102号、前住所三重県名張市南百合が丘139番地
 破産者 斎藤 眞哉
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所伊賀支部
令和7年(フ)第74号
 三重県名張市赤目町新川615番地8
 破産者 亀山いずみ
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所伊賀支部
令和7年(フ)第264号
 三重県四日市市楠町小倉399番地2 メゾンコケットII-102
 破産者 河合 真里
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第54号
 滋賀県長浜市南田附町468番地
 破産者 尾上 智久
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大津地方裁判所長浜支部破産係
令和7年(フ)第57号
 京都府南丹市園部町横田2号9番地グランパティオ13号
 破産者 細見 成也
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 京都地方裁判所園部支部破産係
令和7年(フ)第388号
 大阪市淀川区東三国2丁目9番1-407号、前住所神戸市垂水区南多聞台7丁目45番505号
 破産者 石岡 拓馬
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4471号
 大阪府枚方市藤阪元町3丁目25番16号
 破産者 鈴木 義成
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4565号
 大阪府守口市佐太中町7丁目9番15-101号
 破産者 井上 華乃(旧姓脇田)
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4598号
 大阪府茨木市藏垣内2丁目2番3号 ドミール千里丘 101号
 破産者 中田 築
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4668号
 大阪市北区西天満3丁目6番10-507号
 破産者 大西 雅子
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4703号
 大阪市東淀川区小松1丁目7番7-401号
 破産者 小林 明基
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4729号
 大阪市浪速区桜川2丁目5番2号 レフィナード桜川 304号
 破産者 岸本 千草
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4771号
 大阪府豊中市庄内幸町3丁目22番20-303号
 破産者 天野 里子
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4786号
 大阪府豊中市新千里南町2丁目1番3-1203号
 破産者 佐野 貴彦
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4819号
 大阪市阿倍野区美章園1丁目9番25-207号
 破産者 花尻 峰忠
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4829号
 大阪市東淀川区大桐5丁目19番11号 ラリビエール 203号
 破産者 武田 博子
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4872号
 大阪市住吉区遠里小野7丁目6番29-406号
 破産者 安田 梨菜
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4937号
 大阪市淀川区東三国6丁目1番35-301号
 破産者 田中 一照
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4938号
 大阪市淀川区東三国6丁目1番35-301号
 破産者 田中 明美
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4961号
 大阪府豊中市大黒町1丁目15番6号
 破産者 池尻 友子(旧姓藤本)
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4975号
 大阪府摂津市別府3丁目19番6-206号
 破産者 立石 効
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4988号
 大阪市淀川区加島1丁目2番1-304号
 破産者 佐伯 俊男
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4996号
 大阪府吹田市山田西2丁目15番1-205号
 破産者 嶋 比佐子
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5021号
 大阪市東住吉区矢田2丁目17番3-301号
 破産者 小林 由美(旧姓近藤・谷口)
 1 決定年月日 令和8年1月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5027号 大阪市住之江区安立1丁目11番5号 カーサ 洋幸 3M、前住所堺市西区上559番地1 昌和鳳305号 破産者 和田 里美 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所龍野支部	令和7年（フ）第85号 島根県出雲市平田町7638番地 破産者 三矢 美智 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部
令和7年（フ）第5049号 大阪府豊中市長興寺南4丁目14番1—407号 破産者 玉村 昌男 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所豊岡支部破産係	令和7年（フ）第24号 島根県邑智郡美郷町浜原318番地2 Green Village A-6号、住民票上の 前住所広島県福山市高西町三丁目13番30—1 号 A202 破産者 岡田うらら（旧姓藤井・和泉） 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所浜田支部
令和7年（フ）第5127号 大阪市西区南堀江4丁目9番35—406号、前 住所大阪市平野区長吉出戸3丁目1番67— 502号 破産者 山崎 未来 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所豊岡支部破産係	令和7年（フ）第378号 岡山市中区神下111番地3 プロッサム21C 102号室 破産者 中元 尚太 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第5139号 大阪市東淀川区上新庄2丁目16番8—603号 破産者 斎藤 美幸 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所龍野支部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部	令和7年（フ）第45号 岡山市北区青江3丁目4番6号 エメラルド マンション青江302号 破産者 藤田 照美（旧姓坂江） 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第5144号 大阪府枚方市高野道2丁目20番4号 破産者 枝井 豊 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所龍野支部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年（フ）第486号 岡山市中区四御神836番地 東ヶ丘市営住宅 C508番館19号 破産者 尾上 誠 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第5157号 大阪府豊中市東豊中町5丁目11番1—303号 破産者 金田 龍磨 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所龍野支部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部	令和7年（フ）第514号 岡山市南区福田75番地1 リバティ88 205 号 破産者 井伊 大介 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第5158号 大阪府池田市鉢塚2丁目5番29号 グループ ホーム自由時館、前住所大阪府池田市五月丘 2丁目4番102—202号 破産者 橋本 啓子	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 兵庫県揖保郡太子町馬場261番地1 コン フォルトスクエア 101号室、前住所兵庫県 揖保郡太子町鶴148番地6 破産者 杉本 達哉	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松江地方裁判所出雲支部	

令和7年(フ)第536号
岡山市北区舟橋町4番17号 センチュリーふなばし301、旧住所福岡県糟屋郡柏原町大字江辺1022番地1 メゾンドール 102号
破産者 岡田 翔
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第557号
岡山市北区奥田南町7番7号 ニューシティ奥田A103、旧住所岡山市北区清輝橋3丁目8番20号
破産者 井上 幸恵
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第562号
岡山市中区閑441番地2
破産者 島田 花恵
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第567号
岡山市中区円山102番地18 カーサ・カルム102
破産者 若林 実
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第579号
岡山市南区妹尾958番地1 リーヴァ妹尾B102
破産者 平田 拓也
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第588号
岡山市北区厚生町2丁目7番17号 アルフィーネ厚生町110
破産者 内海 俊介
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第67号
山口県岩国市三笠町3丁目6番4号
破産者 藤本絵理子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第229号
徳島県徳島市応神町古川字東34番地
破産者 溝内 克希
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第255号
徳島県徳島市北矢三町4丁目2番45-523号
県住北島田町団地
破産者 吉岡 貴代
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第333号
香川県高松市木太町3095番地1 市住3-401
破産者 田中 美紗
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部

令和7年(フ)第372号
香川県高松市屋島西町2030番地6
破産者 佐藤里紗代
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部

令和7年(フ)第129号
香川県善通寺市生野町561番地25 岩木ハイツ101号
破産者 関 重富
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第131号
香川県坂出市中央町8番140-503号 サーパス中央町
破産者 山本 整子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第133号
香川県丸亀市田村町1295番地 Axis・M105号、前住所香川県丸亀市土器町西1丁目758番地
破産者 吉田久美子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第315号
愛媛県松山市道後北代1番24号 中西ビル301号
破産者 松木明日香
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第316号
愛媛県松山市小坂5丁目17番16号 プロムナードK105号
破産者 池田 純
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第324号
愛媛県松山市空港通1丁目10番14号 メイフェア空港通スクエア505号
破産者 鎌田 典子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第328号
愛媛県松山市安城寺町1315番地1
破産者 山本由美子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第24号
高知県高岡郡中土佐町久礼6361番地2
破産者 岩本 剛
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和7年(フ)第262号
福岡県久留米市荒木町荒木862番地 県営梅林団地1棟403号、前住所福岡県久留米市大善寺町夜明1080番地3
破産者 椿原鉄筋こと 椿原 武

1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第292号
福岡県久留米市小頭町3番地9 朝日プラザ久留米2 607号
破産者 谷 淳子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第296号
福岡県久留米市津福本町1683番地2 津福団地8-2
破産者 坂本 美紀
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第311号
佐賀県多久市南多久町大字長尾3896番地1 レビュート泉 B-108号、前住所佐賀県伊万里市東山代町長浜3034番地1 コーポ・バルB棟205
破産者 横橋 歩
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第313号
佐賀県神埼市神埼町西小津ヶ里601番地1 プラザマンション106、前住所佐賀県杵島郡大町大字大町5178番地2
破産者 山崎 智幸
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第314号
佐賀県神埼市神埼町西小津ヶ里601番地1 プラザマンション106、前住所佐賀県杵島郡大町大字大町5178番地2
破産者 山崎かおり
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第316号
佐賀市嘉瀬町大字荻野124番地2
破産者 諸橋 一臣
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第319号
佐賀県鳥栖市田代本町1230番地11 シティライフ田代A103
破産者 村上 明美
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第322号
佐賀市水ヶ江1丁目10番7号 城内アパート
1F東
破産者 堀 和子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第81号
佐賀県唐津市養母田鬼塚5番3-332号 県営アパート
破産者 地崎 英明
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第83号
佐賀県唐津市山本2102番地6
破産者 今井 美樹
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第74号
熊本県荒尾市西原町1丁目2番1号
破産者 西坂 正
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和7年(フ)第75号
熊本県荒尾市本井手717番地2 コーポ前田B棟 201号、前住所熊本県荒尾市増永2781番地1 エステート荒尾 201号
破産者 中村 圭一

1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和7年(フ)第52号
大分県速見郡日出町大字豊岡6060番地29 町営豊岡住宅B-1-301
破産者 本合 凌真(旧姓梶原・廣末)
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和7年(フ)第433号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1333番地 町住向陽団地56-1-2
破産者 黒木 篤
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第453号
宮崎市佐土原町石崎3丁目4番地1 スカイハイツA201号
破産者 久保田早紀
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第461号
宮崎市清武町加納乙269番地2
破産者 井川 みき
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第463号
宮崎市大字本郷南方4390番地 アーバンライフ本郷C棟102号、住民票上の住所宮崎市大字本郷南方3949番地2
破産者 斎藤 汐莉
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第476号
宮崎県児湯郡新富町大字新田6196番地1
破産者 藤森 雄二
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第41号
宮崎県日南市春日町9番6号
破産者 長嶺 京子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第42号
宮崎県日南市今町1丁目4番12号
破産者 谷口 誠
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第45号
宮崎県串間市大字南方3431番地5、前住所宮崎県日向市大字財光寺657番地 メイプルハウス桃木106号
破産者 永谷 摩紀
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第1181号
千葉県八千代市大和田新田365番地3 V i l l a g e H o u s e 八千代296A棟104号、開始決定時の住所千葉県八千代市下高野553番地 なごみの家
破産者 渡邊 孝彦
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1734号
千葉市美浜区幸町2丁目16番8棟214号
破産者 伊藤 拓也
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第650号
栃木県宇都宮市石井町2979番地3 ソレアードコートB101、前住所栃木県下都賀郡壬生町表町9番23-2号
破産者 水沼 涼也
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第665号
栃木県宇都宮市鎌山町1714番地4、前住所埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸3丁目7番12号 アバンセ杉戸101
破産者 片野百合華
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第672号
栃木県宇都宮市泉が丘4丁目2番2号 今泉C市営住宅7号棟31号室
破産者 向江 亘
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第676号
栃木県那須塩原市阿波町117番地59
破産者 戸邊さゆり
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第690号
栃木県日光市森友1504番地46 ハイツエイト205
破産者 斎藤三千子
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第580号
埼玉県吉川市大字保789番地4、旧住所埼玉県吉川市大字保658番地1 ウ・アルカディア101号室
破産者 木村 永樹
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第585号
埼玉県春日部市緑町2丁目8番5号
破産者 中條 達也
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第610号
埼玉県越谷市大字南荻島1182番地5 荻島ハイツA号
破産者 久保 達也
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第660号	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地6丁目19番22号 サンフラワー清地102 破産者 佐藤 大地 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第732号	埼玉県草加市花栗4丁目9番28号 V i l l a H o r a i B-201号 破産者 田中由美子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第1508号	千葉市稻毛区作草部町587番地5 破産者 杵渕 圭 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1536号	千葉県船橋市前原東2丁目2番7-303号 破産者 岩田ひとみ 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1542号	千葉市緑区おゆみ野中央6丁目27番地9 コラール203号 破産者 柿木 光生 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1547号	千葉県八千代市高津470番地 キャッスルマキ1-A号 破産者 ABATOL NORBEL INNE (アバトル ノーベリン) 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1567号	千葉市緑区おゆみ野2丁目29番地1 アメニティーなかにし109号 破産者 藤田 千穂 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1591号	千葉県船橋市前原西4丁目21番17号 サニーライフ船橋 破産者 野口 玲子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1606号	千葉県浦安市東野1丁目4番37号 コープ舞綱II (202) 破産者 安部紀美香 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1612号	千葉県市川市曾谷7丁目32番3号 破産者 菊地 侑樹 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1615号	千葉市花見川区さつきが丘2丁目27番地29 ドットホームさつきが丘第II 破産者 大崎 葉月 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1622号	千葉県船橋市夏見1丁目14番25号 シャルム夏見205号 破産者 藤井 恵子 (旧姓東平) 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1627号	千葉県市原市五井中央西1丁目6番地1 アレックス五井6G5 破産者 副島 晴夫 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1629号	千葉市緑区高田町1784番地2 からはーい 破産者 木村 勝信 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1642号	千葉県市川市柏井町2丁目723番地13 破産者 徳丸 嘉仁 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1665号	千葉県浦安市猪実5丁目6番26-305号 ラ・グランヴィア 破産者 足立 駿 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1672号	千葉県船橋市古作3丁目7番32号 破産者 上野あゆみ 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1675号	千葉市美浜区高洲4丁目5番3棟1014号 破産者 福田 信子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1677号	千葉県船橋市前原西5丁目14番15号 さくらハイツ102号 破産者 奥野 裕子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1682号	千葉県船橋市習志野台3丁目5番15棟204号 破産者 田村 信治 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1683号	千葉県船橋市習志野台3丁目5番15棟204号 破産者 田村 博司 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1692号	千葉県市原市南国分寺台4丁目6番地13 フォーブルタウン国分寺B101号室 破産者 米倉 剛 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1701号	千葉県船橋市上山町2丁目285番地82 破産者 栗田 利栄 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1713号	千葉市緑区おゆみ野中央4丁目21番地3 ラーヴアンヒルズ205号 破産者 仲村渠一花 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1716号	千葉県八千代市大和田新田476番地10 八千代中央レジデンス 2号棟104号室 破産者 佐々木知子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1730号	千葉県香取市佐原イ6番地1 藤ハイツ204 破産者 菅谷 勝正 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1731号	千葉県旭市長部239番地 破産者 高木 努 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1741号

千葉県船橋市飯山満町1丁目696番地 K I
ハイム203号
破産者 太田 貴之

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1749号

千葉市緑区おゆみ野3丁目23番地5 ジュネ
スグランドール406号
破産者 中村 拓也

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1761号

千葉県八千代市米本2427番地24 ディアベル
ジュⅡ105号室
破産者 大貫進太郎

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1762号

千葉市若葉区桜木1丁目31番6号 Arr i
vo Mai a101号
破産者 渡邊真那人

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1774号

千葉市若葉区源町542番地21 B棟1号
破産者 鳥海 英範

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1775号

千葉県市原市東五所32番地8 ハイツM202
破産者 矢澤 厚志

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1779号

千葉県船橋市宮本3丁目1番16-102号
破産者 岡田 秀幸

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1783号

千葉県市原市五井2187番地8 ハイツ中西
105
破産者 加古 哲也

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1786号

千葉県船橋市藤原6丁目8番3号
破産者 山崎 明

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1787号

千葉県船橋市藤原6丁目8番3号
破産者 山崎 瓦

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第235号

千葉県四街道市美しが丘2-17-1 タイ
ガーズマンション308号室、住民票上の住所
千葉県四街道市和良比78番地

破産者 大河 建斗

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第286号

千葉県佐倉市上座1234番地1 ロイヤルタカ
ダヤA201
破産者 加唐未代子

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第142号

鹿児島県姶良市加治木町木田1108番地 ハイ
ム北蘭C201号
破産者 長野 浩

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第105号

鹿児島県薩摩川内市平佐町5050番地2 県営
ハイタウン平佐団地3号棟101号
破産者 三井 愛

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第112号

鹿児島県出水市高尾野町柴引2667番地20
破産者 垂門 雄基

1 決定年月日 令和8年1月6日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第617号

札幌市白石区平和通2丁目北8番15号 グラ
ンドール白石402号
破産者 小西 彩織(旧姓森光)

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2022号

札幌市白石区南郷通1丁目北2番15-207号
破産者 田渕 祐介

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2075号

北海道江別市野幌代々木町51番地の6
破産者 田代 葵子

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2099号

札幌市白石区栄通5丁目1番12号 スマート
ワン南郷103号
破産者 菅原 修平

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2120号

札幌市白石区栄通6丁目12番43-401号
破産者 川浪 遼

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2201号

札幌市厚別区厚別東3条3丁目14番50号 第
6佐藤マンション106号
破産者 中島 健太

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第65号

北海道岩見沢市南町八条4丁目3番1号
破産者 新山絵梨子(旧姓川原・淡路)

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第69号

北海道美唄市東3条南6丁目6番19号
破産者 新田 あゆ

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第83号

北海道夕張郡栗山町字中里25番地34 中里團
地B5-4号
破産者 小林 幸夫

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第82号

岩手県奥州市江刺西大通り10番18号 コーポ
オイカワ 203号室
破産者 千田 春男

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(フ)第83号

岩手県奥州市水沢真城字北上野24番地2
破産者 千田 光春

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(フ)第1195号

宮城県塩竈市藤倉2丁目1番9号
破産者 望月 力

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第106号
福島県会津若松市対馬館町1番5号 県営住宅5棟12号
破産者 佐藤 幸市
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第392号
茨城県水戸市河和田3丁目2536番地 市営河和田住宅602棟3-1号
破産者 川崎まさみ
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第393号
茨城県水戸市河和田3丁目2536番地 市営河和田住宅602棟3-1号
破産者 川崎 愛
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第413号
茨城県ひたちなか市松戸町2-3-8 ディアプレイス松戸B101、住民票上の住所茨城県水戸市千波町2372番地の3 フレグランス・グリーンB棟102号
破産者 芹川 月杏
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第91号
茨城県鹿嶋市大字平井1128番地190 フラットかしまE2
破産者 鍵谷 文子(旧姓黒木)
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(フ)第567号
栃木県下都賀郡壬生町あけぼの町14番11号、前住所栃木県鹿沼市上野町76番地3
破産者 木村 康
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第625号
栃木県河内郡上三川町大字磯岡209番地7、前住所栃木県宇都宮市台新田町159番地1
ペルプラザH・I 305号室
破産者 伊沢 順子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第631号
栃木県鹿沼市栄町1丁目17番地2 ベルモントレー G棟
破産者 大柿采玖美
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第636号
栃木県宇都宮市駒生町1359番地45 カーサー駒生201、開始決定時の住所栃木県日光市板橋3293番地211
破産者 条川 和宏
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第637号
栃木県下都賀郡壬生町大字上稲葉599番地
破産者 神長 和久
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第646号
栃木県宇都宮市冰室町1051番地20
破産者 海老原マヨリータこと エビハラ マヨリータ ラグマイ
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第659号
栃木県宇都宮市川田町1008番地1
破産者 鍋島 美絵
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第668号
栃木県宇都宮市松風台1159番地38
破産者 高田 諭
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第674号
栃木県さくら市蒲須坂126番地
破産者 鈴木 裕太
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第1744号
埼玉県戸田市上戸田2丁目28番8号 セジュール榎本102号室
破産者 山野邊博志
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1760号
埼玉県加須市船越385番地6
破産者 石田 美和
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1830号
埼玉県川口市大字安行吉蔵17番地の1 テゾーロ I 204号
破産者 奥瀬 樹
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1832号
埼玉県新座市大和田5丁目3番2号 シミズマンション303号室
破産者 大竹あおい
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1861号
さいたま市岩槻区加倉5丁目2番58号 村崎真吾方
破産者 中田 修
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1862号
さいたま市岩槻区加倉5丁目2番58号 村崎真吾方
破産者 中田貴世美
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第323号
埼玉県熊谷市箱田6-4-4 熊谷ロイヤルクリニック、住民票上の住所東京都葛飾区西亀有4丁目3番6号 コーポやよい202号
破産者 高杉 床志
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第336号
埼玉県熊谷市妻沼1723番地13
破産者 後藤 紗香
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第338号
埼玉県本庄市小島1丁目9番32号 県営本庄小島住宅B-305
破産者 島貫 祐一
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第348号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町321番地11
破産者 落合 絹枝
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第648号
千葉市美浜区高洲4丁目7番11号 センターパーク稻毛海岸A棟102号
破産者 三澤 富雄
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1358号
千葉市原市出津92番地 桐谷莊
破産者 田中喜代子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1403号	千葉県八千代市大和田新田183番地3 セディア203号 破産者 海老名正一 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1511号	千葉県八千代市萱田1162番地1 フィオーレ ゆりの木202号 破産者 長田 幸勝 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1543号	千葉県船橋市三山3丁目34番4号 エステートビアトシマ206号 破産者 高宮由美子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1568号	千葉市若葉区みつわ台3丁目4番10棟102号 破産者 土屋 直央 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1582号	千葉県八千代市高津832番地1 高津団地3 街区2棟501号 破産者 古谷 恵美 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1588号	千葉市中央区大森町37番地11 コーポセニヨリータ202号 破産者 飯田 育也 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1593号	千葉県市川市香取2丁目11番5-102号 (木村フローラ行徳) 破産者 伊藤 裕子

令和7年(フ)第1609号	千葉県船橋市田喜野井1丁目14番9号 らくらくホーム田喜野井 破産者 平川 幸子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1616号	千葉市若葉区都賀2丁目1番1号 ゴールドサポート若葉329号 破産者 高橋 尚 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1625号	千葉市稻毛区あやめ台3番11棟402号 破産者 高橋 静奈 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1632号	千葉県市原市辰巳台東3-5-4 ロータリーパレス辰巳台405号室 青山文夫方、住民票上の住所千葉県市原市辰巳台西4丁目1番地 県営住宅1棟303号 破産者 青山 宗生 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1644号	千葉県船橋市高根台5丁目1番272棟402号 破産者 菊池 光 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1653号	千葉県市原市椎津513番地 破産者 利根川直也 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1668号	千葉県市川市鬼高3丁目18番13号 (カーサビアンカ206号) 破産者 本橋はま美 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1670号	千葉市花見川区千種町137番地4 ルミエルちぐさ102号 破産者 八手 康広 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1674号	千葉市花見川区幕張本郷3丁目11-1 ダイアパレス幕張本郷115、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市南町3564番地 破産者 西村 晃一 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1691号	千葉県市川市北方3丁目12番15号 破産者 久保惠美子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1733号	千葉県船橋市金杉台1丁目2番14棟405号 破産者 各務 博志 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1736号	千葉県八千代市高津832番地1 高津団地3 街区25棟104号 破産者 田丸 功太 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1738号	千葉県市川市市川南1丁目6番8号 (コーポ飯塚五号棟105号) 破産者 川北 幸夫 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1769号 千葉市花見川区幕張本郷3丁目24番10号 アイリス201号 破産者 恩田 智江 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1770号 千葉市若葉区源町110番地6 パークサイド源103号 破産者 高中 拓磨 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1771号 千葉県市原市菊間1702番地7 破産者 上平 知美 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1776号 千葉県市川市新浜1丁目19番16号 (フルール新浜104号) 破産者 原 美智子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1781号 千葉県八千代市村上1113番地1 2街区15棟602号 破産者 鈴木 亮 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1811号 千葉市中央区川戸町399番地36 コスモハイツあい101号 破産者 鶴田 翼 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第1815号 千葉市緑区おゆみ野南5丁目15番地5 ベル・ロード303号 破産者 丸 千斗晟 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第1820号 千葉市緑区高田町1784番地2 からはーい 破産者 高橋 幸子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第93号 千葉県富里市十倉433番地43 破産者 井上 聰 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(フ)第275号 千葉県佐倉市井野1583番地1 ネオハイツ勝 田台211号 破産者 平塚 憲二 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(フ)第54号 新潟県上越市寺町1丁目10番43号 破産者 武石 由香 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部 令和7年(フ)第73号 新潟県上越市大字土橋1794番地34 破産者 中村 稔 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部 令和7年(フ)第81号 新潟県上越市五智新町4番6号 ハイツ小堺 A号 破産者 佐藤 庄平	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部 令和7年(フ)第83号 新潟県上越市南本町2丁目6番26号 ハイツ かきや C号 破産者 西條榮美子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部 令和7年(フ)第88号 新潟県上越市柿崎区柿崎6521番地5 破産者 石井 都羽 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所高田支部 令和7年(フ)第66号 長野県北佐久郡御代田町大字御代田4108番地 1082 破産者 青木みなみ 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所佐久支部 令和7年(フ)第384号 岐阜県関市板取6618番地 破産者 長屋 博美 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所 令和7年(フ)第2252号 愛知県半田市東郷町1丁目17番地 破産者 コラザ エルトン ジルマル (COR AZA ELTON GILMAR) 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第2340号 愛知県春日井市玉野町3丁目15番地5 破産者 三浦 萌子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第2360号 愛知県春日井市勝川新町2丁目147番地 破産者 曽我 栄二 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第2386号 名古屋市名東区引山2丁目1006番地 ハイム フリーデン102号 破産者 花堂 光一 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第2394号 名古屋市中川区八神町4丁目12番地の2 ア イステージ八神3C号 破産者 鎌田 幸人 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第2401号 名古屋市守山区幸心4丁目201番地 幸心住 宅10棟305号 破産者 大内 香織 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第2411号 愛知県春日井市松新町3丁目166番地 プラ ムハウスWATANABE203号 破産者 高橋いさむ 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第2439号 名古屋市天白区大根町75番地 おおね荘4棟 104号 破産者 川添 敏弘 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第2441号 名古屋市千種区内山3丁目6番14号 山八第 二ビル203号 破産者 藤濱 梨沙 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
--	---	--	--

令和7年(フ) 第2483号	名古屋市東区泉2丁目13番27号 クレスト泉707号 破産者 味香 和彦 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2490号	愛知県東海市富貴ノ台6丁目119番地 シャルル安藤Ⅲ303号室 破産者 葛巻 博和 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2502号	名古屋市港区金船町2丁目1番地の86 アーバネストI T O 101号 破産者 小田桐和也 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2551号	名古屋市西区清里町69番地の88 市営比良荘中1棟410号 破産者 北川 勢子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2583号	愛知県春日井市朴ヶ島町10番地13 ハイツハイヤシ102号 破産者 柳沼 秀吉(旧姓稻木) 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第2734号	名古屋市北区丸新町353番地 株大輝 破産者 甲斐 大輔 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ) 第248号	愛知県豊橋市花中町205番地1 コーポ鈴森B214 破産者 佐藤 早稀

令和7年(フ) 第248号	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ) 第251号	愛知県豊川市下野川町2丁目69番地 破産者 阿部はる子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ) 第263号	愛知県豊川市美幸町1丁目90番地の13 くらしの宿 みこと、従前の住所愛知県豊川市諫訪4丁目70番地 アラモード諫訪103号 破産者 松下 大愛(旧姓権守) 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ) 第278号	愛知県豊川市平尾町親坂8番地、従前の住所 愛知県豊川市豊川町伊呂通47番地の8 口イ ヤルハイツK & A203号 破産者 東中 憲一 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ) 第284号	愛知県豊橋市花田町字石塚23番地2 レオパ レス豊橋106 破産者 藤原 誠 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ) 第288号	愛知県豊橋市石巻町字野田18番地 県営金田 住宅9棟704号、従前の住所愛知県蒲郡市大 塚町笛子108番地2 ラグーナガーデンマン ション4B 破産者 福原 学 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ) 第290号	愛知県豊川市一宮町錦45番地 メゾン8・A 202号 破産者 藏本佳代子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ) 第297号	愛知県原市芦町南台47番地、従前の住所神 奈川県横浜市港北区樽町二丁目3番5-301 号 破産者 田村 桃子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ) 第582号	神戸市須磨区板宿町3丁目14番1号 村上ア パート102、従前の住所神戸市中央区相生町 4丁目2番24号 サザン神戸品川マンション 607号室 破産者 山崎塗装こと 山崎 正一 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第663号	神戸市垂水区馬場通1番5-102号 破産者 藤田佐知子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第762号	神戸市垂水区下畠町796番地の6 ノープル 201号 破産者 富井 健一 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第821号	神戸市須磨区東白川台1丁目3番地の20 破産者 藤井たづ子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第824号	神戸市垂水区清水が丘2丁目8番13-801号 破産者 落合 凌大 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第829号	神戸市中央区芦町南台47番地 破産者 小滝 薫 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第831号	神戸市長田区五位ノ池町2丁目1番6-102 号 破産者 水田 明美 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第836号	兵庫県三木市平田553番地の3 宝荘9号、 従前の住所兵庫県三木市末広2丁目7番17号 破産者 東 幸子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第839号	神戸市須磨区妙法寺字桜原45番地の8 破産者 森田 敏満 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第842号	兵庫県三木市志染町東自由が丘2丁目58番地 破産者 小山 恵美 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第857号	神戸市中央区宮本通1丁目2番1号 グラン ディア王子303 破産者 古谷 結楓 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ) 第858号	神戸市須磨区磨本町2丁目1番10号 破産者 塙岡 大祐 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第859号
神戸市北区緑町7丁目18番45—305号
破産者 安本 美砂
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第861号
神戸市長田区大橋町4丁目4番18—1106号
破産者 清本信宏こと 李 信宏
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第862号
神戸市兵庫区吉田町2丁目22番8号 22番館
102号
破産者 串畑 稔
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第863号
神戸市須磨区多井畑字筋替道23番地の1
ハッピーハウスマ101、従前の住所神戸市
須磨区多井畑字筋替道36—3 ドルフ須磨
102号室
破産者 吉田 千春
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第866号
神戸市北区有野中町2丁目3番4—501号
破産者 盛岡 俊介
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第867号
神戸市兵庫区松原通3丁目4番3号
破産者 中谷 好登
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第871号
神戸市東灘区甲南町2丁目2番2号 ピル
ティ本山406号
破産者 釜友 美和(旧姓永井)

1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第876号
神戸市垂水区狩口台6丁目4番7—505号
破産者 藤原真知子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第878号
神戸市長田区苅藻通3丁目5番11号 カルモ
ハイツ102号
破産者 吉田 友典
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第884号
神戸市灘区森後町2丁目3番13—1002号
破産者 こだわりの焼き立て食パン結こと 山
口 孝裕
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第891号
神戸市垂水区学が丘2丁目1番401—504号、
従前の住所神戸市垂水区神田町3番18—304
号
破産者 高谷 文子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第895号
神戸市長田区山下町1丁目6番16—526号
破産者 藤塚キク子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第899号
神戸市長田区平和台町2丁目1番21号 平和
台コープ202号
破産者 津村 正之
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第349号
兵庫県芦屋市西芦屋町2番3—106号、前住
所兵庫県芦屋市上宮川町3番4—303号
破産者 古賀 信哉
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第900号
神戸市須磨区清水台1—9 アルテピアⅢ番
街2—1112、住民票上の住所神戸市垂水区西
舞子7丁目5番4号
破産者 森田 純一
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第914号
神戸市灘区鶴甲5丁目1番50号 ライブタウ
ン六甲園209、従前の住所兵庫県姫路市田寺
2丁目4番11号 リバティー田寺102
破産者 坊垣 希美
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第922号
神戸市東灘区甲南町4丁目3番10号 甲南ハ
イツ209号
破産者 川西 崇史
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第939号
神戸市長田区真野町9番47—407号
破産者 西山 文男
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第945号
神戸市東灘区魚崎北町8丁目1番14号 ベル
トピア東灘402号
破産者 伊達 弘子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第957号
神戸市兵庫区湊町1丁目296番地の7 シャ
トーダイエービル410
破産者 藤長 昌希
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第513号
兵庫県西宮市南甲子園2丁目18番2—205号
破産者 森尾 美信
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第518号
兵庫県尼崎市水堂町3丁目17番2号
破産者 中野 善公
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第525号
兵庫県西宮市若草町1丁目2番36号
破産者 津川 愛渚
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第527号
兵庫県尼崎市南塚口町1丁目27番18号アイ・
エス・オーパー参番館305号
破産者 杉本富佐子
補助人 中村 美香
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第559号
兵庫県尼崎市大庄北3丁目13番11号
破産者 吉村 里美
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第562号
兵庫県尼崎市潮江2丁目1番26—206号
破産者 和崎 歩
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第586号
兵庫県尼崎市大島1丁目22番12号坂戸貸家西
から5軒目
破産者 辻野 勝輝
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第588号
兵庫県西宮市甲子園七番町4番14号、前住所
兵庫県西宮市広田町8番33—107号
破産者 三木あかり
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第599号
兵庫県尼崎市小中島3丁目5番11号
破産者 大迫 大輝
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第606号
兵庫県尼崎市東園田町8丁目71番地の10
207
破産者 後藤 寛太
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第610号
兵庫県西宮市門戸岡田町5番4号
破産者 西村 良弘
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第612号
兵庫県西宮市神楽町6番3号
破産者 杉山 泰司
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第614号
兵庫県西宮市山口町名来1丁目10番19号しづ
コーポ201号
破産者 北垣 翔馬
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第615号
兵庫県西宮市山口町名来1丁目10番19号しづ
コーポ201号
破産者 平川 千鶴
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第619号
兵庫県西宮市城ヶ堀町2番20—305号
破産者 岡山 真衣
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第93号
岡山県美作市上山3405番地
破産者 森山 功一
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第137号
長崎県佐世保市日野町924番地37 サンハイ
ツ日野 202、前住所長崎県佐世保市御船町
4番12号 カーサフェリスコリナ401
破産者 永谷優美香
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第155号
長崎県佐世保市花高3丁目3番2—101号
破産者 松本千代子(旧姓濱口)
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第157号
長崎県佐世保市原分町1067番地2
破産者 萬屋 幸子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第158号
長崎県佐世保市日宇町682番地16 スカイブ
ラザシティ 702、前住所長崎県佐世保市新
田町67番地12 リライフ上相浦102
破産者 宮崎 正美
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第161号
長崎県佐世保市世知原町槍巻235番地
破産者 長野 博司
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和7年(フ)第382号
大分市敷戸西町8番5号
破産者 武田 光
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第132号
鹿児島県霧島市隼人町東郷1丁目267番地3
ハウス東郷103号
破産者 平 一志
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第138号
鹿児島県姶良市加治木町本町314番地1 サ
ンミアパート3F
破産者 富迫みちる
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第383号
沖縄県那覇市天久2丁目4番24号 アヴァン
セ天久304
破産者 新垣 妙子
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第407号
沖縄県南城市大里字古堅1315番地
破産者 比嘉 未来
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第259号
沖縄県宜野湾市真志喜2丁目7番11—203号
メゾントータス
破産者 我部美津江
1 決定年月日 令和8年1月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第279号
函館市東山3丁目2番20号
破産者 長田麻奈美(旧姓四戸)
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所
令和7年(フ)第431号
函館市五稜郭町6番18—205号
破産者 能戸 良枝
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所
令和7年(フ)第173号
北海道帯広市東1条南20丁目17番地
破産者 七海 美佳
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係
令和7年(フ)第257号
青森市大字三内字稻元62番地12
破産者 藤本 恵
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第130号	青森県弘前市大字中野2丁目3番地19 コーポJ U N IV-101号、旧住所青森県弘前市大字蒔苗字独孤森72番地 破産者 館田 賞雄 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第343号	岩手県北上市村崎野20地割192番地 破産者 斎藤 文子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第349号	盛岡市本町通1丁目14番3号 破産者 石川 晃 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第359号	岩手県岩手郡雫石町下町東25番地26 破産者 佐藤 友希 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第370号	盛岡市西松園2丁目1番10-103号 破産者 澤口 春恵 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第157号	宮城県大崎市古川鶴ヶ塚字新江北199番地6 シャーメゾン豊田B棟202号 破産者 荒木 鉄也 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第164号	宮城県大崎市鹿島台平渡字巳待田36番地3 クレールオノデラⅡ 102号、従前の住所宮城県大崎市鹿島台平渡字上敷44番地55 破産者 林田みや子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第201号	秋田市泉北2丁目3番43号 サンセール泉102号、旧住所秋田市八橋本町5丁目5番32号 原田アパート1-1 破産者 船木 保 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第205号	秋田市外旭川字梶ノ目229番地4 コーポサンシャインI 203号 破産者 津谷 強 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第65号	秋田県大館市比内町扇田字下扇田43番地7 破産者 斎藤 文也 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所大館支部
令和7年(フ)第233号	山形市七日町4丁目9番13号 チトセハウス102号、前住所山形市蔵王温泉889番地1 破産者 手代森保克 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第61号	山形県鶴岡市道田町2番31-2号 破産者 中鉢 正行 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第63号	山形県鶴岡市東新斎町6-24、住民票上の住所山形県山形市蔵王成沢280番地33 破産者 島崎 雄也 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第6号	山形県鶴岡市海老島町11番31号 メゾンサンライフ202号室 破産者 斎藤 里美 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第260号	福島県郡山市桑野3丁目13番3号 かつみマンション203号、前住所福島県郡山市長者3丁目2番15号 サンハイツ長者105号 破産者 小杉 盛 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第671号	栃木県鹿沼市下田町1丁目853番地1 グランドハイツ601 破産者 薄井かおり 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第680号	栃木県鹿沼市茂呂1815番地8 破産者 高野美代子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第696号	栃木県宇都宮市富士見が丘3丁目6番2号 ヴィラ安邸102 破産者 本田 真之 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第792号	埼玉県入間市豊岡4丁目7番17号 アイビーフラット102 破産者 増山奈津子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第794号	埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡3丁目15番40-301号 破産者 渡部 絵理(旧姓本柳) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第821号	埼玉県所沢市上新井2丁目59番地の30 エーストハイツ北田1-102、前住所埼玉県所沢市上新井2丁目59番地の21 エーストハイツ北田3-202 破産者 小松久美子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第824号	埼玉県入間郡三芳町大字上富1761番地5 O a k H o u s e B号室、前住所埼玉県川越市大字的場2571番地2 (ブリーゼ201号室) 破産者 橋田 純輝 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第1392号	東京都多摩市唐木田1丁目29番地の11さくらの郷唐木田 破産者 伊藤 幸雄 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1536号	東京都府中市片町2丁目23番地の20ニューリヴェール101 破産者 金城 学 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1542号	東京都西東京市芝久保町4丁目20番17-203号 破産者 佐藤 潤一 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1687号
東京都町田市山崎町840番地都営山崎1-304
破産者 小林 弥生
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1702号
東京都西東京市西原町1丁目7番1-204号
破産者 関 亜沙菜
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1718号
東京都町田市金森東4丁目43番7号コルディア町田金森101
破産者 河内 尚美
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1719号
東京都武蔵野市吉祥寺北町1丁目18番25号ルナハイツ・ミヤケ107
破産者 岡田 凌也
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1723号
東京都町田市森野4-10-8-201、住民票上の住所東京都町田市木曾西4丁目5番3号
破産者 長島ルミ子
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1732号
東京都八王子市長房町341番地長房東アパート東4-301
破産者 菅原 孝
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1748号
東京都立川市富士見町5丁目16番8号メゾネット5-202号
破産者 後藤 珠里
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1763号
東京都立川市富士見町1丁目29番7号サフィール立川202
破産者 佐藤 麻喜
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1785号
東京都東大和市藏敷3丁目691番地の2芝中住宅口2-502号
破産者 森 ゆり子
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1787号
東京都西東京市保谷町6丁目10番23-206号
破産者 菅 鉄五郎
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1793号
東京都国分寺市南町3丁目9番25-405号都営国分寺南町三丁目アパート
破産者 平間 美萌
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1802号
東京都多摩市東寺方626番地の2-2-108
破産者 長島 和夫
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1806号
東京都調布市多摩川2丁目22番地4スカイコート京王多摩川101
破産者 川野 茂
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1807号
東京都町田市成瀬台4丁目3699番地2カナル成瀬台A-102
破産者 加藤 昭浩(開始決定時の姓石川)
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1811号
東京都日野市平山3丁目1番地の3ジュネスエコー203
破産者 ジェーヌ圭美
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1818号
東京都八王子市子安町1丁目15番7号ライブトピア子安401号
破産者 坂本巳王來
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1821号
東京都三鷹市中原3丁目1番37号メゾンジュネスC103
破産者 千葉 静恵
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1826号
東京都八王子市打越町184番地2ハイツ東山D301号
破産者 菊池 治
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1828号
東京都青梅市千ヶ瀬町4丁目348番地の1ドミトリー山根415
破産者 中山 友源
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1836号
東京都多摩市愛宕4丁目52番地の2-5-606
破産者 高橋 政人
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1838号
東京都福生市加美平2丁目2番地3細瀬ハイツ103号室
破産者 石川 陽子
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1857号
東京都町田市山崎町840番地都営山崎8-307
破産者 東 征光
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1860号
東京都日野市西平山5丁目41番地の5クラスターハイツI101
破産者 石原 一雄
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1878号
東京都八王子市下恩方町571番地ベル・エア・ガーデンB103号
破産者 根津 智子
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第375号
神奈川県厚木市下荻野1385番地 コーポリバティーアーII 101
破産者 岩尾 哲也
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第482号
神奈川県厚木市緑ヶ丘2丁目2番12号 グリーンヒルズ301
破産者 宇田川健司
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第512号
 神奈川県厚木市恩名1丁目4番12号 プリンス第2ビル202
 破産者 鎌田 文
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第191号
 新潟県長岡市青山新町62 青島ハイツ101号室、住民票上の住所新潟県燕市渡部1597番地
 破産者 阿部 智美
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第192号
 新潟県長岡市陽光台4丁目7番地4、前住所新潟県長岡市大山2丁目238番地1 クレスト102号室
 破産者 安部 空羽
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第196号
 新潟県長岡市松葉1丁目14番16号 松葉団地市営住宅213号室
 破産者 古味 和樹
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第270号
 金沢市高尾台3丁目230番地 クレストール高尾台102号、従前の住所金沢市新保本3丁目139番地 S i l k y H o u s e 2 103号
 破産者 岩崎 大助
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第13号
 石川県鳳珠郡能登町字上町10字126番地
 破産者 藪 代彦
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 金沢地方裁判所輪島支部

令和7年(フ)第206号
 長野市青木島町大塚1256番地1 タウンJ N T K・E-109、旧住所長野市川中島町今井1553番地2 ウィンディア宮本201
 破産者 塩入 昂治
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第67号
 長野県伊那市上牧6478番地4 清水田マンション202号
 破産者 山本成雄こと 李 成雄
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第68号
 長野県駒ヶ根市経塚5番15号
 破産者 伊東 江美
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第203号
 静岡県富士市伝法2823番地の2 岩松貸家B号
 破産者 宮本 亮
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第208号
 静岡県富士市久沢621番地の7 ルミエール久沢東B-203号、前住所埼玉県春日部市大場688番地4 ドミール原202号
 破産者 野中 友生
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第214号
 静岡県富士宮市東阿幸地347番地 A、前住所神奈川県横浜市金沢区富岡東1丁目9番9号 パレス富岡303号室
 破産者 羽吹奈津実
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第228号
 静岡県富士宮市大岩880番地の4
 破産者 鈴木 朋美

1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。

1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第18号
 静岡県賀茂郡東伊豆町稻取443番地の1 まこと荘1号
 破産者 NAM HEA JOUNG 南 惠貞
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 静岡地方裁判所下田支部

令和7年(フ)第198号
 三重県鈴鹿市庄野羽山4丁目4番10号 レオパレスS O U T H W I N D 110、前住所石川県河北郡津幡町字南中条5号39番地1 グラン・リーオ 205号(前々住所) 愛知県名古屋市千種区新西2丁目2番25号 エンゼル千種205号
 破産者 伊藤 義文
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第206号
 三重県津市城山3丁目10番2-205号 西城山2号館アパート19、前住所三重県伊賀市緑ヶ丘南町3865番地の10 緑ハイツ1-3号室
 破産者 前田 展広
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第207号
 三重県鈴鹿市平田2丁目7番32号 徳山莊4号室
 破産者 長瀬 博信
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第210号
 三重県津市一志町高野565番地3
 破産者 日野 杏梨
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第213号
 三重県鈴鹿市寺家1丁目16番13号
 破産者 小林 幸裕
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第214号
 三重県亀山市能郷野町5番地6 ソレアードK III A棟101号
 破産者 高羽依美季(旧姓濱口・櫻井)
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第216号
 三重県鈴鹿市岡田1丁目3番21号 ハピネスタウンII 201
 破産者 富田 徳成
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第218号
 三重県津市久居小野辺町666番地32
 破産者 山口 優斗(旧姓永田)
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第94号
 兵庫県加東市社1568番地1 小元団地7号棟202号、前住所兵庫県加東市社348番地1 アディスひろのA-102号
 破産者 後岡哲郎
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所社支部

令和7年(フ)第53号
 兵庫県南あわじ市志知鉢3番地3
 破産者 山口智恵美
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和7年(フ)第20号
 奈良県五條市須恵1丁目2番13号
 破産者 村松 秀実
 1 決定年月日 令和8年1月8日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 奈良地方裁判所五條支部

令和7年(フ)第21号

奈良県五條市須恵1丁目2番13号

破産者 虹屋こと 村松 敏子

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所五條支部

令和7年(フ)第305号

岡山県倉敷市上富井601番地16 エルディム

若竹1-201号

破産者 鈴木久美子

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第315号

岡山県都窪郡早島町早島346番地4

破産者 守屋 美香

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第326号

岡山県倉敷市西阿知町西原790番地3 サン

セール103、転居前の住所岡山県岡山市北区

青江3丁目5番32号 エクレール青江205

破産者 本多由可理

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第331号

岡山県倉敷市中庄944番地1 木下アパート

5号

破産者 齊藤 勝

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第336号

岡山県倉敷市西富井1360番地1 メゾンレア

リゼ 101号

破産者 池崎 玲加

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第341号

岡山県倉敷市西阿知町1310番地28、住民票上

の住所岡山県倉敷市中島1264番地12

破産者 清水 佑南

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第78号

岡山県真庭市中517番地、前住所神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢下町24番9号

破産者 沖丸雄一郎

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第88号

広島県呉市広古新開1丁目7番88号

破産者 古屋 利之

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第122号

広島県呉市広塙焼1丁目21番13号

破産者 多賀谷美幸

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第140号

広島県呉市西川原石町3番6号

破産者 城谷 信孝

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第62号

山口県岩国市玖珂町1887番地(リフレの家)

破産者 大橋 愛美

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第68号

山口県岩国市周東町差川1296番地2

破産者 中川 知

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第92号

香川県東かがわ市横内122番地3

破産者 立花 伸二

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第35号

香川県観音寺市植田町1603番地1

破産者 灘本 靖幸

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所観音寺支部

令和7年(フ)第26号

愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地613番地

5

破産者 松岡 由子

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所大洲支部

令和7年(フ)第41号

愛媛県今治市波方町樋口甲2200番地228

破産者 桃山 克也

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第21号

長崎県松浦市今福町仮坂免937番地 8棟1号

破産者 杉谷 親行

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所平戸支部破産係

令和7年(フ)第13号

長崎県壱岐市勝本町大久保1172番地1コ一

ボ田崎D棟、前住所福岡市博多区住吉3丁目

1番20-501号グランドウール住吉壱番館

破産者 小船 健一

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所壱岐支部

令和7年(フ)第379号

大分市賀来北1丁目1番58号 E p i s o d e . 1 203

破産者 福田 彰

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第229号

沖縄県宜野湾市新城1丁目19番10号

破産者 饒平名一美

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第420号

大分県別府市上野口町20番11号

破産者 田中 忍

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第436号

大分県由布市庄内町柿原1602番地 寿楽園、

破産手続開始決定時の住所大分県由布市庄内町畠田279番地

破産者 久東 正見

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第445号

大分県別府市上人仲町1番1号 プラザ三番街202号

破産者 堀 由記子

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第107号

鹿児島県伊佐市大口小木原1188番地

破産者 茅口志津子

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第120号

鹿児島県姶良市東餅田1224番地43

破産者 久永ひとみ

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第143号

鹿児島県霧島市国分清水1丁目4番27-205号 エスポワールM-I

破産者 田上 智也

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第229号

沖縄県宜野湾市新城1丁目19番10号

破産者 饒平名一美

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第247号 沖縄県沖縄市松本6丁目9番5号 幸地アパート104 破産者 小波津詩織(旧姓宮内・湯浅・深津) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第810号 千葉県柏市増尾台1丁目10番11号 関口ハイツ101号 破産者 森下 景子 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第626号 相模原市中央区下九沢745番地2 県公社団地13-1327 破産者 野辺沼アキ子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所長浜支部破産係
令和7年(フ)第265号 沖縄県宜野湾市志真志2丁目10番10-208号 プレミアムピックス志真志 破産者 浜元 直子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第787号 千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町2丁目22番12号 (花ふる道のべ) 破産者 星野 栄子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第290号 山梨県甲府市古府中町2785番地、前住所山梨県甲府市高畑2丁目6番10号 破産者 佐藤 綾香 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第59号 滋賀県長浜市三ツ矢町10番15号 破産者 草刈 威 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所長浜支部破産係
令和7年(フ)第611号 千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷3丁目27番44号(ベルク フルスA203) 破産者 小林 裕紀 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第525号 相模原市南区磯部1321番地6 破産者 秋山由夏里(旧姓森脇) 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第291号 山梨県甲斐市宇津谷788番地1 破産者 長谷川和彦 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第385号 熊本市南区南高江1丁目6番38-401号 1 C-1、開始決定時の住所熊本県宇土市松原町3番地9 カーサK・H202 破産者 城下由美子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第700号 千葉県柏市増尾4-19-62 鈴木方、住民票上の住所千葉県柏市増尾4丁目2番24号 ソシアンヴュー201号 破産者 三宅紗弥香 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第533号 相模原市南区東林間7丁目13番31号 破産者 大山 純子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第294号 山梨県甲斐市下今井212番地1 破産者 窪田 貴代 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第1171号 札幌市西区八軒1条東1丁目5番13-401号 破産者 上野 哉 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第773号 千葉県我孫子市南青山36番地の5(101号) サンパティーク 破産者 水澤日夏莉 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第575号 神奈川県座間市相模が丘6丁目29番14号 やすらぎ 破産者 中村 俊介 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第295号 山梨県甲府市国母1丁目11番14号 リストワール国母102、前住所山梨県中巨摩郡昭和町西条496番地3 破産者 松尾 幸子 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第1463号 札幌市中央区南7条西9丁目1024番地45 M ODENA DIMORA402号 破産者 真嶋 圭史 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第809号 千葉県柏市篠籠田1392番地45 サンヒルズS-304号、前住所千葉県松戸市二ツ木1467番地の1 ジュネシオンTakahashi 702号 破産者 片桐 美香 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第598号 相模原市南区大野台5丁目13番7号 相模原養護老人ホーム 破産者 新井 静江 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第296号 山梨県南巨摩郡南部町中野4895番地 破産者 望月 泰代 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第1629号 札幌市白石区栄通19丁目1番15-302号 破産者 早坂あかり 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第605号 相模原市中央区向陽町4番18号 破産者 桑田めぐみ 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第605号 相模原市中央区向陽町4番18号 破産者 桑田めぐみ 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ)第53号 滋賀県長浜市朝日町25番25号 中川ビル 202号室、前住所滋賀県長浜市南田附町195番地 破産者 別府 文代	令和7年(フ)第1828号 札幌市白石区栄通16丁目8番23号 BAR Y栄通16丁目101号 破産者 齊藤 智紀 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1833号	北海道北広島市新富町西2丁目2番地1 P RIOR北広島105号 破産者 吉田 歩夢 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1868号	札幌市西区発寒9条9丁目1番15—202号 破産者 永野 巧 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1896号	札幌市中央区南14条西1丁目1番10—1003号 破産者 阿部 公美(旧姓蔵谷) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1919号	札幌市中央区南6条西8丁目8番地15 グランドールマリア205号 破産者 羽柴 彩 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1928号	札幌市豊平区西岡2条14丁目1番3号 2F 破産者 坂本 喜郎 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1933号	札幌市南区澄川6条4丁目3番3号 レスピールめぐみ103号 破産者 松本 幸子(旧姓田村) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1952号	札幌市白石区北郷3条3丁目2番30—102号 破産者 高瀬 緑 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1957号	札幌市中央区南4条西25丁目1番3—702号 破産者 松坂 里美 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1994号	北海道千歳市信濃4丁目3番4—201号 グランプラザ 破産者 品村 万美 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1999号	札幌市厚別区厚別中央2条4丁目11番30—702号 破産者 西村 純子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2018号	北海道千歳市春日町1丁目1番11号 メゾンドフェイマス105号 破産者 坂本 晃一 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第16号	北海道岩内郡岩内町字高台63番地 マツイハウス101号 破産者 佐藤 孝信 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩内支部
令和7年(フ)第261号	北海道上川郡美瑛町東町3丁目10番5—4号 破産者 小原 康正 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第276号	北海道旭川市大町2条8丁目77番地の7 フタバハイツB 502号室 破産者 丸谷 絵利(旧姓野田・宮野)

令和7年(フ)第278号	1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第284号	北海道旭川市錦町16丁目2965番地の9 破産者 松井未来子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第285号	北海道富良野市本町5番35号 レジデンス優美202号 破産者 工藤 恵美 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第286号	北海道旭川市春光台2条6丁目4番2号 破産者 佐藤 翔太(旧姓押木) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第287号	北海道旭川市豊岡13条8丁目3番4号 破産者 早川 麻依 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第294号	北海道旭川市6条通24丁目361番地の3 6条コート103号室 破産者 岡田 清光 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第304号	北海道旭川市東光11条5丁目5番13—2号 破産者 高野 京子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第1774号 埼玉県戸田市上戸田4丁目10番20-102号 グリーンチャイルド戸田、旧住所埼玉県戸田市大字新曾1924番地の3 破産者 安倍 栄 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1857号 埼玉県川口市東領家1丁目13番7号 ぐらんどりぶ三番館102号 破産者 高橋 一嘉 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第754号 千葉県柏市北柏4丁目5番地30 コーポスズキ105号 破産者 椎名 愛子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第794号 千葉県我孫子市古戸198番地の1(A-105号) グリーンコートA、前住所千葉県我孫子市南新木4丁目15番地の11 破産者 沖澤 勝 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1791号 埼玉県志木市本町4丁目5番37号 フォレス トスキ 101号 破産者 小椋 杏子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1864号 埼玉県蕨市北町4丁目4番9号 ロワールシティ102号 破産者 富安 一貴 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第763号 千葉県松戸市和名ヶ谷1487番地 破産者 山田 一輝 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第798号 千葉県柏市南増尾5丁目24番9号 メゾン並木通り201号 破産者 西尾 政昌 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1819号 さいたま市西区大字宝来641番地10 破産者 久保 勇貴 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1880号 さいたま市南区内谷2丁目2番6号 メゾン アキモト 205 破産者 橋本 直美 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第765号 千葉県柏市松葉町2丁目15番地の16 コーポ 松金201号 破産者 立石 幹雄 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第799号 千葉県柏市南増尾5丁目24番9号 メゾン並木通り201号 破産者 西尾千代子 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1820号 埼玉県北本市中丸2丁目218番地 サンハウ ス102、旧住所埼玉県北本市中丸1丁目80番 地 破産者 江口 信二 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1894号 埼玉県川口市南鳩ヶ谷5丁目1番13号 ラ フォーレN103号 破産者 並里 薫 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第772号 千葉県柏市東台本町6番4号 ソレーユメゾ ン柏102号 破産者 岡崎 勝平 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第800号 千葉県柏市八幡町3番3-306号 破産者 AQUINO JENNY BACT AD 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1833号 埼玉県上尾市愛宕3丁目22番15号 グリーン パークB-103 破産者 小野寺芳照 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第645号 千葉県柏市末広町6番18号 グランデュール ITO-105号 破産者 相島 正大 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第778号 千葉県柏市増尾6丁目18番6号、前住所千葉 県柏市逆井2丁目1番15-404号 破産者 大場志津子(旧姓若山) 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第818号 千葉県松戸市金ヶ作364番地の28 破産者 小澤 成義 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1833号 埼玉県上尾市愛宕3丁目22番15号 グリーン パークB-103 破産者 小野寺芳照 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第686号 千葉県流山市おおたかの森南1丁目16番地の 29 破産者 田中雄太郎 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第791号 千葉県松戸市五香西1丁目28番地の8 五香 ビレッジ202号 破産者 塚田 忠一 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第835号 千葉県柏市豊四季230番地3 エステート秋 山101号 破産者 大山 祭 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第1849号 埼玉県桶川市坂田東1丁目45番地の13 シャ ルマンA-203号 破産者 永守 隆司 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第739号 千葉県松戸市常盤平1丁目29番地の3 市街 地住宅1404号 破産者 長谷部 功	令和7年(フ)第739号 千葉県松戸市常盤平1丁目29番地の3 市街 地住宅1404号 破産者 長谷部 功	令和7年(フ)第840号 千葉県鎌ヶ谷市初富929番地78(ハイム白鷺 203号室) 破産者 萩原 瞳 1 決定年月日 令和8年1月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第177号

千葉県匝瑳市八日市場イ2595番地3
破産者 萩原 裕之

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第482号

川崎市麻生区百合丘3丁目24番地38 第1高橋マンション 402
破産者 藤川 啓吾

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第553号

川崎市川崎区川中島1丁目14番9号 ファーレ石井 201
破産者 森影 隆

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第587号

川崎市中原区市ノ坪581番地1 市ノ坪住宅635
破産者 玄 弘明

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第605号

川崎市宮前区宮前平3丁目3番地16 MAX I V宮崎台 503
破産者 森本 理恵(旧姓浅沼)

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第628号

川崎市高津区千年新町39番地1 BSハイム新城 201
破産者 古林 大

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第687号

川崎市高津区上作延3丁目17番9-302号
上作延住宅
破産者 布施 正樹

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第689号

横浜市神奈川区西寺尾4丁目14番10号 ドミール寺尾A-105号、開始決定時の住所川崎市中原区下小田中6丁目29番5号 下小田中ハイツ 327

- 破産者 鈴木 昭信
- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第692号

川崎市宮前区野川台3丁目5番5号 CORDE A宮前平 203

- 破産者 沼居 寛之
- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第698号

川崎市高津区諏訪2丁目7番23号 DOM二子新地 204

- 破産者 八木かりん
- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第699号

川崎市川崎区大師駅前2丁目7番14号 ピア・ツイン 203

- 破産者 三上 智弘
- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第707号

川崎市多摩区菅6丁目1番36号 コーポ永雅201

- 破産者 菊池 昇一
- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第713号

東京都品川区荏原5丁目8番10号 フドウメゾンパート3 307

- 破産者 門脇 保博

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第721号

川崎市幸区小向仲野町1番19号 クロノス川崎 203

- 破産者 山形 恵
- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第723号

川崎市宮前区小台1丁目10番地14 さくらの郷 鷺沼

- 破産者 高橋 洋子
- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第726号

川崎市中原区今井南町22番23-105号 ピエール武蔵小杉

- 破産者 山本 滿士
- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第741号

川崎市川崎区小田5丁目15番11号 創友建設社宅

- 破産者 高橋 啓幸
- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第744号

川崎市宮前区梶ヶ谷1400番地

- 破産者 横溝 光夫
- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第745号

川崎市多摩区中野島5丁目2番6-401号 中野島多摩川

- 破産者 永井 純
- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第787号

川崎市宮前区鷺沼2丁目8番地18 見晴荘1号

- 破産者 田山カズ子

令和7年(フ)第752号

川崎市幸区小倉5丁目10番2号 カナディアンハイツクラ 103

- 破産者 橋本 吉男

1 決定年月日 令和8年1月8日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第762号

川崎市幸区南加瀬4-37-5-306 (川名陽子様方)、住民票上の住所川崎市幸区南加瀬3丁目31番8号 プラーズ南加瀬 205

- 破産者 堀江 浩二

1 決定年月日 令和8年1月8日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第763号

川崎市幸区河原町1番地 河原町団地 9-316

- 破産者 渡邊百合子(旧姓岩本)

1 決定年月日 令和8年1月8日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第765号

川崎市川崎区中島2丁目11番2-301号 マドローダム川崎

- 破産者 西村 富男

1 決定年月日 令和8年1月8日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第773号

川崎市宮前区犬藏1丁目11番38号 ルグナソーレグン 202

- 破産者 原 ひとみ

1 決定年月日 令和8年1月8日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第787号

川崎市宮前区鷺沼2丁目8番地18 見晴荘1号

- 破産者 田山カズ子

1 決定年月日 令和8年1月8日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第788号

川崎市宮前区鷺沼2丁目8番地18 見晴莊
1号

破産者 田山 政行

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第793号

川崎市川崎区小田3丁目10番6号 ミカサ小
田 202

破産者 小野 裕

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第805号

川崎市高津区新作6丁目16番13号 サンフラ
ワー 102

破産者 八代 重夫

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第823号

川崎市中原区上小田中7丁目4番2号 アー
クハイム松原 202

破産者 谷田部裕子

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第261号

福井県坂井市丸岡町石上1-9 社会福祉法
人六条厚生会 宿泊型自立訓練事業所 C o
C oやわらぎ、開始決定時の住民票上の住所

福井県坂井市三国町加戸第98号5番地1

破産者 高橋 哲雄(旧姓小柳)

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第269号

福井市加茂河原3丁目9番19号 グループ
ホームわの家

破産者 坂井祥太朗

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第270号

福井市徳光町第44号70番地

破産者 岩佐 拓

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第271号

福井県吉田郡永平寺町諭訪間第24号1番地

諭訪間団地 A棟 306号、旧住所福井市北
野下町第5号26番地1

破産者 佐藤 裕紀

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第207号

長野市大字安茂里1507番地10 イツワホーム

あもり、旧住所長野市篠ノ井塙崎6606番地
庄ノ宮団地144号

破産者 成澤 夕子

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第394号

岐阜市川部1丁目67番地5

破産者 松枝 大起

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第403号

岐阜県各務原市鵜沼各務原町3丁目530番地

2 (キャッスルハイツ702号)

破産者 稲垣 英男

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第101号

岐阜県大垣市外渕2丁目65番地1 サンビ

レッジ・グリンビューA 102

破産者 地浦 春美

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第102号

岐阜県大垣市外渕2丁目65番地1 サンビ

レッジ・グリンビューA 102

破産者 地浦 百子

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第135号

岐阜県養老郡養老町若宮481番地3 ヴィ

レッジパレーK 206号

破産者 松谷 健太

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第136号

岐阜県養老郡養老町若宮481番地3 ヴィ

レッジパレーK 206号

破産者 松谷美由紀

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第149号

岐阜県安八郡輪之内町大藪991番地の1 G

r a s s e 202号室、前住所岐阜県安八郡

輪之内町大藪975番地 ロータスガーデン

B棟103号室

破産者 氏森 富美

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第157号

岐阜県大垣市大井2-26-1 医新館、住民

票上の住所岐阜県不破郡垂井町岩手1077番地

破産者 渡邊眞知子

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第223号

静岡県富士市森島54番地の1 森島パークヒ

ルズ102号

破産者 屋嘉比ラウラ ハルミこと ヤカビ

ラウラ ハルミ カネキ

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第1916号

名古屋市北区金城町3丁目1番地 アーバニ

ア志賀公園四番街12棟201号、従前の住所名

古屋市西区比良1丁目176番地 プロッサム

202号

破産者 安藤 辰樹

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1917号

名古屋市北区金城町3丁目1番地 アーバニ

ア志賀公園四番街12棟201号、従前の住所名

古屋市西区比良1丁目176番地 プロッサム

202号

破産者 安藤 夢希

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2118号

名古屋市中川区丸米町1丁目105番地 アク

ティフ丸米403号、従前の住所名古屋市港区

泰明町1丁目6番地の1 シーズンコート泰

明町305号

破産者 中山 隆則

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2154号

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙117番地

有忠天

破産者 福富 孝

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2266号

名古屋市港区西福田1丁目317番地

破産者 大岩 幸矢

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2409号

名古屋市瑞穂区瑞穂通1丁目6番地の1 エ

スボア瑞穂605号

破産者 水谷 泰雄

1 決定年月日 令和8年1月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定令和7事業年度
上半期決算に関する公告

令和8年1月23日

東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構
理事長 田中 明彦

財産目録

(令和7年9月30日現在)

(単位：円)

流動資産	18,344,073,177,854	
現金及び預金	529,622,127,427	普通預金・当座預金・定期預金 三菱UFJ銀行外三行
貸付金	17,934,087,882,280	1,545口
貸倒引当金	△ 201,069,047,662	
前渡金	4,103,861,191	
前払費用	441,708,328	
未収収益	33,920,086,499	
未収貸付金利息	33,366,358,069	当期末における未収貸付金利息
未収コミットメントチャージ	67,107,962	当期末における未収コミットメント チャージ
未収受取利息	486,620,468	当期末における未収受取利息
未収入金	502,907,335	
立替金	14,788,465	
差入保証金	42,283,000,000	8点
金融派生商品	165,863,991	
固定資産	286,590,244,434	
有形固定資産	8,968,480,887	
建物	1,974,945,665	6棟 (延10,988.74m ²)
構築物	41,617,959	23点
機械装置	10,622,524	45点
車両運搬具	161,400,900	397点
工具器具備品	167,110,793	502点
土地	6,612,073,027	5箇所 (8,353.59m ²)
建設仮勘定	710,019	
無形固定資産	14,272,841,614	
商標権	741,256	1口
ソフトウェア	13,854,731,095	23口
ソフトウェア仮勘定	417,369,263	

投資その他の資産	263,348,921,933	
投資有価証券	29,574,583,361	24口
関係会社株式	77,311,811,005	7口
金銭の信託	154,375,982,706	3口
長期仮払金	446,196,000	1口
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	87,062,884,239	13口
貸倒引当金	△ 87,062,884,239	
長期前払費用	158,903,799	
前払年金費用	829,451,423	
差入保証金	651,993,639	356点
合計	18,630,663,422,288	

貸借対照表

(令和7年9月30日現在)

(単位：円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金	529,622,127,427	
貸付金	17,934,087,882,280	
貸倒引当金	△ 201,069,047,662	17,733,018,834,618
前渡金	4,103,861,191	
前払費用	441,708,328	
未収収益		
未収貸付金利息	33,366,358,069	
未収コミットメントチャージ	67,107,962	
未収受取利息	486,620,468	33,920,086,499
未収入金	502,907,335	
立替金	14,788,465	
差入保証金	42,283,000,000	
金融派生商品	165,863,991	

18,344,073,177,854

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	4,234,519,661	
減価償却	△ 1,715,023,543	
累計額		
減損損失	△ 544,550,453	1,974,945,665
累計額		

構築物	106,059,536
減価償却	△ 52,771,109
累計額	
減損損失	△ 11,670,468
累計額	41,617,959
機械装置	189,899,545
減価償却	△ 84,205,624
累計額	
減損損失	△ 95,071,397
累計額	10,622,524
車両運搬具	609,341,660
減価償却	△ 447,940,760
累計額	161,400,900
工具器具備品	463,966,158
減価償却	△ 296,855,365
累計額	167,110,793
土地	12,703,270,000
減損損失	△ 6,091,196,973
累計額	6,612,073,027
建設仮勘定	710,019
有形固定資産合計	8,968,480,887
2 無形固定資産	
商標権	741,256
ソフトウェア	13,854,731,095
ソフトウェア仮勘定	417,369,263
無形固定資産合計	14,272,841,614
3 投資その他の資産	
投資有価証券	29,574,583,361
関係会社株式	77,311,811,005
金銭の信託	154,375,982,706
長期仮払金	446,196,000
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,062,884,239
貸倒引当金	△ 87,062,884,239
長期前払費用	446,196,000
	158,903,799

前払年金費用	829,451,423
差入保証金	651,993,639
投資その他の資産合計	263,348,921,933
固定資産合計	286,590,244,434
資産合計	18,630,663,422,288
負債の部	
I 流動負債	
1年以内償還予定債券	55,000,000,000
1年以内償還予定財政融資金借入金	234,638,723,000
未払金	4,030,106,296
未払費用	34,335,586,790
金融派生商品	30,353,307,648
リース債務	56,902,560
前受金	17,331,709,747
預り金	1,672,127,263
前受収益	89,476,266
引当金	
賞与引当金	483,966,044
偶発損失引当金	539,178,916
仮受金	1,023,144,960
流動負債合計	379,627,755,317
II 固定負債	
債券	1,762,145,160,000
債券発行差額	△ 2,004,466,092
財政融資資金借入金	5,955,326,047,000
長期リース債務	66,386,320
長期預り金	8,653,745,116
退職給付引当金	4,291,989,103
資産除去債務	105,534,106
固定負債合計	7,728,584,395,553
負債合計	8,108,212,150,870

純資産の部	
I 資本金	
政府出資金	<u>8,447,647,840,510</u>
資本金 合計	8,447,647,840,510
II 利益剰余金	
準備金	2,012,206,385,630
当期未処分利益	<u>37,674,425,566</u>
(うち当期総利益)	(37,674,425,566)
利益剰余金合計	2,049,880,811,196
III 評価・換算差額等	
関係会社株式評価差額金	35,532,350,947
その他有価証券評価差額金	6,229,888,438
繰延ヘッジ損益	<u>△ 16,839,619,673</u>
評価・換算差額等合計	<u>24,922,619,712</u>
純資産合計	<u>10,522,451,271,418</u>
負債純資産合計	<u>18,630,663,422,288</u>

損 益 計 算 書

(令和7年4月1日～令和7年9月30日)

(単位：円)

経常費用	
有償資金協力業務関係費	
債券利息	25,530,130,810
借入金利息	24,126,453,801
金利スワップ支払利息	3,461,331,868
その他支払利息	704,220
業務委託費	5,368,202,748
債券発行費	516,206,578
金融派生商品費用	4,128,262,074

人件費	2,292,993,107
賞与引当金繰入	483,966,044
退職給付費用	153,319,142
物件費	9,361,248,970
減価償却費	1,651,345,227
税金	102,757,652
関係会社株式評価損	4,521,019
金銭の信託運用損	2,461,674,590
利息費用	<u>△ 8,440</u>
経常費用合計	<u>79,643,109,410</u>
経常収益	79,643,109,410
有償資金協力業務収入	
貸付金利息	78,668,905,236
国債等債券利息	181,478,082
受取配当金	128,878,675
金利スワップ受入利息	382,567,961
貸付手数料	1,976,971,728
外国為替差益	1,813,054,338
投資有価証券評価益	433,492,390
金融派生商品収益	291,796
貸倒引当金戻入	26,523,713,259
偶発損失引当金戻入	<u>768,165,851</u>
財務収益	110,877,519,316
受取利息	<u>3,118,539,055</u>
雑益	63,110,369
償却債権取立益	<u>3,269,395,980</u>
経常収益合計	<u>117,328,564,720</u>
経常利益	37,685,455,310
臨時損失	
固定資産除却損	13,093,983
固定資産売却損	<u>131,563</u>
臨時利益	13,225,546
固定資産売却益	<u>2,195,802</u>
当期純利益	37,674,425,566
当期総利益	<u>37,674,425,566</u>

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 札幌弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 沼上 剛人
登録番号 31130
事務所 北海道札幌市中央区大通西14丁目1-13 北日本南大通ビル8階
弁護士法人日出総合法律事務所
- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分が効力を生じた年月日
令和7年12月26日
令和8年1月7日 日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 第二東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 吉野 翔平
登録番号 55310
事務所 東京都港区浜松町2-7-13
VISTA浜松町9階
弁護士法人みつ葉法律事務所
- 3 処分の内容 業務停止1月
- 4 処分が効力を生じた年月日
令和8年1月8日
令和8年1月8日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年1月23日 埼玉県教育委員会

- 1 氏名、本籍地
武井 英憲、栃木県
- 2 免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
 - (1) 中学校教諭1種免許状（国語）、埼玉県教育委員会、平成24年3月31日、平23中1種第1917号
 - (2) 高等学校教諭1種免許状（国語）、埼玉県教育委員会、平成24年3月31日、平23高1種第2374号

- 3 失効年月日 令和7年12月18日
- 4 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号口）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年1月23日 埼玉県教育委員会

- 1 氏名、本籍地
奥山 将司、埼玉県
- 2 免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
 - (1) 中学校教諭1種免許状（保健体育）、宮城県教育委員会、令和2年3月31日、令1中第127号
 - (2) 高等学校教諭1種免許状（保健体育）、宮城県教育委員会、令和2年3月31日、令1高第168号
 - (3) 特別支援学校教諭2種免許状（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域）、埼玉県教育委員会、令和6年3月15日、令5特支2種第245号
- 3 失効年月日 令和7年12月18日
- 4 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号二）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年1月23日 東京都教育委員会

- 1 失効した免許状
氏名、本籍地、免許状の種類、教科（領域）、番号、授与年月日、授与権者
 - (1) 戸倉 裕介、東京都
小学校教諭1種免許状、平21小1第2084号、平成22年3月31日、東京都教育委員会
 - (2) 川越 優一、鹿児島県、
ア 小学校教諭1種免許状、平30小1第2224号、平成31年3月31日、東京都教育委員会
イ 中学校教諭1種免許状、社会、平30中1第6929号、平成31年3月31日、東京都教育委員会

ウ 高等学校教諭1種免許状、地理歴史、平30高1第8512号、平成31年3月31日、東京都教育委員会

エ 高等学校教諭1種免許状、公民、平30高1第8513号、平成31年3月31日、東京都教育委員会

- (3) 林 成珍、東京都、
ア 中学校教諭1種免許状、数学、平30中1第6315号、平成31年3月31日、東京都教育委員会

イ 高等学校教諭1種免許状、数学、平30高1第7793号、平成31年3月31日、東京都教育委員会

- 2 失効年月日 令和7年12月25日

- 3 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

行旅死亡人

本籍・氏名不詳の男性、身長約171cm、着衣は白色半袖シャツ

上記の者は、令和7年8月17日、千葉県八千代市島田台1247番地において発見。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、お心当たりの方は当市生活支援課まで申し出てください。

令和8年1月23日 千葉県 八千代市長 服部 友則

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、性別男性、身長163cm位、体格普通、腕時計1個、眼鏡1個、携帯電話機1台、お薬手帳1冊、玄関ドア鍵1本

上記の者は、令和7年5月22日午後3時19分、江戸川区篠崎町四丁目13番10号第11水沼ビル201で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

令和8年1月23日 東京都 江戸川区長 斎藤 猛

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢約60歳代、性別男性、身長約167cm、体格肥満、白髪で短め、現金11,897円、腕時計、緑色ジャンパー、黒色長ズボン、青色長袖シャツ、濃紺トランクスパンツ、黒色靴下、黒色運動靴

上記の者は、令和7年11月5日午前6時28分、江戸川区一之江三丁目新中川瑞江大橋上流側で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

令和8年1月23日 東京都 江戸川区長 斎藤 猛

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

令和8年1月23日

東京都 江戸川区長 斎藤 猛

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢推定85歳、性別女性、身長144cm、体格肥満、丸顔、白髪、腹部に花柄の入れ墨あり

上記の者は、令和7年3月13日午後5時38分、江戸川区西瑞江五丁目18番地16コスモティ西瑞江205で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

令和8年1月23日

東京都 江戸川区長 斎藤 猛

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢推定60歳代、性別男性、身長165cm、体格肥満、髪30cm、陰毛4cm

上記の者は、令和7年4月24日午後2時0分、江戸川区北葛西五丁目24番15号タカトミコート205で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

令和8年1月23日

東京都 江戸川区長 斎藤 猛

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢約60歳代、性別男性、身長約167cm、体格肥満、白髪で短め、現金11,897円、腕時計、緑色ジャンパー、黒色長ズボン、青色長袖シャツ、濃紺トランクスパンツ、黒色靴下、黒色運動靴

上記の者は、令和7年11月5日午前6時28分、江戸川区一之江三丁目新中川瑞江大橋上流側で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

令和8年1月23日

東京都 江戸川区長 斎藤 猛

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳代から60歳前半の男性と推定、身長約172cm、着衣は黒色長袖Tシャツ、灰色長ズボン、灰色ボクサーパンツ、黒色ベルト、白色マスク、所持品は腕時計と鍵束

上記の者は、令和7年9月27日午後1時55分頃、石川県白山市白山町205番地1ローソン舎来白山町店から西方岡測200mの手取川内にて白骨化した状態で発見されました。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりの方は当市健康福祉部生活支援課まで申し出してください。

令和8年1月23日
石川県 白山市長 田村 敏和

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30~70歳位の男性、身長174cm、中肉、紺色ジーパン、灰色長袖シャツ、黒色上着

上記の者は、令和7年12月6日の午前11時頃愛媛県八幡浜市川之石港の海岸に打ち上げられていた状態で発見された。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しております。心当たりの方は、当市民福社部社会福祉課まで申し出ください。

令和8年1月23日
愛媛県 八幡浜市長 大城 一郎

無縁墳墓等改葬公告

徳島県起業主要地方道志度山川線緊急地方道路整備事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

令和8年1月23日
徳島県 代表清算人 後藤 康博

解散公告

当社は、令和7年11月23日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
徳島県 代表清算人 後藤 康博

解散公告

当社は、令和7年9月27日午後1時55分頃、石川県白山市白山町205番地1ローソン舎来白山町店から西方岡測200mの手取川内にて白骨化した状態で発見されました。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりの方は当市健康福祉部生活支援課まで申し出してください。

令和8年1月23日
石川県 代表清算人 後藤 康博

当社からの他の公告

解散公告

当社は、令和7年11月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
北海道白糠郡白糠町西一条南一-11-11五

合同会社E.L.P
清算人 長坂 道広

同上
清算人 長坂 道広

解散公告

当社は、令和7年11月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
札幌市中央区北四条西二十八丁目一番一
二-1111-1号 株式会社サン保険企画

代表清算人 湊 史明

解散公告

当社は、令和7年11月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
札幌市中央区北四条西二十八丁目一番一
二-1111-1号 株式会社サン保険企画

代表清算人 湊 史明

解散公告

当社は、令和7年11月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
札幌市白石区北郷四条三丁目五番五号
株式会社フジックス

代表清算人 後藤 康博

解散公告

当社は、令和7年11月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
北海道天塩郡遠別町字歌越二八二番地六八
同上
合同会社建物診断センター

代表清算人 吉野 蓮

解散公告

当社は、令和8年1月6日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
宮城県仙台市青葉区大手町五番三三一三〇
四号 株式会社K.D資産管理

代表清算人 樋口 憲

解散公告

当社は、令和8年1月6日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
宮城県仙台市青葉区本町一丁目一四番二五
号本町佐藤ビル五〇一号室 株式会社ケハ・リワーム

代表清算人 樋口 憲

解散公告

当社は、令和7年11月27日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
宮城県石巻市開北四丁目一番五〇号一階
株式会社大生不動産

代表清算人 生田 光弘

解散公告

当社は、令和7年11月27日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
宮城県石巻市開北四丁目一番五〇号一階
株式会社大生不動産

代表清算人 姜 麗

解散公告

当社は、令和7年11月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
茨城県牛久市中央五丁目二七番地三
常陸開発株式会社

代表清算人 鈴木 幸吉

解散公告

当社は、令和7年11月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日
群馬県館林市緑町二丁目八番四号
有限会社木村鉄工所

代表清算人 木村 浩章

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月23日

埼玉県入間市二本木一四三一番地二
有限公司入間オートサービス清算人 浩谷 章
清算人 清算人 浩谷 章**解散公告**

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日

埼玉県熊谷市佐谷田三九〇九番地一
有限公司オートサービススリーフォー清算人 牧 誠司
清算人 清算人 牧 誠司**解散公告**

当社は、令和七年十二月一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日

千葉市中央区登戸二丁目二番七号
トヨタモビリティサービス千葉株式会社代表清算人 出野 祥平
代表清算人 出野 祥平**解散公告**

当社は、令和七年十二月一日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日

千葉市中央区登戸二丁目二番七号
トヨタモビリティサービス千葉株式会社代表清算人 内山 隆太郎
代表清算人 内山 隆太郎**解散公告**

当社は、令和八年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
合同会社若松開発清算人 内山 隆太郎
清算人 内山 隆太郎**解散公告**

当社は、令和八年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日

東京都八王子市本町三番四号TR Yビル五階
株式会社YKTトレーディング代表清算人 山下 正仁
代表清算人 山下 正仁**解散公告**

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日

東京都渋谷区渋谷二丁目一一番五号
株式会社アイ・エフ・ディー代表清算人 加藤 保光
代表清算人 加藤 保光**解散公告**

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日

東京都渋谷区渋谷二丁目一一番五号
株式会社アイ・エフ・ディー代表清算人 加藤 保光
代表清算人 加藤 保光**解散公告**

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日

東京都小平市仲町五六七番地の二九一二〇二
谷林農株式会社代表清算人 結城 智晴
代表清算人 結城 智晴**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日

千葉県千葉市中央区本町二丁目七番七号
株式会社オフザチャート代表清算人 山口 謙
代表清算人 山口 謙**解散公告**

当社は、令和七年十二月三十一日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日

東京都文京区白山五丁目一番三号
有限会社みとや清算人 後藤 義明
清算人 後藤 義明**解散公告**

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月23日

埼玉県越谷市蒲生南町二〇番二〇号
有限公司日光商会

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月23日

埼玉県越谷市蒲生南町二〇番二〇号
有限公司日光商会

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

清算人 戸田 繁次
清算人 戸田 繁次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都港区赤坂一丁目三番五号赤坂アビタ
シオンビル八階

合同会社プロッサムソフトウェア
清算人 グランテ・フランソワ・ヘン
リ・ジョルジュ・ロバート

解散公告

当社は、令和八年一月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

J A M S & C O 合同会社
清算人 野中洋次郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目三番一号

エム・シー・セールスマネージャー株式会社
代表清算人 綱崎 晋平

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都足立区綾瀬一丁目三番三十八〇二号

株式会社千弘堂
代表清算人 秋田 千里

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都台東区台東三丁目二二番一一号

ウマスター株式会社
代表清算人 松谷 紫

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都中央区京橋二丁目九番一二号

株式会社T e r m i n a l
代表清算人 大城 義幸

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区内神田二丁目三番一〇号

特定非営利活動法人沿岸環境保護協会
代表清算人 難波 由雅

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目三番一号

株式会社東忠レゾナンス
代表清算人 丁偉儒

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都新宿区高田馬場四丁目一八番一五号

株式会社スクラムスタッフ
代表清算人 中里 茂

解散公告

当社は、令和七年十二月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都中市幸町二丁目一〇番地の二

株式会社U and Y
代表清算人 上野 陽平

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区内神田二丁目三番一〇号

特定非営利活動法人沿岸環境保護協会
代表清算人 難波 由雅

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目三番一号

株式会社東忠レゾナンス
代表清算人 長島 明彦

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町
ダイヤビル二階

株式会社スプリングフィールド
代表清算人 羽原 文子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都墨田区中央町二丁目一四番二号
福島温泉開発株式会社
代表清算人 河野 安奈

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都千代田区神田二丁目二〇番地

株式会社城座商会
代表清算人 城座貴代子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

東京都昭島市朝日町一丁目二番一一号

有限会社マルヤ
代表清算人 永木 義彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十三日

東京都豊島区高田二丁目一六番一三号シティテラス日白D七〇一号
合同会社臘月
代表清算人 永木 義彦

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪府柏原市国分本町二丁目六番三五号

長尾防水工業株式会社

代表清算人 長尾 健司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪市住吉区東小橋一丁目一七一三一グラ

ンドハイツ東小橋五〇五号室

代表清算人 陳 紅梅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪市住吉区遠里小野一丁目四一六二

○一号室 盛岡商貿株式会社

代表清算人 秦 麗萍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪府羽曳野市羽曳が丘西一丁目六番五五号

有限公司 富田ビル

清算人 辰巳野明美

解散公告

当社は、令和八年一月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪市北区梅田二丁目二番二一〇〇六号

大阪駅前第二ビル二階三の一の二

ジクウ合同会社

清算人 藤巻 公人

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪府箕面市船場西三丁目八番一一二〇

一号

もりあきクリニック医療サービス株式会社

代表清算人 趙 守明

解散公告

当法人は、令和七年十二月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪市住吉区遠里小野一丁目四一六二

○一号室 盛岡商貿株式会社

代表清算人 秦 麗萍

解散公告

当法人は、令和七年十二月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪市住吉区遠里小野一丁目四一六二

○一号室 盛岡商貿株式会社

代表清算人 秦 麗萍

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

奈良県北葛城郡河合町大字川合三一八番地三

一号 株式会社イマダデンキ

代表清算人 今田 佳克

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日を以つて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

兵庫県加古郡磨町二子一五七番地の一六

特定非営利活動法人 umidas 耕作所

清算人 衣笠 収

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪市住吉区遠里小野一丁目四一六二

○一号室 盛岡商貿株式会社

代表清算人 秦 麗萍

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

岡山県新見市西方一〇四一番地一(一〇一)

有限会社長岡商店

清算人 長岡 博

解散公告

当社は、令和八年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

鳥取県米子市大崎二一七一番地四

有限会社山岡建築サービス

清算人 山岡 實

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十三日

島根県隱岐郡海士町大字海士一四九一番地一

合同会社隱岐アーランズ・メディア

代表清算人 山口 幸二

第3期決算公告

令和8年1月23日

東京都港区浜松町二丁目4番1号
WEホールディングス株式会社

代表取締役 三宅 誠一

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	24,044	流动負債	1,237
固定資産	10,791,111	負債合計	1,237
		株主資本	10,813,918
		資本	100,000
		資本	10,087,000
		資本	100,000
		資本	9,987,000
		資本	626,918
		資本	626,918
		資本	(2,051)
		純資産合計	10,813,918
		負債・純資産合計	10,815,155
資産合計	10,815,155		

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月二十三日

熊本市中央区呉服町三丁目三六番地一

有限会社五誠社
清算人 藤木 崇弘新潟県糸魚川市大字別所二二二番地
別所生産森林組合 清算人 本多 俊一

解散公告(第一回)

当社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

鹿児島県姶良郡湧水町米永三四二番地三

株式会社ミーブ
清算人 有浦 和輝

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月二十四日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

兵庫県高砂市米田町米田一〇三番地一

医療法人社団仁成会金村医院

清算人 金村 成姫

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十一月十一日熊本地方裁判所八代支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

東京都新宿区西新宿六丁目二五番八号

西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合

代表清算人 佐々 一郎

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

熊本県八代市本町四丁目二番三〇号

宗教法人實相院

清算人 弁護士 笠 賢太朗

連絡先 熊本県荒尾市本井手一五六二一四
宝正ビル三階

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月十八日理事三分の二以上、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

福井県坂井市丸岡町谷町二丁目二五番地

本願寺円陵教堂

清算人 松本 隆英

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年四月二日開催の責任役員会の決議並びに包括宗教団体の承認及び香川県知事の認証により、令和七年十二月二十四日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

北海道上川郡上川町新町七二番地

学校法人のぞみ学園

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算からは除斥します。

令和8年1月二十三日

東京都千代田区内神田三丁目二番一一号

鹿沼ビルディング株式会社
代表清算人 福島 範治

解散公告(第一回)

当組合は解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月二十三日

新潟県糸魚川市大字別所二二二番地

別所生産森林組合 清算人 本多 俊一

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月二十四日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載(令和八年一月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

岩手県紫波郡紫波町西長岡字中ノ沢七一番地

農事組合法人長岡中央果樹生産組合
清算人 佐々木瑞行

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月二十四日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載(令和八年一月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

兵庫県高砂市米田町米田一〇三番地一

医療法人社団仁成会金村医院

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

鹿児島県姶良郡湧水町米永三四二番地三

株式会社ミーブ
清算人 有浦 和輝

解散公告(第一回)

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

沖縄県宜野湾市新城二丁目三〇番一八一四

○六号エンゼルハイム普天間

有限公司会社ゆうな商事
代表清算人 太田 一

解散公告(第一回)

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月二十三日

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月二十三日

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年十二月二十日開催の総会の決議により、令和七年十二月三十日をもつて解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

新潟県糸魚川市大字別所二二二番地

別所生産森林組合 清算人 本多 俊一

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年十二月二十日開催の総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月二十四日をもつて解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

岩手県紫波郡紫波町西長岡字中ノ沢七一番地

農事組合法人長岡中央果樹生産組合
清算人 佐々木瑞行

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載(令和八年一月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

兵庫県高砂市米田町米田一〇三番地一

医療法人社団仁成会金村医院

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

鹿児島県姶良郡湧水町米永三四二番地三

株式会社ミーブ
清算人 有浦 和輝

解散公告(第一回)

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

沖縄県宜野湾市新城二丁目三〇番一八一四

○六号エンゼルハイム普天間

有限公司会社ゆうな商事
代表清算人 太田 一

解散公告(第一回)

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに松山市長の認可により、令和七年十二月五日をもつて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに松山市長の認可により、令和七年十二月五日をもつて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに松山市長の認可により、令和七年十二月五日をもつて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月十八日理事三分の二以上、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

香川県仲多度郡まんのう町吉野一五四番地

宗教法人実相寺 清算人 伊井 秀己

解散公告(第三回)

当組合は、解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

新潟県糸魚川市大字別所二二二番地

別所生産森林組合 清算人 本多 俊一

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載(令和八年一月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

新潟県糸魚川市大字別所二二二番地

別所生産森林組合 清算人 本多 俊一

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載(令和八年一月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月二十三日

新潟県糸魚川市大字別所二二二番地

別所生産森林組合 清算人 本多 俊一

解散公告(第三回)

当

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市岩瀬一丁目一六番、最後の住所神奈川県鎌倉市大船二二一四番地一
被相続人 亡 本多 智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十三日

神奈川県鎌倉市小町一丁目八番二一号

パークハイツ小町A号室

相続財産清算人 弁護士 小沢 弘子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市旭区笛野台一丁目一〇七番地、最後の住所横浜市旭区笛野台一丁目五番地一
被相続人 亡 高崎 健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十三日

神奈川県鎌倉市小町一丁目八番二一号

パークハイツ小町A号室

相続財産清算人 弁護士 小沢 弘子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県綾瀬市吉岡東一丁目一二番、最後の住所神奈川県綾瀬市吉岡東一丁目一二番地一
被相続人 亡 中村 保憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十三日

神奈川県横浜市中区本町一丁目四番地

プライムメゾン横濱日本大通三階

相続財産清算人 弁護士 徳田 瞳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区本牧元町一九五番地、最後の住所横浜市中区本牧町一丁目一六番地一
被相続人 亡 大竹 雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十三日

神奈川県横浜市中区海岸通四丁目二三番地

マリンビル五階

相続財産清算人 弁護士 伊澤 一美

第1期決算公告

令和8年1月23日

静岡県富士市大渕2416番地の5
株式会社マルホープ

代表取締役 下山 真紀

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	26,063
	固定資産	0
	合計	26,063
負純 資産 及の び部	流动負債	4,464
	固定負債	0
	資本金	21,599
	利益	20,000
	その他利益	1,599
	純利益	1,599
	(うち当期純利益)	(1,599)
	合計	26,063

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十三日

静岡県鎌倉市小町一丁目八番二一号

株式会社マルホープ

代表取締役 下山 真紀

第54期決算公告

令和8年1月23日

名古屋市中村区名駅三丁目3番5号
株式会社千里馬薬局
(旧商号 有限会社千里馬薬局)

代表取締役 徐 一世

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	256,784
	固定資産	642,984
	合計	899,768
負純 資産 及の び部	流动負債	87,176
	固定負債	890,316
	資本金	△ 77,724
	利益	3,000
	その他利益	80,724
	純利益	80,724
	(うち当期純損失)	(141,750)
	合計	899,768

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公表します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公表義務はありません。

令和八年一月二十三日
名古屋市中村区名駅三丁目3番5号
(甲) 株式会社千里馬薬局
代表取締役 徐 一世
(乙) 有限会社千里馬商事
天寿

決算公告

令和8年1月23日

名古屋市西区幅下一丁目9番27号
株式会社加藤鏡商店

代表取締役 加藤 伸人

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	43,990
	固定資産	69,229
	合計	113,220
負純 資産 及の び部	流动負債	35,684
	固定負債	116,293
	資本金	△ 38,757
	利益	10,800
	その他利益	△ 49,557
	純利益	△ 49,557
	(うち当期純利益)	(1,163)
	合計	113,220

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年三月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十七日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十三日
名古屋市西区幅下一丁目九番27号
株式会社加藤鏡商店
代表取締役 加藤 伸人

第2期決算公告

令和8年1月23日

大阪府吹田市青山台1丁目1番1-112号
VIP株式会社

代表取締役 川瀬 康治

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	111,893
	固定資産	10
	合計	111,903
負純 資産 及の び部	流动負債	41,714
	固定負債	52,720
	負債合計	94,434
資本	資本金	17,469
	利益	15,000
	その他利益	2,469
	純利益	2,469
	(うち当期純利益)	(1,034)
	資産合計	17,469
	負債・純資産合計	111,903

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百萬円とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年二月二十五日であり、株主総会の決議は令和八年二月五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十三日
大阪府吹田市青山台1丁目1番1-1
VIP株式会社
代表取締役 川瀬 康治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市中央町四七一番地、最後の住所京都市中京区柳馬場通押小路上る等持寺町二六番地一 ハイエーステート中京一〇二号
被相続人 亡 小山 義史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十三日

京都市下京区四条通新町東入月鉢町四七一
三条新町ビル九階 松島法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松島 温

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市大字小路一一七一番地二、最後の住所大阪市此花区春日出中一丁目七番三号
被相続人 亡 田中 隆基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪市北区西天満三丁目一三番一八号島根ビル四階
相続財産清算人 弁護士 森下 文恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市此花区朝日二丁目一三番、最後の住所大阪市此花区朝日二丁目一三番六号
被相続人 亡 増井 英基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪市北区西天満四丁目四番一八号梅ヶ枝中央ビル九階
相続財産清算人 弁護士 辻 壮一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区福町二丁目七番、最後の住所大阪市西淀川区福町二丁目三〇番三号
被相続人 亡 辻井 栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪市中央区備後町二一四一六森田ビル六階
相続財産清算人 弁護士 安部 将規

第36期決算公告

令和8年1月23日
香川県観音寺市吉岡町214番地7
株式会社イシカワ不動産
代表取締役 石川 義和
貸借対照表の要旨

(令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	49,022
	固定資産	147,449
	資産合計	196,472
負純 資産 及 び部	流动負債	7,531
	固定負債	10,142
	資本	178,798
	利益	35,000
	その他利益	143,798
	余剰金	143,798
	(うち当期純利益)	(6,380)
	負債・純資産合計	196,472

準備金の額の減少告白
当社は、令和八年一月三十日を効力発生日とする株式会社石川組との株式交換により増加する予定の資本準備金の額の全額を、令和八年二月二十八日付けで減少することになりました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十三日

香川県観音寺市吉岡町二一四番地7

株式会社イシカワ不動産
代表取締役 石川 義和

第6期決算公告 令和8年1月23日
沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目7番25号
ファムプロパティー株式会社
(旧商号 ファムプロパティー合同会社)
代表取締役 渡久川 剛

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	23,941,847
	固定資産	619,668,985
	資産合計	643,610,832
負純 資産 及 び部	流动負債	69,977,542
	固定負債	558,279,845
	資本	15,353,445
	利益	2,000,000
	その他利益	13,353,445
	余剰金	13,353,445
	繰越利益	13,353,445
	(うち当期純利益)	(47,025,230)
	負債・純資産合計	643,610,832

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
(甲)左記のとおりです。
(乙)左記のとおりです。
令和八年一月二十三日
沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目七番二号
株式会社イシカワ不動産
代表取締役 渡久川 剛

第26期決算公告

令和7年12月30日
東京都中央区日本橋一丁目4番1号
R W 4 特定目的会社
取締役 田渕 安春

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部			
科	目	金額	科	目	金額
特定資産	7,346,400	流动負債	1,863,105	営業収益	59,244,405
投資その他の資産	7,346,400	負債合計	1,863,105	費用	25,988,632
その他の資産	31,250,154	社員資本	36,733,448	税金	33,255,772
流動資産	31,250,154	特定期優先資本	3,459,500	費用	9,393
		優先資本	10,050	—	—
		余剰金	33,263,898	常勤従業員	33,265,166
		当期末処分利益	33,263,898	福利厚生	33,265,166
合 計	38,596,554	純資産合計	36,733,448	税引前税金	1,310
				法事事業	33,263,856
				当期純利益	42
				当期処分利益	33,263,898

損益計算書の要旨
(自令和7年7月1日) 至令和7年9月30日
(単位:千円)

科	目	金額
営業収益	59,244,405	
費用	25,988,632	
税金	33,255,772	
費用	9,393	
—	—	
常勤従業員	33,265,166	
福利厚生	33,265,166	
税引前税金	1,310	
法事事業	33,263,856	
当期純利益	42	
当期処分利益	33,263,898	

第19期決算公告 令和8年1月23日
東京都港区南青山三丁目1番31号
株式会社メディックワークス
代表取締役 岡庭 豊

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	483,738
	固定資産	334,894
	資産合計	818,632
負純 資産 及 び部	流动負債	276,196
	負債合計	276,196
	株主資本	542,435
	資本	3,000
	利益	539,435
	準備金	750
	その他利益	538,685
	余剰金	(54,561)
	純資産合計	542,435
	負債・純資産合計	818,632

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社

メディックワークス(住所東京都港区南青山三丁目一番三二号)に対して当社の医療関連コンテンツの販促・営業支援、決済代行関連業務に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十三日

東京都港区南青山三丁目一番三二号
株式会社メディックワークス
代表取締役 岡庭 豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区福町二丁目七番、最後の住所大阪市西淀川区福町二丁目三〇番三号
被相続人 亡 江井 栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月二十三日

大阪市中央区備後町二一四一六森田ビル六階
相続財産清算人 弁護士 安部 将規

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬するいとになりますので、承知下さい。

令和八年一月二十三日

一、墳墓等所在地 埼玉県志木市本町一丁目三番

一二二号

一、墳墓等の名称 寶幢寺 東明寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名 本籍全て不詳

楠山(茂吉)家 鈴木(綱藏)家 三枝(半次郎)家

星野(喜之助)家 星野(治兵衛)家

星野(虎次郎)家 村山(国蔵)家 田中(歌吉)家

星野(仁平)家 星野(みの)家 高橋(璋)家

高橋(戈治郎)家 その他不詳

一、改葬を行おうとする者 埼玉県志木市柏町一丁目一〇番二二号 宗教法人 寶幢寺 代表役員 金剛 光裕

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬するいとになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬するいとになりますので、承知下さい。

令和八年一月二十三日

一、墳墓等所在地 埼玉県志木市柏町一丁目一〇番二二号

一、墳墓等の名称 寶幢寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名 本籍全て不詳

油浦(政信)家 細田(茂助)家 清水(鹿藏)家

三上(円三)家 神山(彌太郎)家 丸山(保之輔)家 星野(八右衛門)家 錫田(津ね)家 藍野(直次郎)家 小山(寛次郎)家

一、改葬を行おうとする者 埼玉県志木市柏町一丁目一〇番二二号 宗教法人 寶幢寺 代表役員 金剛 光裕

公示送達

伊勢原都市計画事業伊勢原大山インター土地区画整理法第九十八条第一項及び第五項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確定することができないので、同法第一三三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を左記のとおり公表します。

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

一、住所 伊勢原市上粕屋一五六六番

氏名 山口彌三郎

住所 伊勢原市上粕屋一五六六番

氏名 山口正之助

住所 伊勢原市上粕屋一五六六番

氏名 山口徳次郎

住所 伊勢原市上粕屋一五六六番

氏名 山口林藏

住所 伊勢原市上粕屋一五六六番

氏名 山口寅吉

住所 伊勢原市上粕屋一五六六番

氏名 山口セイ

住所 伊勢原市上粕屋一五六六番

氏名 山口浦藏

住所 伊勢原市上粕屋一五六六番

氏名 山口兼吉

住所 伊勢原市上粕屋字石倉上一五六六番

氏名 徒前の宅地

一六八m²

(二) 仮換地

墓地二街区一画地 二六二三番

(三) 仮換地の指定の効力発生の日

令和七年十二月二十二日

なお、仮換地指定通知、案内図、仮換地指定図については、伊勢原大山インター土地区画整理組合の掲示板に掲示してあります。

一、この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から徒前の宅地については、使用し、または収益するなどができません。

一、別に通知する「仮換地について使用または収益を開始する」とができない日」あれば仮換地を

使用し、または収益するなどができません。

三、仮換地の地積は、今後の工事や測量の結果に

より変動する」とがあります。

教示

一、審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知った日(一

月)から起算して三箇月以内であつても、この

処分の日の翌日から起算して一年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

二、取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日(一)の審査請求をした場合などは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つてから起算して三箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和八年一月二十三日

記

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和八年一月二十三日

記

神奈川県伊勢原市上粕屋一三〇三〇

伊勢原大山インター土地区画整理組合

理事長 山田 信昭

伊勢原市千代田区霞が関三丁目2番5号

①株式会社Mix Sand Hitachi003 ②関東特事364 ③代表社員 一般社団法人Mix Sand Hitachi003 職務執行者 鄭武壽 ④東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 ⑤1000万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 合同会社Mix Sand Hitachi003 代表社員 一般社団法人Mix Sand Hitachi003 職務執行者 鄭武壽

①ハギワラ観光株式会社 ②東京都知事(422065 ③代表取締役 藤原竹司 ④東京都品川区西五反田一丁目7番12号 株式会社マイスターエンジニアリング 代表取締役社長 平野大介

⑤1000万円 ⑥東京都知事 ⑦東京都品川区西五反田二丁目24番7号 ハギワラ

観光株式会社 代表取締役 藤原竹司

①有限会社小泉商店 ②兵庫県知事(5)203482号 ③代表取締役 小泉祐助 ④兵庫県西宮市羽衣町7番31-1008号 ⑤1000万円 ⑥兵庫県知事 ⑦兵庫県西宮市羽衣町7番31-1008号 有限公司小泉

商店 代表取締役 小泉祐助

た日)の翌日から起算して六箇月以内に、伊勢原大山インター土地区画整理組合を被告として提起する事ができます。

ただし、この処分があつたことを知った日(一

月)から起算して六箇月以内であつても、この

処分の取消しの訴えを提起するといふ

ができなくなります。

第7期決算公告

令和8年1月23日 東京都港区赤坂四丁目13番13号
株式会社L.Cホールディングス
代表取締役 中川 隆

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	809,530	流动負債	231,460
固定資産	707,744	固定負債	807,287
		資本	491,687
			10,000
			1,053,033
			1,053,033
			625,113
			2,500
			622,613
			(17,079)
			△1,196,459
			△13,161
			△13,161
資産合計	1,517,273	負債・純資産合計	1,517,273

第10期決算公告

令和8年1月23日 東京都港区赤坂四丁目13番13号
株式会社プロテラス
代表取締役 山田 浩司

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,810,759	流动負債	912,615
固定資産	384,343	固定負債	46,980
		資本	1,235,507
			40,000
			31,811
			5,000
			26,811
			1,163,696
			5,000
			1,158,696
			(543,157)
資産合計	2,195,102	負債・純資産合計	2,195,102

第53期決算公告

令和8年1月22日 兵庫県豊岡市出石町桐野1150
但馬ティエスケイ株式会社
代表取締役 国本 義裕

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,550,127	流动負債	535,758
固定資産	2,224,854	固定負債	130,515
有形固定資産	1,479,444	負債合計	666,273
無形固定資産	20,234	株主資本	5,108,708
投資その他の資産	725,176		56,000
			5,103,577
			14,000
			5,089,577
			(70,773)
			△50,869
			5,108,708
資産合計	5,774,981	純資産合計	5,774,981
		負債・純資産合計	5,774,981

第152期決算公告

令和7年12月22日 東京都中央区日本橋1丁目2番6号

柏原紙商事株式会社

代表取締役社長 柏原 昌和

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,790,286	流动負債	2,459,535
固定資産	993,264	固定負債	118,068
有形固定資産	233,048	資本	2,205,947
無形固定資産	7,573		200,000
投資その他の資産	752,642		2,005,947
			50,000
			1,955,947
			(172,290)
合計	4,783,551	合計	4,783,551

第12期決算公告 令和8年1月23日

東京都港区六本木六丁目2番31号
株式会社サン・メルクス・ホールディングス

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

資産の部		金額(千円)
流動資産	130,451	
固定資産	250,761	
	381,213	資産合計
負純資産及のび部		金額(千円)
流動負債	53,128	
固定負債	76,217	
株主資本	251,868	
	3,000	
	58,353	
	58,353	
	251,474	
	251,474	
	(51,236)	
	△60,960	
	381,213	負債・純資産合計

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

東京都港区六本木六丁目2番31号
東京都港区南青山三丁目一五番九号
I N O W A 表参道三階
ル(乙)株式会社サン・メルクス・ホールディングス
代表取締役 奥村 一夫
代
表
取
締
役
奥
村
一
夫

第21期決算公告 令和8年1月23日
東京都品川区上大崎三丁目14番12号
株式会社ネットネイティブ
代表取締役 松下 佳憲
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

資産の部		金額(千円)
流動資産	770,151	
固定資産	30,464	
	800,614	資産合計
負純資産及のび部		金額(千円)
流動負債	238,210	
固定負債	314,528	
株主資本	247,576	
	80,000	
	114,160	
	114,160	
	53,416	
	53,416	
新株予約権	(136,618)	
	300	
負債・純資産合計	800,614	

第5期決算公告 令和8年1月23日

東京都千代田区麹町二丁目3番2号
Green Carbon株式会社
代表取締役 大北 潤

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

資産の部		金額(千円)
流動資産	390,879	
固定資産	130,146	
	974	合計
	522,000	
負純資産及のび部		金額(千円)
流動負債	25,504	
固定負債	496,473	
株主資本	275,295	
	284,960	
	284,960	
	△63,782	
	△63,782	
	(30,699)	
	23	
	522,000	合計

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七億五千五百二十九万四千三百五十三円減少し五千万円とするこれにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都千代田区麹町二丁目三番二号
Green Carbon株式会社
代表取締役 大北 潤

第3期決算公告 令和7年12月25日
東京都港区海岸一丁目7番1号
東京ボートンティ竹芝10F
株式会社デジライズ
代表取締役 茶園 将裕
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

資産の部		金額(千円)
流動資産	266,266	
固定資産	6,806	
	273,073	合計
負純資産及のび部		金額(千円)
流動負債	240,890	
固定負債	6,994	
株主資本	18,372	
	68,568	
	65,568	
	△ 115,765	
	△ 115,765	
新株予約権	(133,470)	
	6,816	
合計	273,073	

第10期決算公告 令和8年1月23日
東京都港区赤坂四丁目13番13号
株式会社Lucci
代表取締役 竹林 謙一
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	596,310
固定資産	269,313
資産合計	865,623
負純 資産 及の び部	
流動負債	764,328
固定負債	15,609
株主資本	85,687
資本準備金	20,000
資本剰余金	382,480
資本	5,000
その他資本剰余金	377,480
利益剰余金	△316,793
その他利益剰余金	△316,793
(うち当期純利益)	(78,319)
負債・純資産合計	865,623

第13期決算公告 令和8年1月23日
川崎市中原区市ノ坪49番地15
株式会社Dlala'enchanted
代表取締役 林 琢夫
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	31,905
固定資産	77,223
資産合計	109,128
負純 資産 及の び部	
流動負債	44,125
固定負債	60,144
株主資本	4,859
資本準備金	1,000
資本剰余金	3,859
その他資本剰余金	3,859
利益剰余金	(21,717)
(うち当期純利益)	(21,717)
純資産合計	4,859
負債・純資産合計	109,128

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

第28期決算公告
令和8年1月23日
東京都港区赤坂四丁目13番13号
株式会社コンテンツ
代表取締役 石神 正章
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	169,769
固定資産	804
資産合計	170,573
負純 資産 及の び部	
流動負債	102,642
固定負債	4,696
株主資本	63,235
資本準備金	20,000
資本剰余金	43,235
その他資本剰余金	43,235
(うち当期純利益)	(40,270)
負債・純資産合計	170,573

第46期決算公告
令和8年1月23日
宮崎県児湯郡川南町大字川南15266番地
株式会社宮崎商事
代表取締役 桐谷 光隆
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	199
固定資産	230
資産合計	430
負純 資産 及の び部	
流動負債	153
固定負債	14
株主資本	263
資本準備金	5
資本剰余金	258
その他資本剰余金	5
(うち当期純利益)	253
負債・純資産合計	(20)
負債・純資産合計	430

準備金の額の減少公告
当社は、効力発生日を令和七年十二月二十六日とする株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第6期決算公告
令和8年1月23日
東京都港区赤坂四丁目13番13号
赤坂ビル4階
株式会社ワークプレイス
代表取締役 高橋 竜也
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	496
資産合計	496
負純 資産 及の び部	
流動負債	70
株主資本	426
資本準備金	1,000
資本剰余金	△574
その他資本剰余金	△574
(うち当期純損失)	(82)
負債・純資産合計	496

第31期決算公告
令和8年1月23日
川崎市宮前区犬藏一丁目6番43号
グッド株式会社
代表取締役 小嶋一佐男
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	133,582,370
固定資産	624,447,756
資産合計	758,030,126
負純 資産 及の び部	
流動負債	265,105,096
固定負債	295,033,000
株主資本	197,892,030
資本準備金	33,500,000
資本剰余金	164,392,030
その他資本剰余金	4,422,000
(うち当期純利益)	159,970,030
合計	(7,708,534)
合計	758,030,126

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙のクリーンな事業会社を承継することにいたしました。乙の会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第10期決算公告
令和8年1月23日
東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
aki baco株式会社
代表取締役 川森 敬史
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	88,337
資産合計	88,337
負純 資産 及の び部	
流動負債	2,586
固定負債	80,000
株主資本	5,750
資本準備金	75,000
資本剰余金	75,000
その他資本剰余金	△144,250
(うち当期純損失)	(6,613)
負債・純資産合計	88,337

第22期決算公告
令和8年1月23日
横浜市西区北幸二丁目5番15号
プレミア横浜西口ビル8階
株式会社システムクルー
代表取締役 高野 俊二
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	227,933
固定資産	88,927
資産合計	316,861
負純 資産 及の び部	
流動負債	104,251
固定負債	83,940
株主資本	128,669
資本準備金	100,000
資本剰余金	28,669
その他資本剰余金	28,669
(うち当期純損失)	(253)
合計	316,861

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第3期決算公告

令和8年1月23日

富山市新保33番地1

株式会社アイリス

代表取締役 三浦 克志

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	41,830
	固定資産	
	合計	41,830
負純 資産 及の び部	流动負債	28,912
	固定負債	
	資本	12,918
	資本余剰金	1,000
	利益	11,918
	その他利益	11,918
	(うち当期純損失)	(73)
	合計	41,830

合併
公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

第4期決算公告 令和8年1月23日

愛知県安城市住吉町七丁目36番地14

株式会社磐耀ホールディングス

代表取締役 林 国棟

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	32,024
	固定資産	967,720
	合計	999,744
負純 資産 及の び部	流动負債	417,177
	固定負債	398,544
	資本	184,022
	資本余剰金	45,000
	利益	45,000
	その他利益	94,022
	(うち当期純利益)	(29,565)
	合計	999,744

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千八百四十七万四千七百七十八円、資本準備金の額を一億四千八百四十七万四千七百七十七円減少するにいたしました。同時に株式の発行により増額いたしましたので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありませ

ん。なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

第9期決算公告

令和8年1月23日

神奈川県横浜市戸塚区川上町90番6号

株式会社ケイティックホールディングス

代表取締役 高野 匠

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	219,550
	合計	219,550
負純 資産 及の び部	流动負債	74
	固定負債	23,460
	資本	196,016
	資本余剰金	5,000
	利益	191,016
	その他利益	500
	(うち当期純利益)	190,516
	合計	(23,035)
		219,550

第8期決算公告 令和8年1月23日

京都市下京区中堂寺南町134番地

クアドリティクス株式会社

代表取締役 林 康平

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	36,324
	固定資産	182,082
	合計	218,406
負純 資産 及の び部	流动負債	41,599
	固定負債	66,526
	資本	110,281
	資本余剰金	96,000
	資本準備金	93,000
	利益	93,000
	その他利益	478,720
	(うち当期純損失)	478,720
	合計	(21,157)
		218,406

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千八百七十二万四百七十六円減少し、九千四百七十八万三千三百二十七円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千八百七十二万四百七十六円減少し、九千四百七十八万三千三百二十七円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第18期決算公告 令和8年1月23日

岡山市南区豊成三丁目22番13号

設計工房樅株式会社

代表取締役 秋山 麗子

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	88,667
	固定資産	78,026
	合計	166,693
負純 資産 及の び部	流动負債	77,138
	固定負債	64,686
	資本	24,867
	資本余剰金	3,000
	資本準備金	21,867
	利益	0
	その他利益	21,867
	(うち当期純利益)	(4,057)
	合計	166,693

吸収分割公告

当社は、左記会社は吸収分割して甲は乙の酒類販売業を含む小売事業に関する権利義務を承継したのを告白します。この会社に異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

おりなお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

第63期決算公告 令和8年1月23日

愛知県北名古屋市久地野牧野48番地

白洋舍栄リネンサプライ株式会社

代表取締役 堀 淳二

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	18,995,233
	固定資産	7,294,286
	合計	26,289,519
負純 資産 及の び部	流动負債	8,849,743
	固定負債	1,539,677
	資本	15,900,099
	資本余剰金	180,000
	利益	15,720,099
	その他利益	45,000
	(うち当期純利益)	15,675,099
	合計	(220,200)
		26,289,519

第54期決算公告 令和7年12月26日
大阪府箕面市小野原東一丁目2番83号
株式会社ナオミ
代表取締役社長 家田 康嗣
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

資本		金額(円)
資産部	流動資産	1,775,789
	固定資産	195,882
	合計	1,971,671
負純 債資產 及の び部	流动負債	189,201
	(うち賞与引当金)	(35,000)
	固定負債	90,392
	(うち退職給付引当)	(63,999)
	株主資本	1,692,078
	資本剰余金	10,000
負純 債資產 及の び部	利益剰余金	1,682,078
	その他利益剰余金	1,682,078
	(うち当期純利益)	(110,994)
合計		1,971,671

第2期決算公告
令和8年1月23日 福岡市博多区青木一丁目16番28号
株式会社ミライホールディングス
代表取締役 田中 国吉

科 目		金額
資の 産部	流動資産	7,348
	固定資産	74,200
	合 計	81,548
負純 資產 及の び部	流动负债	21,814
	固定负债	55,750
資本 利 益	股本	3,983
	剩余利益	5,000
その他 (うち当期純利益)	剩余资金	△1,016
	△1,016	(857)
	合 計	81,548

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。このことにつき議決されたることにいたしました。このことにつき議決されたことを公表するため、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

第41期決算公告
令和8年1月23日

仙台市若林区土樋104番地
株式会社イー・エス・ティ
 代表取締役 阿部 孝治
貸借対照表の要旨
 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	2,580,434	流動負債	347,164
固定資産	7,569,530	負債	7,992,306
繰延資産	25,534	資本金	1,836,029
		資本金	10,000
		資本余金	373,635
		その他資本	373,635
		利益剰余金	1,452,393
		その他の利益	2,500
		利益準備金	1,449,893
		(うち当期純利益)	(218,180)
資産合計	10,175,500	負債・純資産合計	10,175,500

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公表義務はありません。
令和八年一月二十三日
仙台市若林区土樋一〇四番地
(甲) 株式会社イー・エス・ティ
代表取締役 阿部 孝治
埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目一
(乙) 有限会社学朋
七番地三
取締役 阿部 孝治

第29期決算公告

東京都墨田区両国三丁目16番4号両国SSビル7F
株式会社飛馬日本
代表取締役 馬 磊
貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

資本と黒字の合計		(単位：千円)	期日：令和3年1月20日現在		(単位：千円)
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	545,391		流動負債	1,712,111	
固定資産	2,031,292		固定負債	596,032	
総 資 産	20,254		株主資本	288,795	
			資本剰余金	35,000	
			資本準備金	5,000	
			利益剰余金	5,000	
			利益準備金	359,422	
			その他利益剰余金	3,732	
			その他利益純損失	355,690	
			(うち当期純損失)	(64,872)	
			自己株式	△110,627	
資 产 合 计	2,596,939		負 債・純資产合計	2,596,939	

吸収分割公告
当社(甲)は吸収分割により株式会社飛馬日本(乙)、東京都墨田区両国三丁目一六番四号両号両国S'Sビル七Fの繊維製品の輸出入及び販売事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)確定した最終事業年度はありません。
(乙)左記のとおりです。
令和八年一月二十三日
東京都墨田区両国三丁目一六番四号両号両国S'Sビル一F 株式会社飛馬日本
代表取締役 馬 磐

第11期決算公告
令和8年1月23日 新潟県長岡市役所

新潟県長岡市瑞保四丁目750番地3
日本ハイドロパウテック株式会社
代表取締役 熊澤 正純
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	651,023	流动負債	193,930
固定資産	511,551	(賞与引当金)	(3,238)
		固定負債	202,153
		(退職給付引当金)	(8,266)
		株主資本金	766,490
		資本剰余金	299,942
		資本準備金	888,567
		その他資本剰余金	696,270
		利益剰余金	192,297
		その他利益剰余金	△422,018
		(うち当期純損失)	△422,018
合 计	1,162,574	合 计	(214,147)

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千六百七十八万六千五百円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

乙の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	238
固定 資産	675
基 本 財 産	594
その他の 固定資産	80
合 計	912
負純 資産 及の び部	
流動 負債	20
固定 負債	79
基 本 金	98
国庫補助金等特別積立金	184
その他の積立金	18
次期繰越活動増減差額	513
(うち当期活動増減) (差額)	(6)
合 計	912

甲の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	520
固定 資産	1,346
基 本 財 産	1,200
その他の 固定資産	146
合 計	1,866
負純 資産 及の び部	
流動 負債	122
固定 負債	494
基 本 金	23
国庫補助金等特別積立金	359
その他の積立金	—
次期繰越活動増減差額	868
(うち当期活動増減) (差額)	(25)
合 計	1,866

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月23日
山口県岩国市錦町広瀬七五八
(甲) 社会福祉法人錦福祉会 理事長 石井 忍
(乙) 社会福祉法人光葉会 理事長 石井 忍

乙の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	238
固定 資産	675
基 本 財 産	594
その他の 固定資産	80
合 計	912
負純 資産 及の び部	
流動 負債	20
固定 負債	79
基 本 金	98
国庫補助金等特別積立金	184
その他の積立金	18
次期繰越活動増減差額	513
(うち当期活動増減) (差額)	(6)
合 計	912

甲の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動 資産	520
固定 資産	1,346
基 本 財 産	1,200
その他の 固定資産	146
合 計	1,866
負純 資産 及の び部	
流動 負債	122
固定 負債	494
基 本 金	23
国庫補助金等特別積立金	359
その他の積立金	—
次期繰越活動増減差額	868
(うち当期活動増減) (差額)	(25)
合 計	1,866

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月23日
山口県岩国市錦町広瀬七五八
(甲) 社会福祉法人錦福祉会 理事長 石井 忍
(乙) 社会福祉法人光葉会 理事長 石井 忍

第39期決算公告

令和8年1月23日
福島県いわき市常磐下船尾町杭出作23番地の29東日本産業機械株式会社
代表取締役 松尾 活秀

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	22,793
固定 資産	5,877
合 計	28,670
負純 資産 及の び部	
流動 負債	1,157
固定 負債	3,920
基 本 金	23,592
利 益 剰 余 金	10,000
その他の利益剰余金	13,592
(うち当期純損失)	13,592
合 計	(566)

第63期決算公告

令和8年1月23日
福島県いわき市泉町下川字大劍1番地の155

三つ山運送株式会社

代表取締役 松尾 活秀

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	70,268
固定 資産	415,989
合 計	486,257
負純 資産 及の び部	
流動 負債	108,770
固定 負債	174,259
基 本 金	203,228
利 益 剰 余 金	10,500
利 益 準 備 金	192,728
その他の利益剰余金	2,625
(うち当期純利益)	190,103
合 計	(16)

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併の株主総会の承認決議は令和七年十二月一日に終了しております。月一日の合併の翌日から二箇月以内に最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月23日
福島県いわき市泉町下川字大劍1番地の155
(甲) 三つ山運送株式会社 代表取締役 松尾 活秀
(乙) 東日本産業機械株式会社 代表取締役 松尾 活秀

第12期決算公告 令和8年1月23日
埼玉県川越市熊野町4番地4

株式会社アクアテックス

代表取締役 下司 泰史

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動 資産	66,107,848
固定 資産	1,836,638
合 計	255,000
負純 資産 及の び部	
流動 負債	17,303,584
固定 負債	45,070,920
基 本 金	5,824,982
利 益 剰 余 金	28,000,000
その他の利益剰余金	△22,175,018
(うち当期純損失)	△22,175,018
合 計	(18,287,301)

第56期決算公告 令和8年1月23日

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞三丁目4番号

株式会社富士精工

代表取締役 下司 英人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動 資産	446,405,796
固定 資産	368,607,810
合 計	815,013,606
負純 資産 及の び部	
流動 負債	206,022,004
固定 負債	346,013,862
基 本 金	262,977,740
利 益 剰 余 金	35,000,000
利 益 準 備 金	25,000,000
その他の利益剰余金	25,000,000
(うち当期純利益)	202,977,740
合 計	(31,119,136)

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月23日
埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞三丁目4番号
(甲) 株式会社富士精工 代表取締役 下司 英人
(乙) 株式会社アクアテックス 代表取締役 下司 泰史

第2期決算公告 令和8年1月23日
静岡県静岡市清水区堀込345番地の9
株式会社OLIOLICOMPANY
代表取締役 宮本 由香

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,692
固定資産	13,364
繰延資産	926
資産合計	15,983
負純資産及のび部	
流動負債	5,846
固定負債	13,321
資本	△3,184
利益	25,000
その他利益	△28,184
剰余金	△28,184
(うち当期純損失)	(12,974)
負債・純資産合計	15,983

第50期決算公告 令和8年1月23日
静岡県静岡市清水区堀込345番地の9
株式会社東洋
代表取締役 宮本 昌宣

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	19,605
固定資産	422,563
資産合計	442,168
負純資産及のび部	
流動負債	57,892
固定負債	237,787
資本	146,488
利益	10,000
剰余金	195,505
利益	3,500
準備金	192,005
その他利益剰余金	(436)
(うち当期純損失)	(436)
自己株式	△59,017
負債・純資産合計	442,168

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和8年1月23日

第13期決算公告 令和8年1月23日
名古屋市天白区中砂町538番地
株式会社ルピナス
代表取締役 中川 広美

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	44,863
固定資産	9,317
資産合計	54,181
負純資産及のび部	
流動負債	25,729
固定負債	32,991
資本	△4,539
利益	3,000
剰余金	△7,539
その他利益剰余金	△7,539
(うち当期純利益)	(1,512)
負債・純資産合計	54,181

第24期決算公告 令和8年1月23日
名古屋市天白区池見二丁目212番地の1
株式会社ケーピーピー
代表取締役 中川 広美

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	79,668
固定資産	41,982
資産合計	121,650
負純資産及のび部	
流動負債	65,321
固定負債	61,827
資本	△5,497
利益	10,000
剰余金	△15,497
その他利益剰余金	△15,497
(うち当期純損失)	(12,307)
負債・純資産合計	121,650

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。令和8年1月23日

第11期決算公告 令和8年1月23日
名古屋市中区栄三丁目25番43号
瑞穂ビル3階
株式会社Somewhere
代表取締役 浅野 由裕

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	205,714
固定資産	470,767
資産合計	676,482
負純資産及のび部	
流動負債	101,128
固定負債	433,165
資本	142,188
利益	3,000
剰余金	139,188
その他利益剰余金	139,188
(うち当期純利益)	(△49,082)
合 計	676,482

第9期決算公告 令和8年1月23日
愛知県長久手市松ヶ池1120番地
株式会社WIREsurf
代表取締役 渥野 由裕

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	31,266
固定資産	95,114
資産合計	126,847
負純資産及のび部	
流動負債	30,623
固定負債	132,406
資本	△36,182
利益	1,000
剰余金	△37,182
その他利益剰余金	△37,182
(うち当期純利益)	(△17,195)
合 計	126,847

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食店事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和8年1月23日

第4期決算公告 令和8年1月23日
山口県下松市栄町一丁目6番21号
株式会社I-F
代表取締役 高島 勇貴

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	34,956
固定資産	18,441
有形固定資産	15,569
投資その他の資産	2,872
資産合計	53,397
負純資産及のび部	
流動負債	15,041
固定負債	16,025
資本	22,331
利益	1,000
剰余金	21,331
その他利益剰余金	250
(うち当期純利益)	(13,552)
合 計	53,397

第5期決算公告 令和8年1月23日
山口県下松市栄町一丁目6番21号
株式会社LIV
代表取締役 永野 史也

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	9,963
固定資産	18,422
有形固定資産	14,306
無形固定資産	2,375
投資その他の資産	1,741
資産合計	28,385
負純資産及のび部	
流動負債	25,787
固定負債	21,207
資本	△18,609
利益	1,000
剰余金	△19,609
その他利益剰余金	△19,609
(うち当期純損失)	(10,289)
合 計	28,385

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和8年2月二十七日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月一日に終了しております。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和8年1月23日

第14期決算公告

令和8年1月23日

徳島県阿南市横見町高川原57番地2

株式会社SMILE

代表取締役 和田 文平

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	15,549
固定資産	124,117
合 計	139,666
負純資産及のび部	
流動負債	5,913
固定負債	255,266
株主資本	△121,513
資本剰余金	1,000
利益剰余金	△122,513
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△122,513
合 計	(20,239)
負債・純資産合計	139,666

第22期決算公告

令和8年1月23日

徳島県徳島市佐古二番町5番11号

イツモスマイル株式会社

代表取締役 大田 仁大

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	599,537
固定資産	1,202,242
合 計	6,202
負純資産及のび部	
流動負債	1,807,981
固定負債	173,193
株主資本	1,622,778
資本剰余金	12,010
利益剰余金	3,000
その他利益剰余金(うち当期純利益)	9,009
合 計	9,009
負債・純資産合計	(1,543)
合 計	1,807,981

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第31期決算公告

令和8年1月23日

群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田2145番地

株式会社ドーリー

代表取締役 松本 義弘

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	106,475
固定資産	304,577
資産合計	411,053
負純資産及のび部	
流動負債	41,429
固定負債	56,829
株主資本	312,795
資本剰余金	3,000
利益準備金	309,795
その他利益剰余金(うち当期純利益)	309,045
負債・純資産合計	(58,507)
負債・純資産合計	411,053

合併公告
左記会社は合併して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 株式会社ドーリー
代表取締役 松本 義弘
住所:群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田2145番地
電話番号:027-321-1111
 fax:027-321-1112
メールアドレス:info@do-ri.jp
ウェブサイト:www.do-ri.jp

(乙) 株式会社マジオネット
代表取締役 松本 五号
住所:群馬県新宿区新宿五丁目一七番五号
電話番号:03-3366-1111
 fax:03-3366-1112
メールアドレス:info@majo-net.jp
ウェブサイト:www.majo-net.jp

吸収分割公告
当社(甲)は、吸収分割により株式会社ドーリー(乙)の住所:群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田2145番地の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 株式会社ドーリー
代表取締役 松本 義弘
住所:群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田2145番地
電話番号:027-321-1111
 fax:027-321-1112
メールアドレス:info@do-ri.jp
ウェブサイト:www.do-ri.jp

(乙) 株式会社マジオネット
代表取締役 松本 五号
住所:群馬県新宿区新宿五丁目一七番五号
電話番号:03-3366-1111
 fax:03-3366-1112
メールアドレス:info@majo-net.jp
ウェブサイト:www.majo-net.jp

第7期決算公告

令和8年1月23日

新潟市中央区下大川前通四ノ町2230番地11
1 グランリーオ大川前502号

株式会社さわやか

代表取締役 猪又 和夫

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	11,662,094
固定資産	100,623,905
資産合計	112,285,999
負純資産及のび部	
流動負債	574,751
固定負債	113,627,854
株主資本	△1,916,606
資本剰余金	1,000,000
利益準備金	△2,916,606
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△2,916,606
負債・純資産合計	(678,005)
負債・純資産合計	112,285,999

第15期決算公告

令和8年1月23日

新潟市中央区下大川前通四ノ町2230番地11
1 グランリーオ大川前502

株式会社猪又商事

代表取締役 猪又 和夫

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	18,846,130
固定資産	159,268,093
資産合計	178,114,223
負純資産及のび部	
流動負債	272,941
固定負債	159,402,679
株主資本	18,438,603
資本剰余金	100,000
利益準備金	18,338,603
その他利益剰余金(うち当期純利益)	18,338,603
負債・純資産合計	(448,961)
負債・純資産合計	178,114,223

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

(甲) 株式会社猪又商事
代表取締役 猪又 和夫
住所:新潟市中央区下大川前通四ノ町二二三番地
電話番号:025-221-1111
 fax:025-221-1112
メールアドレス:info@shioya.co.jp
ウェブサイト:www.shioya.co.jp

(乙) 株式会社あとりえMOMO
代表取締役 榊原 公徳
住所:新潟市中央区下大川前通四ノ町二二三番地
電話番号:025-221-1111
 fax:025-221-1112
メールアドレス:info@momo-shioya.com
ウェブサイト:www.momo-shioya.com

第17期決算公告 令和8年1月23日

静岡県浜松市浜名区中条690番地

株式会社シュガーポット

代表取締役 榊原 公徳

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	9,887
固定資産	3,630
資産合計	13,518
負純資産及のび部	
流動負債	3,830
固定負債	22,858
株主資本	△13,169
資本剰余金	3,000
利益準備金	△16,169
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△16,169
負債・純資産合計	(910)
負債・純資産合計	13,518

第21期決算公告 令和8年1月23日

静岡県焼津市吉永1937番地の1

株式会社あとりえMOMO

代表取締役 榊原 公徳

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	70,146
固定資産	88,329
資産合計	158,476
負純資産及のび部	
流動負債	48,935
固定負債	45,144
株主資本	64,395
資本剰余金	3,000
利益準備金	61,395
その他利益剰余金(うち当期純損失)	61,395
負債・純資産合計	(663)
負債・純資産合計	158,476

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併の効力発生日は令和8年3月1日であり、この合併に予定してあります。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

(甲) 株式会社あとりえMOMO
代表取締役 榊原 公徳
住所:静岡県浜名区中条6番地
電話番号:053-421-1111
 fax:053-421-1112
メールアドレス:info@momo-shioya.com
ウェブサイト:www.momo-shioya.com

(乙) 株式会社シユガーポット
代表取締役 榊原 公徳
住所:静岡県浜名区中条6番地
電話番号:053-421-1111
 fax:053-421-1112
メールアドレス:info@shioya.co.jp
ウェブサイト:www.shioya.co.jp

第66期決算公告 令和8年1月23日
仙台市若林区鶴代町6番65号
海風堂株式会社
代表取締役 大橋 耕一
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	14,467
固定資産	78,031
合 計	92,498
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	52,872
貯金	380
固定負債	42,329
株主資本	△2,703
資本金	20,000
利益剰余金	△22,703
利益準備金	4,785
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△27,488 (1,876)
合 計	92,498

第56期決算公告 令和8年1月23日
仙台市若林区鶴代町6番65号
株式会社鐘崎
代表取締役 嘉藤 明美
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	342,608
固定資産	2,168,488
合 計	2,511,096
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	1,343,231
貯金	11,000
固定負債	955,780
退職給付引当金	79,619
役員退職慰労引当金	58,550
株主資本	212,085
資本金	40,000
利益剰余金	172,085
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	172,085 (2,939)
合 計	2,511,096

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第20期決算公告 令和8年1月23日
横浜市青葉区たちはばな台一丁目5番地26
株式会社ファーロ
代表取締役 川上 高義
貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	4,988,967
固定資産	103,821,117
合 計	108,810,084
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	1,248,250
固定負債	63,169,828
株主資本	44,392,006
資本金	10,000,000
利益剰余金	34,392,006
その他利益剰余金 (繰越利益剰余金) (うち当期純損失)	34,392,006 (34,392,006) (933,633)
合 計	108,810,084

第26期決算公告 令和8年1月23日
東京都渋谷区円山町6番7号
株式会社ゼファ
代表取締役 川上 高義
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	
流動資産	82,685,453
固定資産	639,346,915
合 計	722,032,368
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	59,166,096
固定負債	477,116,852
株主資本	185,749,420
資本金	70,000,000
利益剰余金	115,749,420
その他利益剰余金 (繰越利益剰余金) (うち当期純損失)	115,749,420 (115,749,420) (4,000,258)
合 計	722,032,368

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 左記のとおりです。

第14期決算公告 令和8年1月23日
東京都新宿区市谷船河原町9番地1
株式会社レヴェラ
代表取締役 高取 健治
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	131,197
固定資産	63,139
合 計	194,337
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	19,423
固定負債	147,376
株主資本	27,537
資本金	10,000
利益剰余金	17,537
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	17,537 (401)
合 計	194,337

第26期決算公告 令和8年1月23日
東京都新宿区市谷船河原町9番地1
株式会社リロードエッジ
代表取締役 高取 健治
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	529,421
固定資産	425,339
合 計	957,429
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	141,881
固定負債	577,572
株主資本	237,975
資本金	3,000
利益剰余金	3,000
その他資本剰余金	3,000
利益剰余金	231,975
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	231,975 (1,021)
合 計	957,429

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
(甲) 株式会社リロードエッジ
(乙) 株式会社レヴェラ

乙の貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	7,308,195
固定資産	289,117,257
基本財産	213,120,749
その他の固定資産	75,996,508
合 計	296,425,452
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	185,058,668
固定負債	60,200,000
基本財産	121,000,000
国庫補助金等特別積立金	2,603,674
次期繰越活動増減差額	△72,436,890
(うち当期活動増減差額)	(△39,363,583)
合 計	296,425,452

甲の貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	1,055,275,872
固定資産	3,585,345,042
基本財産	2,648,951,427
その他の固定資産	936,393,615
合 計	4,640,620,914
負純 資 産 及 の び 部	
流動負債	246,383,627
固定負債	130,938,799
基本財産	576,461,916
国庫補助金等特別積立金	969,948,646
その他の積立金	535,000,000
次期繰越活動増減差額	2,181,887,926
(うち当期活動増減差額)	(96,177,882)
合 計	4,640,620,914

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
(甲) 社会福祉法人 惠伸会
(乙) 社会福祉法人 相模福祉会

第34期決算公告

令和8年1月23日
広島市西区横川町一丁目6番17号
広川エナス株式会社
代表取締役 広川 正和
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

第5期決算公告

令和8年1月23日
長崎市けやき台町1番1号
株式会社コアインクルーズ
代表取締役 加藤 康広

貸借対照表の要旨						
(令和7年9月30日現在)				(単位:千円)		
科 目		金額				
資の 産部	流動資産	資産	資産	資産	資産	126,368
	固定資産					2,078,492
	繰延資産					3,397
合 计		2,208,258				
負純 資産 及の び部	流动債	動主	負資	債本	本金	2,430,807
	株資		資本			△222,549
	利益		剩余	金		1,000
その他利益		△223,549				
(うち当期純損失)		△223,549				
合 计		(142,503)				
合 计		2,208,258				

第17期決算公告

令和7年12月10日
横浜市西区高島二丁目18番1号
一般財団法人そごう美術館
理事長 田口 広人
貸借対照表の要旨
(令和7年1月31日現在) (会計年度末)

(令和7年9月30日現在)		(単位:千円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	381,975
	固定資産	6,802
	合計	388,777
負 債 財 及 産 び の 正 部	流动負債	215,679
	負債合計	215,679
	一般正味財産	173,098
	正味財産合計	173,098
合計		388,777

第8期決算公告

令和8年1月23日
東京都目黒区八雲三丁目15番17号
株式会社green brewing
代表取締役 青柳 智士
貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在)					(単位:千円)
科 目			金 額		
資の 産部	流動資産	固定資産			47,698
	流動資産	固定資産			8,298
	合 計				55,996
負純 資産 及の び部	流動負債	固定負債	資本金	資本金	16,726
	流動負債	固定負債	資本金	資本金	43,709
	株主資本	主益	剰余金	剰余金	△4,439
△4,439		△14,439		10,000	
△14,439		△14,439		(うち当期純利益)	
(うち当期純利益)		(7,129)			
合 計					55,996

第 60 期 決 算 公 告

令和7年12月26日
東京都港区北青山三丁目10番9号
OMAKASE青山ガーデンbyGMO
株式会社
代表取締役 内田朋宏
賃借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在)		(単位:百万円)
科	目	金額
資の 産部	流動資産	342
	固定資産	0
	資産合計	342
負純 資産 及の び部	流動負債	342
	株主資本	△0
	資本剰余金	10
	利益剰余金	△10
	その他利益(うち当期純損失)	△10
	金	(25)
	負債・純資産合計	342

社会福祉法人湖聖会の

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目		金 額
資の 産部	流動資産	2,834
	固定資産	8,476
	基本財産	6,429
	その他の固定資産	2,047
	合 計	11,311
負純 資産 及の び部	流动负债	748
	固定负债	5,552
	基本资本	530
	国庫補助金等特別積立金	2,450
	その他の積立金	85
	次期繰越活動増減差額	1,944
(うち当期活動増減) (差額)		(154)
合 計	11,311	

第13期決算公告 令和8年1月23日
東京都千代田区内神田1-14-8
KANDA SQUARE GATE 7階
株式会社diversity house

株式会社diversity house
代表取締役 水越 聖
貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	20,203
	固定資産	4,768
負純 資産 及の び部	資産合計	24,971
	流动負債	3,094
	負債合計	3,094
資本 金	株主資本	21,877
	資本剰余金	3,600
その他の利益剰余金	利益剰余金	18,277
	(うち当期純利益)	18,277
	純資産合計	21,877
負債・純資産合計		24,971

社会福祉法人百葉の会の

(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科 目		金 額
資の 産部	流動資本	852
	固定資本	3,268
	定資本	2,890
	その他	378
	合 計	4,121
負純 資産 及の び部	流动負債	208
	固定負債	2,903
	定負債	129
	本金	761
	国庫補助金等特別積立金	24
	その他の積立金	94
	次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減) 差額	(84)
	合 計	4,121

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十三日

長崎市けやき台町一番一号

(甲) 株式会社コアインクルーズ
代表取締役 加藤 康広

長崎市けやき台町一番一号

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千百五十万円減少
し一千万円とすることにいたしました。
ただし、同時に株式の発行により増額いた
しますので、効力発生日後の資本金の額は同
日前を下回ることはありません。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、各法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十三日
静岡県富士宮市大鹿塚一四三番地一

(甲) 社会福祉法人湖聖会
理事長 湖山 泰成
理事事長 湖山一丁目一一番一号
社会福祉法人湖山 泰成
理事事長 湖山一丁目一一番一号

(乙) 社会福祉法人湖聖会
理事長 湖山 泰成
理事事長 湖山一丁目一一番一号

神奈川県川崎市麻生区白山一丁目一一番一号
山梨県南巨摩郡南部町南部八〇五八番一葉の会
(内) 社会福祉法人百葉の会
理事長 湖山 泰成

社会福祉法人白山福祉会の

貸借対照表の要旨
 (令和7年3月31日現在) (単位: 百万円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	889
	固定資産	4,792
	基本財産	4,137
	その他の固定資産	655
	合計	5,682
負純 資産 及の び部	流动負債	635
	固定負債	2,873
	基本金	130
	国庫補助金等特別積立金	2,274
	その他の積立金	4
	次期繰越活動増減差額	△234
(うち当期活動増減) (差額)		(103)
合計		5,682

第20期決算公告

令和8年1月23日

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
岸本ビル5階

DRCキャピタル株式会社

代表取締役 青松 英男

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	89,372,177
固定資産	118,402,249
資産合計	207,774,426
負債及び純資産の部	
流動負債	474,509
負債合計	474,509
株主資本	194,326,240
資本金	10,000,000
資本剰余金	141,417,391
その他資本剰余金	141,417,391
利益剰余金	42,908,849
利益準備金	2,500,000
その他利益剰余金	40,408,849
(うち当期純損失)	(4,874,812)
評価・換算差額等	12,973,677
その他有価証券評価差額金	12,973,677
純資産合計	207,299,917
負債・純資産合計	207,774,426

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
合併の効力発生日は令和八年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は、令和八年一月十二日に終了しております。乙は、会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

（甲） 株式会社エンドレス
代表取締役 蕭 易風
（乙） 株式会社カレット
代表取締役 蕭 易風

令和八年一月二十三日

第11期決算公告 令和8年1月23日
東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
岸本ビル5階

JPH Group株式会社

代表取締役 青松 英男

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の産部	
流動資産	10,219,613
固定資産	459,224,998
資産合計	469,444,611
負債及び純資産の部	
流動負債	33,590,694
株主資本	435,853,917
資本剰余金	1,000,000
その他資本剰余金	431,967,106
利益準備金	431,967,106
その他利益剰余金	2,886,811
利益準備金	250,000
その他利益剰余金	2,636,811
(うち当期純利益)	(7,833,133)
負債・純資産合計	469,444,611

第15期決算公告 令和8年1月23日
東京都北区堀船一丁目7番4号
リヴェンド株式会社

代表取締役 水越 聖

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(円)
資の産部	
流動資産	53,753
固定資産	1,248
資産合計	55,001
負純資産	18,838
負債合計	18,838
株主資本	36,163
資本剰余金	10,000
利益剰余金	26,163
その他利益剰余金	26,163
(うち当期純利益)	(27,159)
純資産合計	36,163
負債・純資産合計	55,001

第3期決算公告 令和7年12月19日
東京都港区赤坂九丁目7番2号
株式会社Brilliantcrypto

代表取締役 馬場 功淳

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(円)
資の産部	
流動資産	411,433
固定資産	15,373
資産合計	426,807
負純資産	1,278,937
負債合計	21,709
株主資本	△873,840
資本剰余金	10,000
利益準備金	290,000
資本準備金	290,000
利益剰余金	△1,173,840
その他利益剰余金	△1,173,840
(うち当期純損失)	(1,152,685)
負債・純資産合計	426,807

第3期決算公告 令和7年12月15日
東京都渋谷区桜丘町20番4号
株式会社ブランジスタエール

代表取締役社長 井上 秀嗣

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(円)
資の産部	
流動資産	1,364,572
固定資産	30,651
資産合計	1,395,224
負純資産	780,365
負債合計	100,000
株主資本	514,858
資本剰余金	100,000
資本準備金	100,000
利益準備金	314,858
その他利益剰余金	314,858
(うち当期純利益)	(219,491)
負債・純資産合計	1,395,224

第22期決算公告 令和7年12月25日
東京都中央区晴海一丁目8番8号
アラックス株式会社

代表取締役 進藤 奈緒

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(円)
資の産部	
流動資産	48,541
固定資産	1,848,117
資産合計	1,896,658
負純資産	6,403
負債合計	2,128,210
株主資本	△237,954
資本剰余金	113,000
資本準備金	102,750
利益準備金	△453,704
その他利益剰余金	△453,704
(うち当期純損失)	(63,469)
負債・純資産合計	1,896,658

代表取締役 蕭 易風

東京都台東区柳橋一丁目二〇番一号
(甲) 株式会社エンドレス
代表取締役 蕭 易風
(乙) 株式会社カレット
代表取締役 蕭 易風第23期決算公告 令和8年1月23日
東京都台東区柳橋一丁目20番1号

株式会社カレット

代表取締役 蕭 易風

貸借対照表の要旨(令和7年5月18日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	
流動資産	209,436
固定資産	100,671
資産合計	310,108
負純資産	109,174
負債合計	265,790
株主資本	△64,856
資本剰余金	10,000
利益準備金	△74,856
その他利益剰余金	△74,856
(うち当期純利益)	—
負債・純資産合計	(16,542)
負債・純資産合計	310,108

第24期決算公告 令和8年1月23日
東京都台東区柳橋一丁目20番1号

株式会社エンドレス

代表取締役 蕭 易風

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	3,135,522
固定資産	6,584,800
資産合計	9,722,666
負純資産	515,012
負債合計	9,446,118
株主資本	△238,464
資本剰余金	40,000
資本準備金	△278,464
利益準備金	△278,464
その他利益剰余金	—
(うち当期純利益)	(266,579)
負債・純資産合計	9,722,666

第7期決算公告 令和8年1月23日
東京都港区新橋一丁目11番2号
I/O shimbashi 6階
株式会社ザブーン

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	194,094
	固定資産	2,684
	資産合計	196,779
負純 資 産 及 び部	流动負債	43,822
	固定負債	50,000
	株主資本	102,956
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	373,773
	その他資本剰余金	234,386
	利益剰余金	139,386
	その他利益剰余金	△370,816
	利益剰余金(うち当期純損失)	△370,816
	負債・純資産合計	(169,359)
	負債・純資産合計	196,779

第27期決算公告 令和8年1月23日
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
E Yビジネスパートナー株式会社
代表取締役 岡本 強

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	778,662
	固定資産	13,714
	資産合計	792,376
負純 資 産 及 び部	流动負債	1,190,122
	固定負債	16,571
	株主資本	△414,317
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△424,317
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△426,817
	利益剰余金(うち当期純利益)	(240,616)
	負債・純資産合計	792,376

第3期決算公告 令和8年1月23日
東京都中央区日本橋富沢町9番19号
株式会社ラストワンマイル・パートナーズ
代表取締役 奥田 謙吾

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	169,597
	固定資産	13,386
	資産合計	182,983
負純 資 産 及 び部	流动負債	224,005
	固定負債	56,095
	株主資本	△97,117
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	△117,117
	その他利益剰余金	△117,117
	利益剰余金(うち当期純損失)	(97,326)
	合計	182,983

第2期決算公告 令和8年1月23日
秋田県男鹿市船川港船川字外ヶ沢
124番地1、A号室
秋田オフショアトレーニングセンター
株式会社

代表取締役社長 横山 効

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	56,168
	固定資産	96,625
	資産合計	152,793
負純 資 産 及 び部	流动負債	27,684
	固定負債	125,109
	株主資本	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△74,891
	その他利益剰余金	△74,891
	利益剰余金(うち当期純損失)	(73,753)
	負債・純資産合計	152,793

第39期決算公告

令和8年1月23日

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目32番1号

株式会社辻総合クリエート

代表取締役 松園 秀樹

貸借対照表の要旨

(令和6年11月30日現在)(単位:百万円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	403
	固定資産	72
	資産合計	479
負 純 資 産 及 び部	流动負債	102
	固定負債	289
	株主資本	88
	資本剰余金	50
	利益剰余金	42
	利益準備金	42
	その他利益剰余金	△4
	利益剰余金(うち当期純損失)	2
	負債・純資産合計	(104)
	負債・純資産合計	479

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司へお問い合わせ下さい。最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和8年1月23日
千葉県習志野市津田沼五丁目一二番一二号
サンロード津田沼一F-1
(甲) 株式会社マイセルフネクスト
(乙) 株式会社辻総合クリエート
代表取締役 松園 秀樹
秀樹

第3期決算公告 令和8年1月23日
千葉県習志野市津田沼五丁目12番12号
サンロード津田沼1F-1
株式会社マイセルフネクスト
代表取締役 松園 秀樹

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	290
	固定資産	30
	資産合計	321
負 純 資 産 及 び部	流动負債	163
	固定負債	0
	株主資本	72
	資本剰余金	86
	利益剰余金	20
	利益準備金	66
	その他利益剰余金	1
	利益剰余金(うち当期純利益)	65
	負債・純資産合計	(20)
	負債・純資産合計	321

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のarashiyama villa Serenitas Kyoto arcana villa kyoto arashiyama(京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町四五二〇)にかかる宿泊施設業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継されることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年1月23日
静岡県伊豆市湯ヶ島一六六二番地
(甲) アサダ株式会社
(乙) 株式会社Dress
代表取締役 武石 訓尚

第20期決算公告 令和8年1月23日
静岡県伊豆市湯ヶ島1662番地
株式会社Dress
代表取締役 武石 訓尚

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	179,562
	固定資産	371,431
	資産合計	550,993
負 純 資 産 及 び部	流动負債	126,531
	固定負債	287,425
	株主資本	137,036
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	50,000
	利益準備金	37,036
	その他利益剰余金	37,036
	利益剰余金(うち当期純損失)	(24,753)
	負債・純資産合計	550,993

第36期決算公告

令和8年1月23日
静岡県三島市緑町18番9号
アサダ株式会社
代表取締役 浅田 圭美

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	166,234
	固定資産	369,467
	資産合計	535,701
負 純 資 産 及 び部	流动負債	71,321
	固定負債	309,349
	株主資本	155,031
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	145,031
	その他利益剰余金	144,781
	利益剰余金(うち当期純利益)	(26,881)
	負債・純資産合計	535,701

第54期決算公告

令和8年1月23日

岡山県津山市高野本郷1275番地11
株式会社ホンダカーズ津山

代表取締役 中坂寧郁

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,171,524	流动負債	1,026,336
固定資産	972,043	貯引当金	23,809
		固定負債	9,232
		株主資本	2,107,999
		資本金	50,000
		資本剩余金	9,800
		資本準備金	9,800
		利益剰余金	2,048,199
		利益準備金	7,708
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	2,040,491 (195,108)
合 計	3,143,568	合 計	3,143,568

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司とおりおのの合併の翌日から一箇月以内に終貸借対照表の開示状況は左記のとおり掲載され、終貸借対照表の開示状況は左記のとおり掲載されます。終貸借対照表の開示状況は左記のとおり掲載されます。

(甲) 岡山県津山市高野本郷1275番地11
株式会社ホンダカーズ津山
代表取締役 中坂寧郁
住所:岡山県津山市高野本郷1275番地11
電話番号:080-1234-5678
郵便番号:700-0001
電子メールアドレス:honda.ty@nifty.com

(乙) 岡山県津山市高野本郷1275番地11
株式会社ホンダカーズ津山
代表取締役 中坂寧郁
住所:岡山県津山市高野本郷1275番地11
電話番号:080-1234-5678
郵便番号:700-0001
電子メールアドレス:honda.ty@nifty.com

第54期決算公告

令和8年1月23日

石川県小松市打越町甲276番地
トウブ開発株式会社

代表取締役 本倉俊男

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	89,679	流动負債	12,901
固定資産	224,328	貯引当金	10,240
延資産	284	固定負債	291,151
		株主資本	69,600
		資本金	△ 715
		資本剰余金	△ 715
		その他資本剰余金	△ 715
		利益剰余金	258,390
		利益準備金	17,400
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	240,990 (14,148)
資産合計	314,292	自己株式	△ 36,123
		負債・純資産合計	314,292

準備金の額の減少公告
当社は、令和7年十二月十五日付で効力発生した株式交換により増加した資本準備金の額を三億二〇一六万八五八一円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月23日
石川県小松市打越町甲276番地
トウブ開発株式会社
代表取締役 本倉俊男

第55期決算公告 令和8年1月23日

札幌市中央区北一条西十丁目1番17号

株式会社ナガワ

代表取締役 山地章夫

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	48,484
流動資産	317,432
合 計	365,916
負純資産及び部	6,247
流動負債	359,669
株主資本	12,000
利益剰余金	350,949
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	350,949 (39,908)
自己株式	△3,280
合 計	365,916

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、各社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
(甲) 下記のとおりです。
(乙) 左記のとおりです。
(丙) 下記のとおりです。
令和8年1月23日
札幌市中央区北一条西十丁目1番17号
株式会社ナガワ
代表取締役 山地章夫
(甲) 株式会社エル・ディ・エル
代表取締役 山地章夫
(乙) 株式会社エル・ディ・エル
代表取締役 山地章夫
(丙) 株式会社エル・ディ・エル
代表取締役 山地章夫
住所:札幌市中央区北一条西十丁目1番17号
電話番号:011-222-1234
郵便番号:060-0001
電子メールアドレス:nagawa@nifty.com

第43期決算公告 令和8年1月23日

札幌市西区琴似二条五丁目4番22号

株式会社二条館

代表取締役 山地章夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	27,837
流動資産	144,874
合 計	172,711
負純資産及び部	67
流動負債	172,644
株主資本	10,000
利益剰余金	162,644
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	162,644 (23,666)
自己株式	△2,800
合 計	172,711

第28期決算公告

令和8年1月23日 札幌市中央区宮の森三条十二丁目3番37号

株式会社エル・ディ・エル

代表取締役 山地章夫

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	71,965	流动負債	45,810
固定資産	400,251	貯引当金	70,000
合 計		固定負債	356,406
		株主資本	10,000
		資本金	346,406
		剰余金	346,406
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	346,406 (40,661)
資産合計	472,216	負債・純資産合計	472,216

第21期決算公告

令和8年1月23日

名古屋市中区丸の内一丁目7番21号
株式会社まつりグループ代表取締役 飯田 昌登
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	247,309
固定 資産	196,874
合 計	444,183
負純 資産 及の び部	
流動 負債	105,179
固定 資本	309,213
株主 資本	29,791
資本 利益	3,000
その他の 利益	26,791
利益 剰余金	26,791
(うち当期純利益)	(33,986)
合 計	444,183

第1期決算公告

令和8年1月23日

名古屋市中区丸の内一丁目7番21号

株式会社MATSURI
ホールディングス

代表取締役 飯田 昌登

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動 資産	30,169
固定 資産	1,896
合 計	32,065
負純 資産 及の び部	
流動 負債	29,101
固定 資本	0
株主 資本	2,964
資本 利益	3,000
その他の 利益	△35
利益 剰余金	△35
(うち当期純損失)	(35)
合 計	32,065

左記会社は吸収分割して、甲は乙の不動産管理部門に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継されることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月23日

名古屋市中区丸の内一丁目7番21号

(甲) 株式会社MATSURI ホールディングス

代表取締役 飯田 昌登

(乙) 株式会社まつりグループ

代表取締役 飯田 昌登

登記番号(甲) 10番1号

(乙) 10番2号

登記番号(乙) 10番3号

登記番号(乙) 10番4号

登記番号(乙) 10番5号

登記番号(乙) 10番6号

登記番号(乙) 10番7号

登記番号(乙) 10番8号

登記番号(乙) 10番9号

登記番号(乙) 10番10号

登記番号(乙) 10番11号

登記番号(乙) 10番12号

登記番号(乙) 10番13号

登記番号(乙) 10番14号

登記番号(乙) 10番15号

登記番号(乙) 10番16号

登記番号(乙) 10番17号

登記番号(乙) 10番18号

登記番号(乙) 10番19号

登記番号(乙) 10番20号

登記番号(乙) 10番21号

登記番号(乙) 10番22号

登記番号(乙) 10番23号

登記番号(乙) 10番24号

登記番号(乙) 10番25号

登記番号(乙) 10番26号

登記番号(乙) 10番27号

登記番号(乙) 10番28号

登記番号(乙) 10番29号

登記番号(乙) 10番30号

登記番号(乙) 10番31号

登記番号(乙) 10番32号

登記番号(乙) 10番33号

登記番号(乙) 10番34号

登記番号(乙) 10番35号

登記番号(乙) 10番36号

登記番号(乙) 10番37号

登記番号(乙) 10番38号

登記番号(乙) 10番39号

登記番号(乙) 10番40号

登記番号(乙) 10番41号

登記番号(乙) 10番42号

登記番号(乙) 10番43号

登記番号(乙) 10番44号

登記番号(乙) 10番45号

登記番号(乙) 10番46号

登記番号(乙) 10番47号

登記番号(乙) 10番48号

登記番号(乙) 10番49号

登記番号(乙) 10番50号

登記番号(乙) 10番51号

登記番号(乙) 10番52号

登記番号(乙) 10番53号

登記番号(乙) 10番54号

登記番号(乙) 10番55号

登記番号(乙) 10番56号

登記番号(乙) 10番57号

登記番号(乙) 10番58号

登記番号(乙) 10番59号

登記番号(乙) 10番60号

登記番号(乙) 10番61号

登記番号(乙) 10番62号

登記番号(乙) 10番63号

登記番号(乙) 10番64号

登記番号(乙) 10番65号

登記番号(乙) 10番66号

登記番号(乙) 10番67号

登記番号(乙) 10番68号

登記番号(乙) 10番69号

登記番号(乙) 10番70号

登記番号(乙) 10番71号

登記番号(乙) 10番72号

登記番号(乙) 10番73号

登記番号(乙) 10番74号

登記番号(乙) 10番75号

登記番号(乙) 10番76号

登記番号(乙) 10番77号

登記番号(乙) 10番78号

登記番号(乙) 10番79号

登記番号(乙) 10番80号

登記番号(乙) 10番81号

登記番号(乙) 10番82号

登記番号(乙) 10番83号

登記番号(乙) 10番84号

登記番号(乙) 10番85号

登記番号(乙) 10番86号

登記番号(乙) 10番87号

登記番号(乙) 10番88号

登記番号(乙) 10番89号

登記番号(乙) 10番90号

登記番号(乙) 10番91号

登記番号(乙) 10番92号

登記番号(乙) 10番93号

登記番号(乙) 10番94号

登記番号(乙) 10番95号

登記番号(乙) 10番96号

登記番号(乙) 10番97号

登記番号(乙) 10番98号

登記番号(乙) 10番99号

登記番号(乙) 10番100号

登記番号(乙) 10番101号

登記番号(乙) 10番102号

登記番号(乙) 10番103号

登記番号(乙) 10番104号

登記番号(乙) 10番105号

登記番号(乙) 10番106号

登記番号(乙) 10番107号

登記番号(乙) 10番108号

登記番号(乙) 10番109号

登記番号(乙) 10番110号

登記番号(乙) 10番111号

登記番号(乙) 10番112号

登記番号(乙) 10番113号

登記番号(乙) 10番114号

登記番号(乙) 10番115号

登記番号(乙) 10番116号

登記番号(乙) 10番117号

登記番号(乙) 10番118号

登記番号(乙) 10番119号

登記番号(乙) 10番120号

登記番号(乙) 10番121号

登記番号(乙) 10番122号

登記番号(乙) 10番123号

登記番号(乙) 10番124号

登記番号(乙) 10番125号

登記番号(乙) 10番126号

登記番号(乙) 10番127号

登記番号(乙) 10番128号

登記番号(乙) 10番129号

登記番号(乙) 10番130号

登記番号(乙) 10番131号

登記番号(乙) 10番132号

登記番号(乙) 10番133号

登記番号(乙) 10番134号

登記番号(乙) 10番135号

登記番号(乙) 10番136号

登記番号(乙) 10番137号

登記番号(乙) 10番138号

登記番号(乙) 10番139号

登記番号(乙) 10番140号

登記番号(乙) 10番141号

登記番号(乙) 10番142号

登記番号(乙) 10番143号

登記番号(乙) 10番144号

登記番号(乙) 10番145号

登記番号(乙) 10番146号

登記番号(乙) 10番147号

登記番号(乙) 10番148号

登記番号(乙) 10番149号

登記番号(乙) 10番150号

登記番号(乙) 10番151号

登記番号(乙) 10番152号

登記番号(乙) 10番153号

登記番号(乙) 10番154号

登記番号(乙) 10番155号

登記番号(乙) 10番156号

登記番号(乙) 10番157号

登記番号(乙) 10番158号

登記番号(乙) 10番159号

登記番号(乙) 10番160号

登記番号(乙) 10番161号

登記番号(乙) 10番162号

登記番号(乙) 10番163号

登記番号(乙) 10番164号

登記番号(乙) 10番165号

登記番号(乙) 10番166号

登記番号(乙) 10番167号

登記番号(乙) 10番168号

登記番号(乙) 10番169号

登記番号(乙) 10番170号

登記番号(乙) 10番171号

登記番号(乙) 10番172号

登記番号(乙) 10番173号

登記番号(乙) 10番174号

登記番号(乙) 10番175号

登記番号(乙) 10番176号

登記番号(乙) 10番177号

登記番号(乙) 10番178号

登記番号(乙) 10番179号

登記番号(乙) 10番180号

登記番号(乙) 10番181号

登記番号(乙) 10番182号

登記番号(乙) 10番183号

登記番号(乙) 10番184号

登記番号(乙) 10番185号

登記番号(乙) 10番186号

登記番号(乙) 10番187号

登記番号(乙) 10番188号

登記番号(乙) 10番189号

登記番号(乙) 10番190号

登記番号(乙) 10番191号

登記番号(乙) 10番192号

登記番号(乙) 10番193号

登記番号(乙) 10番194号

登記番号(乙) 10番195号

登記番号(乙) 10番196号

登記番号(乙) 10番197号

登記番号(乙) 10番198号

登記番号(乙) 10番199号

登記番号(乙) 10番200号

登記番号(乙) 10番201号

登記番号(乙) 10番202号